



国指定史跡
齋場御嶽保存活用計画

平成30年3月
南城市教育委員会

国指定史跡
齋場御嶽保存活用計画

平成30年3月
南城市教育委員会

序 文

史跡斎場御嶽は、琉球王国の最高神女である聞得大君の就任儀礼「御新下り」が行われていた琉球王国最高の聖地です。昭和 30(1955)年 1 月 7 日に琉球政府指定の史跡、名勝、日本復帰後の昭和 47(1972)年 5 月 15 日に国指定史跡となりました。その後平成 4(1992)年に『知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画』が策定され、現在の姿に整備が行われました。

平成 12 (2000) 年には「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産として世界遺産に登録され、来訪者も増加し、平成 24 年度には約 44 万人を数えました。それに伴いオーバーユースの問題も指摘され始め、時代にあった保存活用計画の策定が望まれるようになりました。

本保存活用計画書は、平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 カ年をかけ、史跡斎場御嶽の保存・整備・活用について検討を重ね、その成果をまとめたものです。

地域の貴重な歴史文化遺産である史跡斎場御嶽を、次世代へと伝えていくため適切に保存し活用していくことは、私たちに課せられた責務です。今後はこの計画書に基づき、史跡の保存と整備に努め、市民をはじめ多くの方々に親しまれるよう、活用を図ってまいりたいと存じます。

結びになりましたが、本保存活用計画書の策定にあたり、策定委員の先生方をはじめ、文化庁並びに沖縄県教育委員会から貴重なご指導、ご助言を賜りました。また、地域の皆様をはじめ、ご理解とご協力をいただきました関係者の皆様方に心から厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

南城市教育委員会
教育長 山城 馨

例 言

- 1 本書は、沖縄県南城市に所在する国指定史跡斎場御嶽の保存活用計画書である。
- 2 本保存活用計画策定事業は、南城市教育委員会教育部文化課が主体となり、平成 28 年度、平成 29 年度に国庫補助金の交付を受けて実施した。
- 3 本計画は、策定にあたり設置した「斎場御嶽保存活用計画策定委員会」における協議によってまとめられたものである。
- 4 平成 27 年度に文化庁より「史跡等保存活用計画－標準となる構成／作成の留意点－」（『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』参考資料 各計画の要綱、文化庁文化財部記念物課、平成 27 年 3 月）の内容を踏まえた検討を行った。また、計画策定には、文化庁文化財部記念物課及び沖縄県教育庁文化財課の指導・助言を受けた。
- 5 計画策定に係る事務は、「斎場御嶽保存活用計画策定委員会」における協議結果を踏まえ、南城市教育委員会教育部文化課が担当し、関連業務の一部を株式会社ブレック研究所に委託した。
- 6 計画策定にあたり、文化庁文化財部記念物課、沖縄県教育庁文化財課から、多大なご協力とご助言をいただいた。

目次

第1章 沿革と目的

1. 計画策定の沿革	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の対象範囲	2
4. 計画の検討経緯	3
(1) 検討のフロー	3
(2) 検討委員会の設置	4
(3) ワークショップの開催	5
5. 計画の位置づけ	7
(1) 本計画の位置づけ	7
(2) 関連計画の概要	8

第2章 斎場御嶽の概要

1. 立地環境	32
(1) 位置・地勢	32
(2) 気候	34
(3) 土地利用	35
(4) 人口・世帯数	37
(5) 南城市の歴史	38
2. 斎場御嶽の史跡指定の概要	42
3. 世界遺産登録の概要	45
(1) 顕著な普遍的価値の言明	45
(2) 斎場御嶽の説明	47
4. 斎場御嶽の歴史	49
5. 斎場御嶽及びその周辺に位置する遺構等の概要	57
(1) 斎場御嶽に位置する主要な祭祀空間、遺構等	57
(2) 斎場御嶽周辺に位置する、斎場御嶽に関連する主要な歴史文化資産	67
6. 保存活用の状況	72
(1) 土地所有の状況	72
(2) 法令・条例等の適用状況	73
(3) 日常的な維持管理	77
(4) 自然環境調査の履歴	77
(5) 調査・整備履歴	81
(6) 地域住民との関わり	83
(7) 活用状況	83
(8) 保存活用の体制	90
(9) 斎場御嶽の保存活用上の課題	91

第3章 斎場御嶽の本質的価値と保存活用の目標・将来像

1. 斎場御嶽の本質的価値と目標・将来像	98
2. 斎場御嶽の保存管理と活用に関わる構成要素の整理	100

3. 斎場御嶽の保存管理・活用・整備の基本方針	104
(1) 保存管理の基本方針	104
(2) 活用の基本方針	105
(3) 整備の基本方針	105

第4章 保存管理

1. 保存管理の方向性	106
2. 史跡指定範囲の保存管理の方法	110
(1) 保存管理の方法	110
(2) 現状変更等の取扱方針	114
(3) 現状変更等の取扱基準	115
(4) 追加指定	177
3. 周辺環境の保全方法	118
(1) 世界遺産緩衝地帯の保全方法	118
(2) 周辺地域の保全方法	119

第5章 活用

1. 活用の方向性	120
2. 活用の方法	120
(1) 活用の基本方針1に関する方法	120
(2) 活用の基本方針2に関する方法	121
(3) 活用の基本方針3に関する方法	122
(4) 活用の基本方針4に関する方法	123

第6章 整備

1. 整備の方向性	124
2. 整備にあたっての基本的な考え方と整備の内容	124
(1) 保存整備に関する基本的な考え方と整備の内容	124
(2) 活用整備に関する基本的な考え方と整備の内容	125

第7章 運営・体制の整備

1. 運営・体制の方法	126
-------------------	-----

第8章 経過観察及び今後の課題

1. 経過観察	128
(1) 経過観察の方向性	128
(2) 経過観察の方法	128
(3) 点検及び維持管理	130
(4) 基礎情報の継続的更新	131
2. 今後の課題	132

【巻末資料】久手堅集落住民ワークショップの概要	133
-------------------------------	-----

第1章 沿革と目的

1. 計画策定の沿革

斎場御嶽は、沖縄開闢の神「アマミキヨ」創成との伝承があり、沖縄第一の聖地として知られる御嶽である。琉球王国時代、特に第二尚氏の代には、「アマミキヨ」の聖地の1つとして国王による巡幸巡礼が行われ、琉球王国最高位の女神官である聞得大君の「御新下り」が行われるなど、琉球最高の聖域とみなされた。明治12(1879)年に琉球処分が行われ、斎場御嶽において国家的な祭祀が行われることはなくなったが、首里王府により行われていた様々な行事の一部が庶民に受け継がれ、「東御廻り」の巡拝地として尊ばれ、守られていった。その後、明治39(1906)年に所有権が知念村に移って以降、第二次世界大戦による被害等を経て、昭和30(1955)年1月7日に琉球政府の史跡、名勝指定がなされ、日本復帰後の昭和47(1972)年5月15日に国指定史跡となった。

指定当時、戦後数十年を経て放置されたままであった参道は所々損壊し、戦争による岩塊や樹木が参道を遮るなど、通行にも支障をきたしている状況であった。このような状況を早急に解決してほしいという声が高まり、それに応える形で平成4(1992)年度に『知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画』が策定され、平成6(1994)年度より整備事業が開始された。整備事業では、不発弾・岩塊の撤去、発掘調査、動植物調査、参道等の整備、説明板の設置等が行われ、誰もが斎場御嶽を訪れることのできる環境が整えられた。さらに、かつては斎場御嶽へ入る前に身を清めたとされるウローカーについても発掘調査が進展している。

このような整備が進むと並行して、斎場御嶽は、沖縄の歴史文化を物語る遺産として、観光や地域振興の担い手ともなってきた。平成12(2000)年には、斎場御嶽を構成資産とする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が世界遺産一覧表に記載され、以降、斎場御嶽への来訪者は増加傾向にあり、近年は毎年40万人に上る。また、「御新下り」や「東御廻り」についても、巡拝だけでなく、癒しや健康増進を兼ねたレクリエーションとして活用されるようにもなった。

一方で、来訪者の増加による、風致の乱れや自然生態系への影響が懸念されるようになったことから、駐車場の移転や御嶽内への立入りを制限する休息日の導入、参拝時のマナーの周知徹底等、活用のコントロールにも取り組んでいる。

世界遺産登録後10年を経過した平成24(2012)年には、『「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画』(以下、『包括的保存管理計画』)が策定され、各構成資産においては、世界遺産として相応しい周辺環境を含めた保存管理、活用を行う、という方向性が示された。また、平成27(2015)年度に「沖縄県世界遺産保存活用推進協議会」が設立され、一体の世界遺産として各市町村が連携した取組みを強化する動きが始まっている。

このように、昭和47(1972)年の史跡指定から44年が経過し、一定の整備事業が完了して以降も、斎場御嶽を取り巻く状況は大きく変化し続けている。沖縄第一の聖地、史跡、世界遺産、観光・地域振興の担い手、という多様な側面を持つ斎場御嶽について、行政、県民・市民、観光客など様々な関係者が知り、守り、磨き、活かすために、斎場御嶽の保存と活用に関する事項を明確化することが望まれる。

2. 計画策定の目的

本計画は、沖縄第一の聖地であり、史跡、世界遺産でもある斎場御嶽について、行政、県民・市民、観光客がその本質的価値を確認し、今後の目標・将来像を描き、共有するとともに、その実現に向けた保存、活用、整備の基本方針、方法等を明確化することを目的に策定するものである。加えて、行政、県民・市民、観光客が協働するための体制を強化し、各種施策を計画的に実施し、継続的な経過観察を行うための方向性・方法等を示すことも目的とする。

3. 計画の対象範囲

本計画は、斎場御嶽の国指定史跡範囲かつ世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の資産範囲に加え、世界遺産の保護のために設けられている緩衝地帯を含む、斎場御嶽の保存管理と活用に関わる周辺一帯についても対象とする。

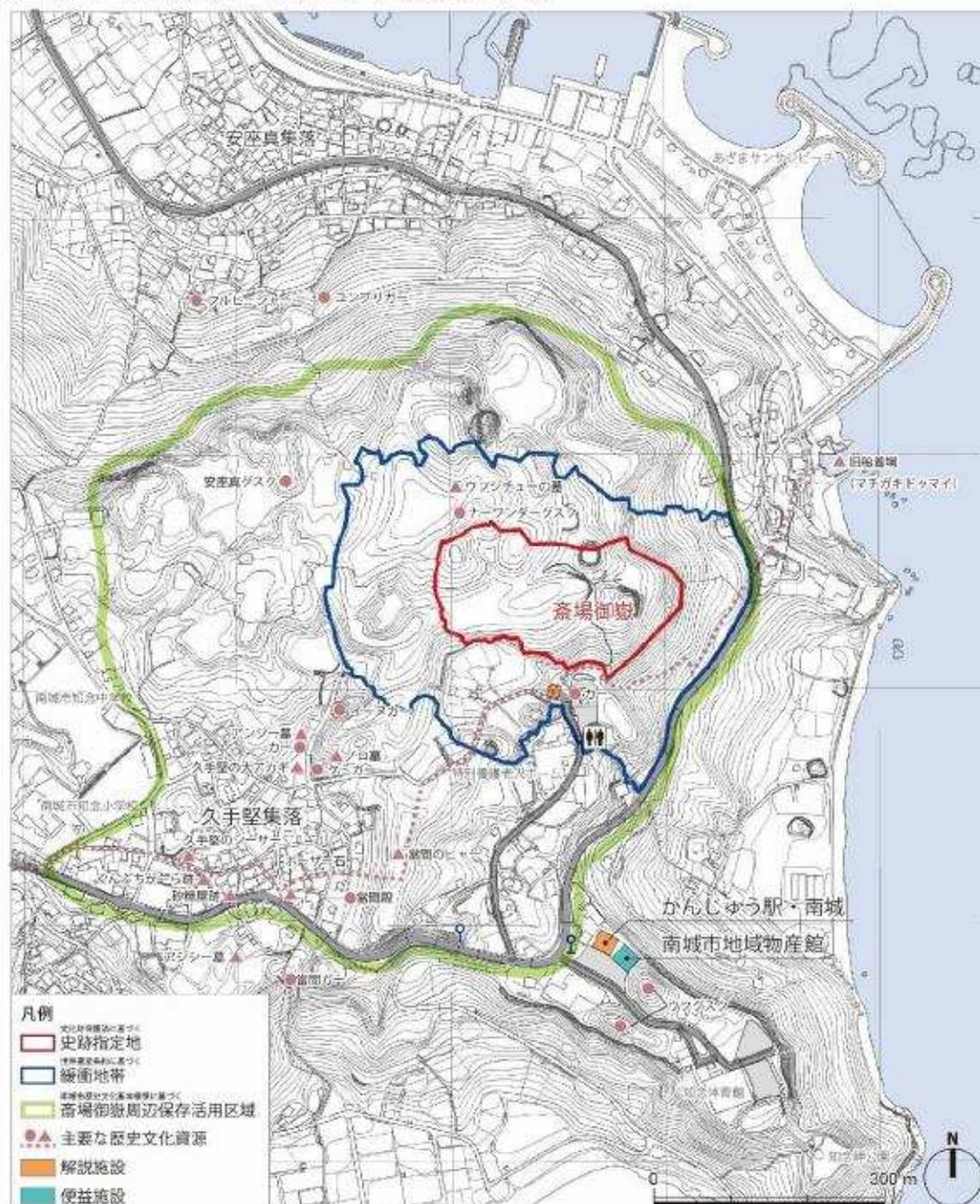
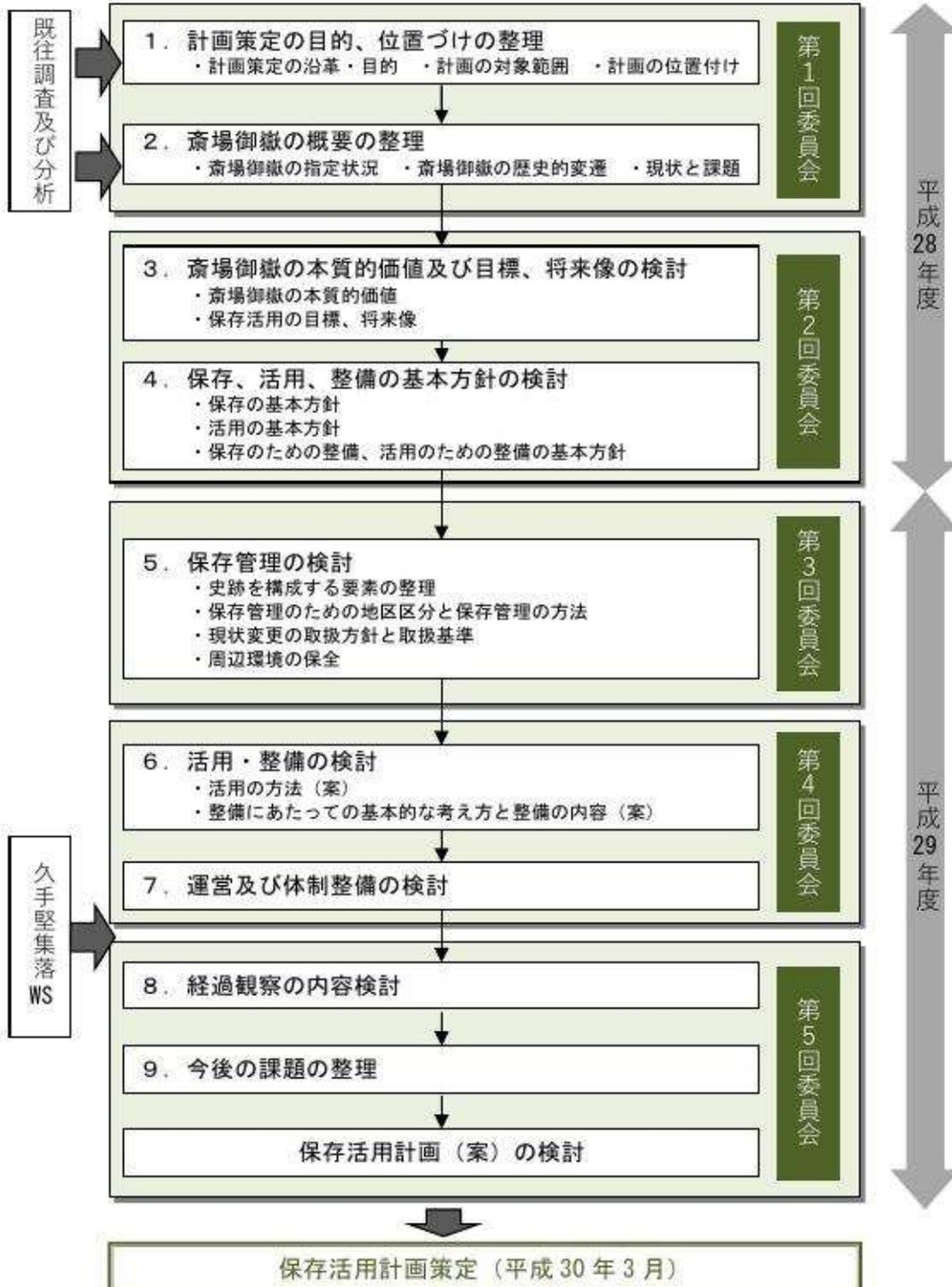


図 1-1 斎場御嶽の位置及び計画の対象範囲

4. 計画の検討経緯

(1) 検討のフロー

本計画の検討フローを以下に示す。平成28(2016)年度より2カ年にわたり検討を行った。



(2) 検討委員会の設置

本計画の策定にあたり、平成28年6月1日に「斎場御嶽保存活用計画策定委員会設置要綱」を定め、「斎場御嶽保存活用計画策定委員会」を設置した。委員名簿及び開催概要を以下に示す。

また、検討にあたり、文化庁文化財部記念物課及び沖縄県教育庁文化課より指導、助言を得た。

表 1-1 斎場御嶽保存活用計画策定委員会 委員名簿

役職	氏 名	所 属	専 門 等
委員長	井上 秀雄 <small>いのうえ ひでお</small>	沖縄県立芸術大学名誉教授	歴史学
副委員長	當眞 嗣一 <small>とうま しいち</small>	沖縄考古学会会長	考古学
委員	花井 正光 <small>はない まさみつ</small>	NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会会長	保全生態学
委員	安里 直美 <small>あさと なおみ</small>	琉球大学工学部非常勤講師	景観・地域計画、まちづくり
委員	波多野 想 <small>はたの そう</small>	琉球大学観光産業科学部准教授	観光、文化的景観
委員	前城 盛雄 <small>まへしろ もりお</small>	南城市教育委員会 教育委員	地元有識者
委員	宮城 光也 <small>みやぎ こうや</small>	南城市観光商工課 課長	一般行政職（内部委員）

【指導、助言者（役職は当時のもの）】

山下 信一郎 <small>やました しんいちろう</small>	文化庁文化財部記念物課史跡部門 文化財調査官
上地 博 <small>うえち ひろし</small>	沖縄県教育庁文化財課記念物班 班長
宮城 仁 <small>みやぎ ひとし</small>	沖縄県教育庁文化財課記念物班 指導主事
金城 篤史 <small>きんじょう あつし</small>	沖縄県教育庁文化財課記念物班 指導主事

表 1-2 斎場御嶽保存活用計画策定委員会 開催概要

年度	回	日時	場所	議題
平成 28 年度	第 1 回	平成 28 年 11 月 7 日 (月)	南城市役所大里庁舎 3 階市民ギャラリー	1 計画策定の目的、位置づけについて 2 計画策定のスケジュールについて 3 斎場御嶽の概要について 4 現地視察
	第 2 回	平成 29 年 3 月 1 日 (水)	南城市役所大里庁舎 3 階市民ギャラリー	1 斎場御嶽の本質的価値及び保存活用の目標、将来像について 2 斎場御嶽の保存活用にかかる課題について 3 斎場御嶽の保存、活用、整備の基本方針について
平成 29 年度	第 3 回	平成 29 年 9 月 29 日 (金)	南城市役所大里庁舎 3 階講堂	1 斎場御嶽の保存管理と活用に関わる構成要素の整理について 2 保存管理のための地区区分と保存管理の方法について 3 現状変更の取扱方針と取扱基準について
	第 4 回	平成 29 年 11 月 30 日 (木)	南城市役所大里庁舎 3 階講堂	1 活用について 2 整備について 3 運営及び体制整備について
	第 5 回	平成 30 年 2 月 7 日 (水)	南城市役所大里庁舎 3 階講堂	1 経過観察について 2 今後の課題について 3 計画書(案)について

(3) ワークショップの開催

地域住民と斎場御嶽との関わり方をテーマに、久手堅集落の住民を対象としたワークショップを平成 30 年 1 月 21 日(日)に、久手堅公民館において開催した。

齋場御嶽保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された国指定史跡齋場御嶽（以下「齋場御嶽」という。）の保存管理及び公開・活用に向けた指針となる齋場御嶽保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、齋場御嶽保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、南城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 齋場御嶽の保存活用計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験及び専門的知識を有する者
- (2) 地域住民の代表的な立場にある者
- (3) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(補足)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

(失 効)

2 この訓令は、保存活用計画の策定報告書が刊行された年度末に、その効力を失う。

5. 計画の位置付け

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、史跡の保存活用計画であることから、『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』（文化庁文化財部記念物課、平成16年3月31日）、『史跡等・重要文化的景観マネージメント支援事業報告書』（文化庁文化財部記念物課、平成27年3月）を参考とするとともに、世界遺産の構成資産であることを踏まえ、『包括的保存管理計画』を策定の指針とする。

また、南城市の策定する計画としては、『南城市総合計画』を上位計画とし、その他都市計画や観光に関する計画との連携を図る。特に、『南城市歴史文化基本構想・保存活用計画』及び『知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画』については、斎場御嶽に関する内容を十分に含むことから、十分に整合をとることとする。

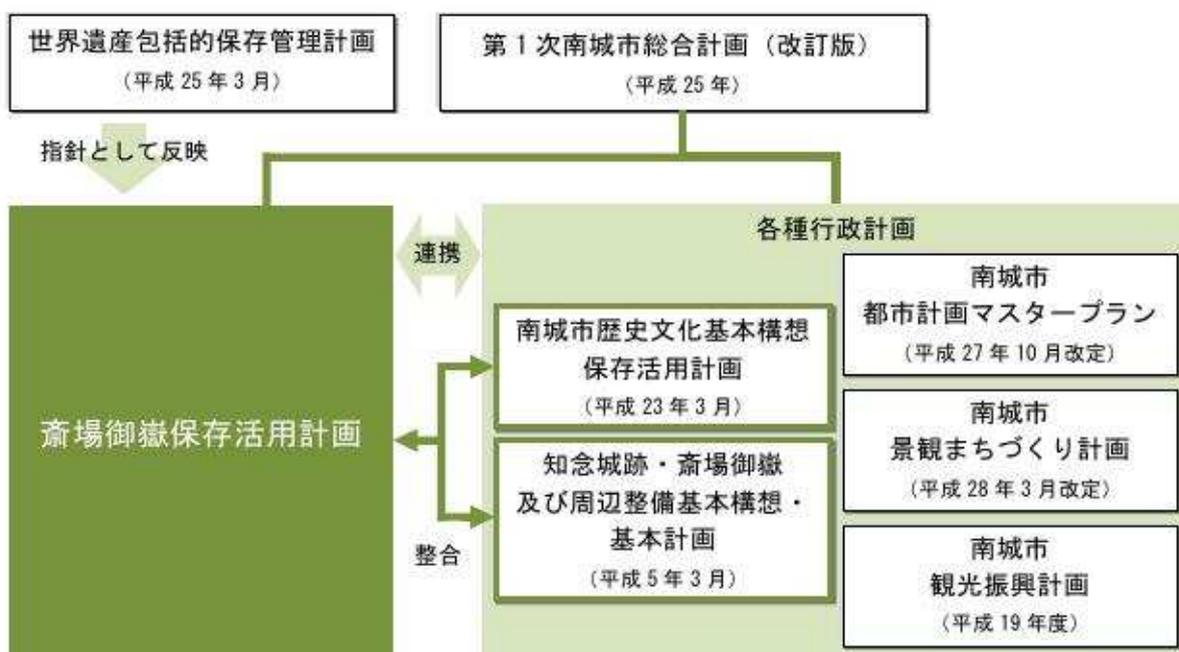


図1-2 斎場御嶽保存活用計画の位置付け

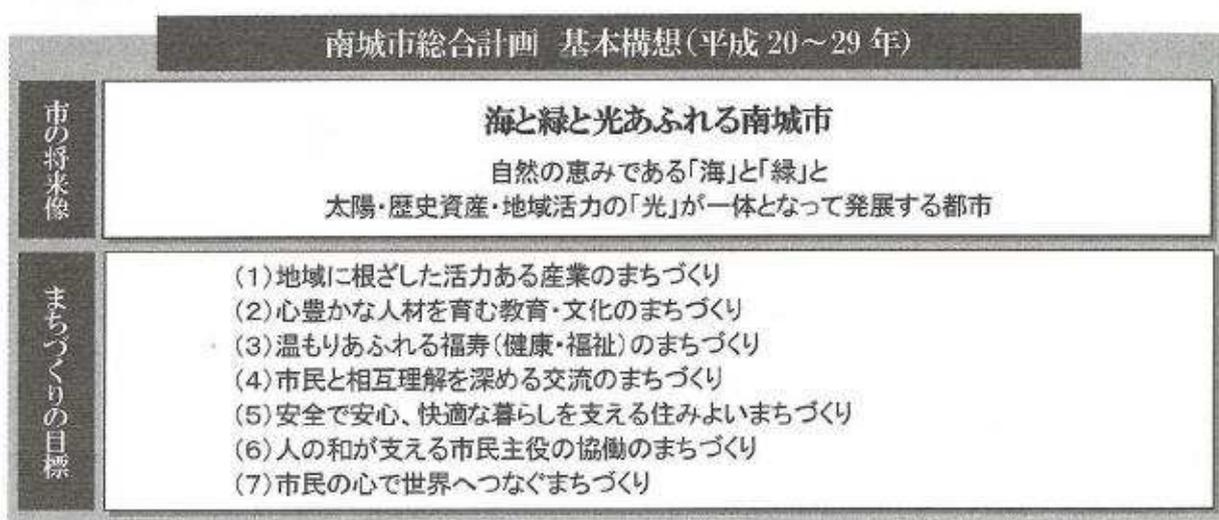
(2) 関連計画の概要

関連計画の概要概要は以下に示すとおりである。

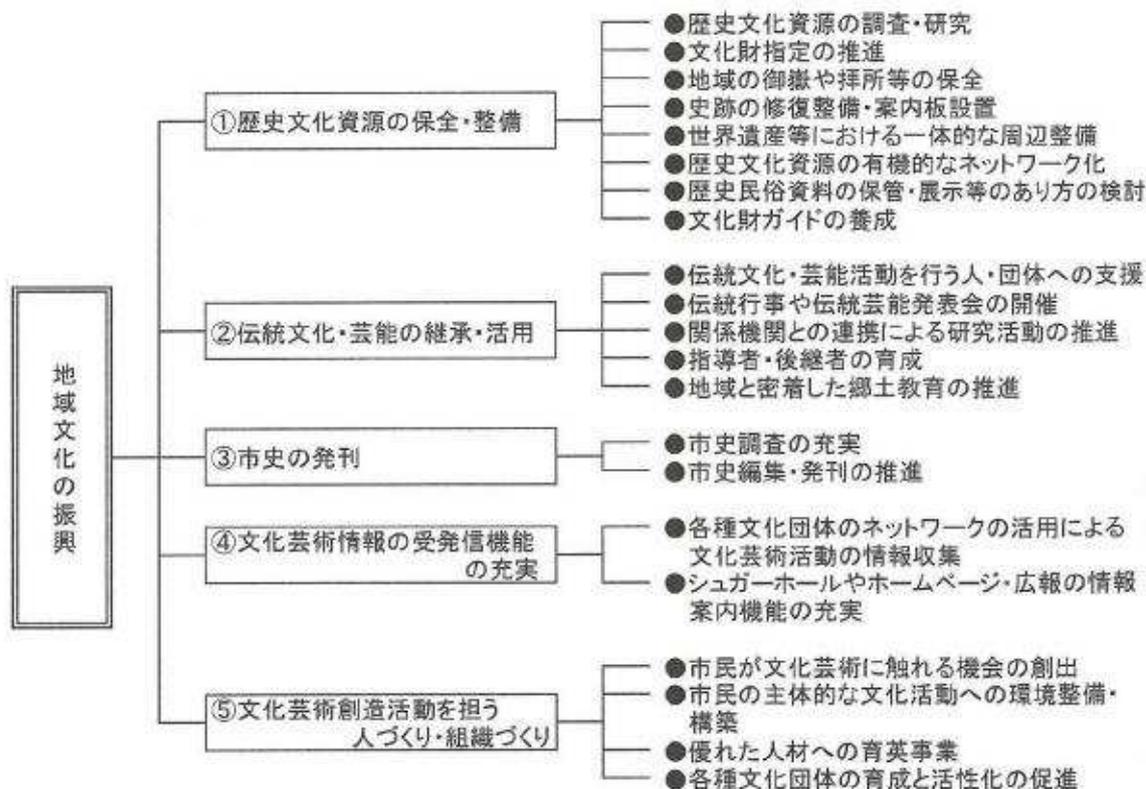
① 第1次南城市総合計画

南城市のまちづくり計画の根幹をなす「第1次南城市総合計画」では、基本構想において市の将来像を「海と緑あふれる南城市」とし、さらに7つの基本方針を設定している。

基本計画においては、7つの基本方針のうち「(2) 心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり」において、地域文化の振興として、①歴史文化資源の保全・整備、②伝統文化・芸能の継承・活用、③市史の発刊、④文化芸術の受発信機能の充実、⑤文化芸術創作活動を担う人づくり・組織づくりを施策の方向性としている。



■基本計画における「(2)心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり」の施策



② 南城市歴史文化基本構想・保存活用計画

南城市では歴史文化基本構想・保存活用計画の中で、歴史文化のまちづくりについて次のようなコンセプトや文化遺産の保存・活用方針を設定している。

■南城市の歴史文化まちづくりコンセプト

【南城市の歴史文化を読み解くキーワード】

- ①琉球開びやくの神話、穀物起源の神話が伝えられ、国の基幹をなす民と農業が定着した
- ②グスクとその領主たる按司が割拠し、尚巴志による三山統一（＝琉球王国誕生）の拠点となった
- ③国王の統治体制が整えられ国家儀礼が行われるようになり、それを追認する東御廻りがはじまった

“琉球発祥の地・南城”

南城市は、アマミキヨが流れ着いた神話や穀物が伝えられた神話が舞台であり、農業が定着しはじめた頃に有力だった地域だと考えられます。それはやがて按司という地方勢力を生み出すようになり、按司の居城だったグスクが発達していきます。これらの有力按司の中から、のちに尚巴志という英雄が生まれ、各地の按司を従えて、三山に分かれていた琉球の国家統一を成し遂げます。尚巴志の偉業によって誕生した琉球王国は、徐々に国家としての体制を整え、国王とそのオナリ神である聞得大君がそれぞれ政治と宗教の頂点に位置する集権体制をつくりあげていきます。斎場御嶽や久高島などの聖地は、このような国家体制に権威を与え、霊的に保護するための国家儀礼が行われた場所です。そしてこれらの地を巡礼する東御廻り（あがりうまーい）という習慣を近世の人々は生み出し、先達たちに敬意を表してきたのです。

【歴史文化まちづくりのコンセプト】

【市の将来像】

《海と緑と光あふれる南城市》

自然の恵みである「海」と「緑」と
太陽・歴史資産・地域活力の「光」が一体となって展開する都市

【南城市歴史文化基本構想におけるコンセプト】

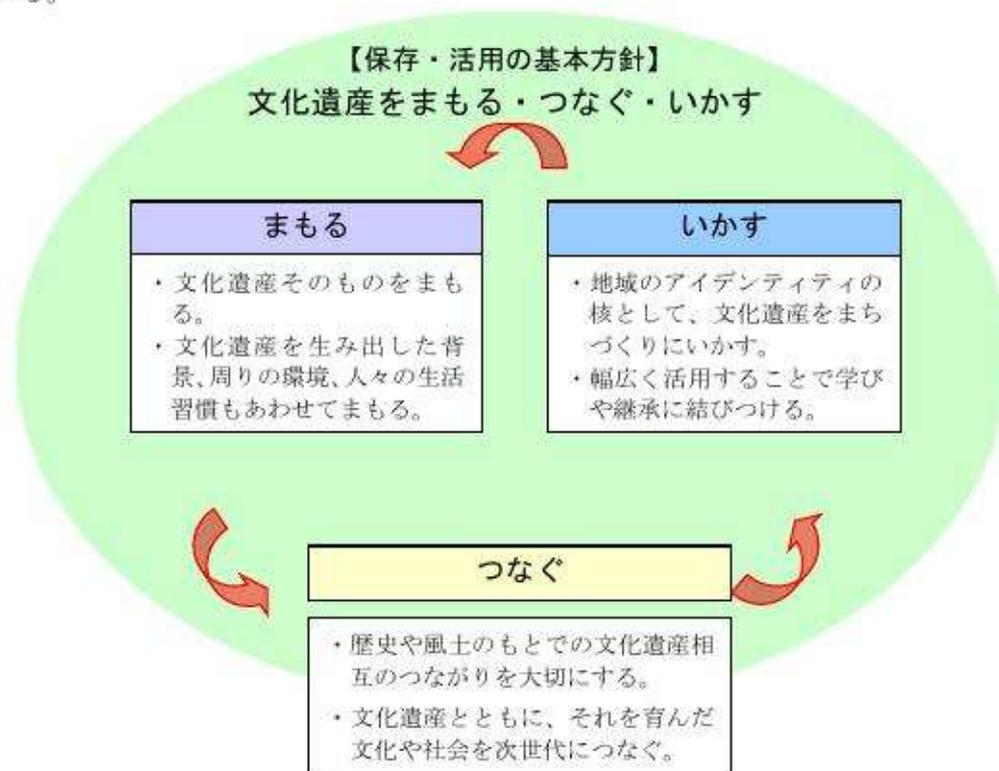
緑・グスク・人 琉球発祥を感じる歴史文化のまち

南城市には琉球石灰岩が発達し、段丘には緑地や湧水等の自然資源が豊かで、それらに調和してグスクに代表される文化遺産が数多く分布しています。南城市のこのような空間特性と歴史文化景観を保全しながら、古き歴史文化を活用した新たなはじまりの物語を紡いでいくために、上記を南城市の歴史文化のまちづくりコンセプトとして設定します。

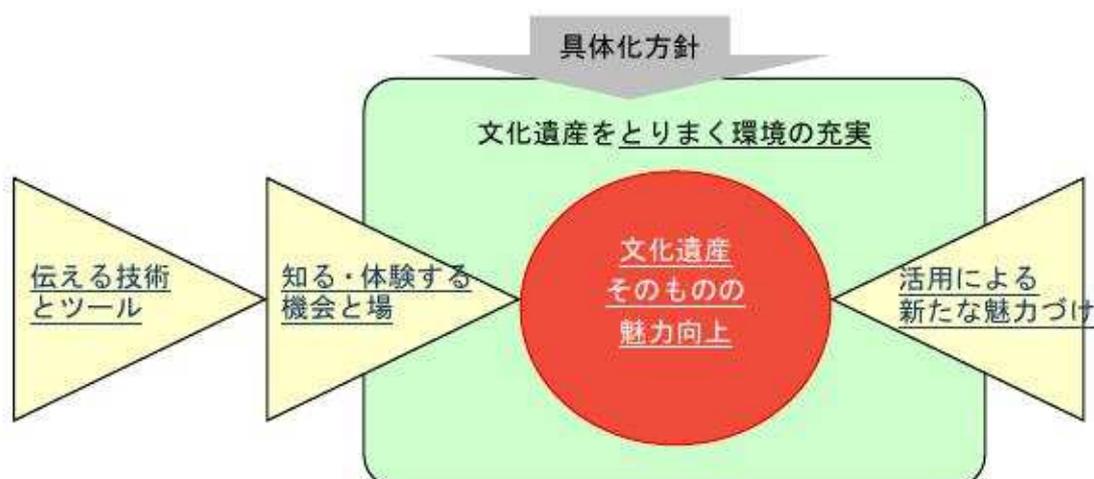
■文化遺産の保存・活用方針

南城市では、歴史文化のまちづくりコンセプトに従い、都市計画部門や農業部門、産業部門等と連携しながら、文化遺産をまちづくりに活用していくこととしている。それによって地域の魅力や活力が高まり、人々が豊かな文化を享受することにつなげようと考えている。

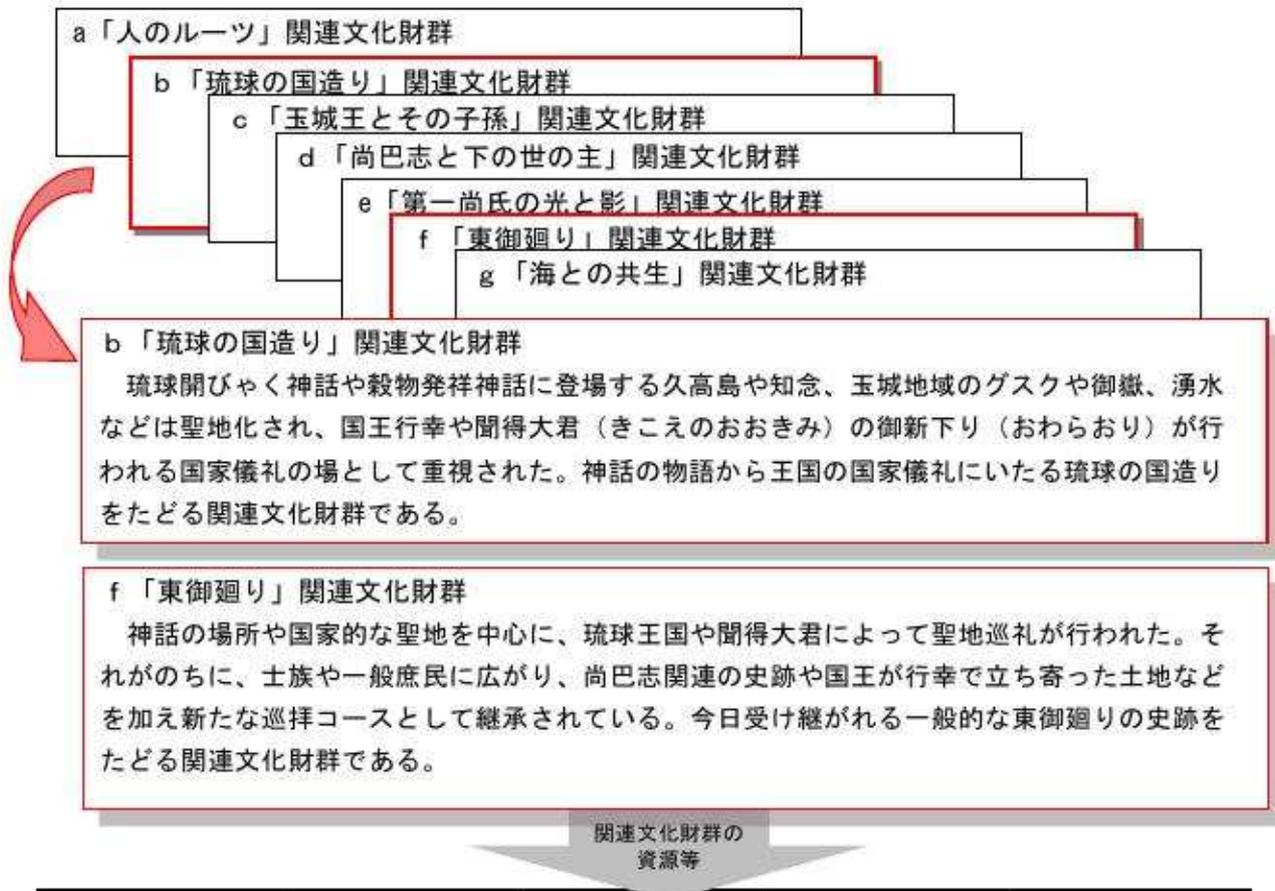
そのため、文化遺産とその周辺環境を総合的に保存・活用するための方針を次のように位置づけている。



文化遺産の魅力は、人々の目にふれるように顕在化させ、共有していくことが大切である。その方針として、次のような具体化方針を設定している。

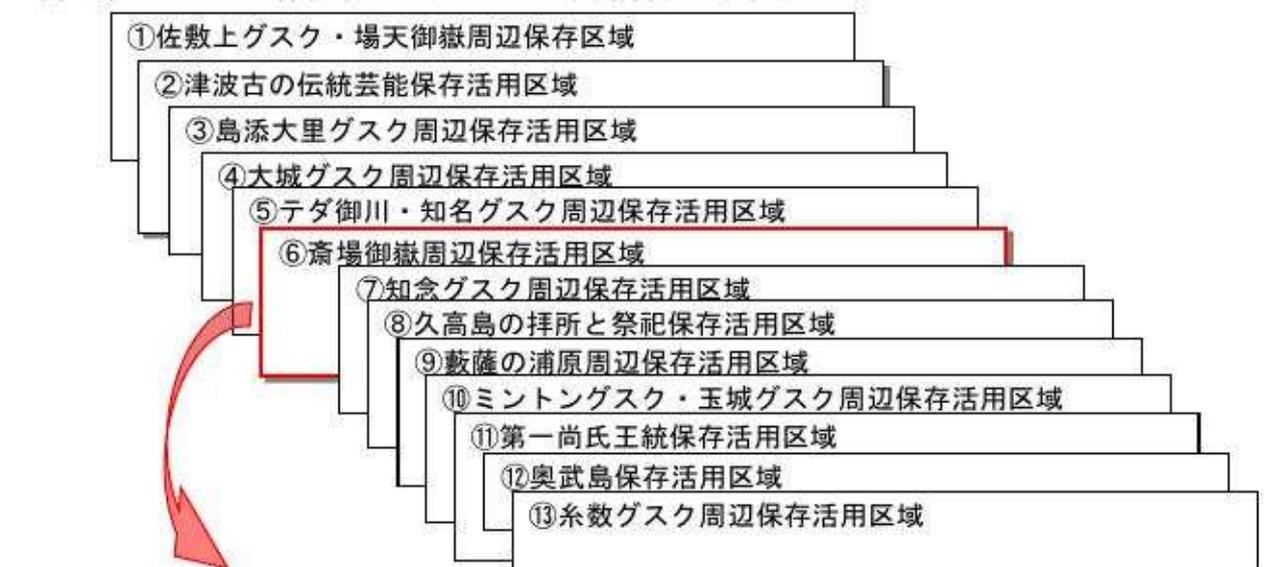


■南城市の関連文化財群における斎場御嶽の位置付け



関連文化財群名称	概要	歴史遺産	環境遺産	民俗遺産
b. 「琉球の国造り」関連文化財群	琉球開びやく神話や穀物発祥神話に由来し、琉球の国家儀礼の地となった神話・国家儀礼が見出される	藪薩の浦原（浜川御嶽・受水・走水）/ ミントングスク / 知念グスク / 斎場御嶽 / 久高島	琉球石灰岩地形 / 海岸地形 / 海岸植物群落 / 御嶽 / グスク / 森林 / 湧水	ニライカナイ信仰 / 東御廻り（あがりうまーい） / 稲作発祥に由来する祭祀や芸能（親田御願・稲擦節）
f. 「東御廻り」関連文化財群	国家儀礼にもとづき、歴史的要所や拝所、霊地を巡拝する東御廻り（あがりうまーい）として今日に受け継がれる	場天御嶽 / 佐敷グスク / テダ御川 / 斎場御嶽 / 知念グスク / 知念大川 / 受水・走水 / ヤハラヅカサ / 浜川御嶽 / ミントングスク / 玉城グスク	琉球石灰岩地形 / 海岸地形 / 海岸植物群落 / 御嶽 / グスク / 森林 / 湧水	東御廻り（あがりうまーい）

■南城市の歴史文化保存活用区域における斎場御嶽の位置付け



区域名	関連文化財群	範囲	分布資源の概要
⑥斎場御嶽周辺保存活用区域	・「琉球の国造り」 ・「東御廻り」	字久手堅 (くでけん) 周辺	琉球王国最高の聖地とされ、開得大君の就任儀式が行われた場所である。内部は、巨大な2つの石で構成される三庫理(さんぐーい)、大庫理(うふぐーい)、寄満(ゆいんち)等からなる。琉球開びやく神話等の歴史・環境要素に加え、東御廻りなどの民俗要素が特徴的な地域として設定する。

■斎場御嶽周辺保存区域プラン

【区域内の歴史文化資源】

名称	タイプ	概要
斎場御嶽	御嶽・拝所	沖縄最高の聖地であり、アマミキヨがつくった七御嶽の一つ。国王・開得大君の行幸や、開得大君の就任儀式「御新下り」が行われた。平成12年に世界遺産に登録された。
沖縄県斎場御嶽出土品	埋蔵文化財	三庫理から出土した金製勾玉や中国青磁器・銭貨等で、中世～近世の信仰を考えるうえで極めて貴重な資料である。国指定重要文化財(考古資料)。
ウローカー	樋川・井戸	斎場御嶽への参道途中にあるカー。崖下の湧水から樋で水を引き、琉球石灰岩の切石で造られた水槽に貯めている。近くに砲台跡が残る。
キキグナーワンダーグスク	グスク	斎場御嶽西方約200mにある。高さ7～8m位のキノコ状の岩で、その頂上からは土器片が採集されている。
キナグナーワンダーグスク遺跡	グスク	キナグナーワンダーと呼ばれる吃立した岩に隣接し城が築かれている。保存状態は極めて良好で、城壁の石垣が残っている。
當間殿	御嶽・拝所	斎場御嶽の近くにあり、公儀の祈願があった拝所である。庭も合わせて約100坪の敷地で、庭にクバやフクギ等の大木が生い茂っている。
當間のヒャー	御嶽・拝所	當間殿の右後方の山、字久手堅の人々を守護する神様が鎮座していると言われる。
ポーザー石	他の遺跡・建造物	ノロが馬に乗る際、踏み台にした石といわれる自然石が當間殿前に残されている。
久手堅の大アカギ	自然環境	百数十年前に首里城改修時に切り倒され、献木された。その後切り株から芽を出した3本の樹幹が現在の形をつくっている。市指定文化財。
久手堅のヌーパレー	伝統祭祀	旧盆明け7月16日の行事。棒術、ウスデーク(女性だけで踊る円形舞踊)、踊り、組踊等が行われる。
ウフグスク	グスク	標高70mの小高い丘に立地。吉岡隊陣地壕(ウフグスク軍陣地壕跡)がある。近年土地造成工事で破壊された。

【都市計画等の指定状況】

- ・齋場御嶽の資産範囲（4.5ha）を取り巻く緩衝地帯（12.1ha）は、南城市開発事業手続条例に基づく「歴史文化的景観保護地区」に指定。
- ・平成22年（2010）に齋場御嶽及び周辺を風致地区1種に指定。
- ・齋場御嶽の南側の農地が農用地区域に指定。
- ・齋場御嶽周辺が急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所に指定。

【文化遺産に関連する計画等】

- ・「知念城跡・齋場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画」〔平成5年（1993）3月〕
- ・「東御廻りを活用した地域振興に関する調査」〔平成7（1995）年3月〕

【拠点施設・主なイベント・関連団体等】

- ・緑の館・セーファ（歴史体験学習施設）
- ・がんにゅう駅南城〔南城ツーリズム（体験滞在交流拠点観光）の拠点〕
- ・南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会（緑の館に常駐）

【文化遺産保存・活用の課題】

- ・平成12年（2000）世界遺産登録後、観光目的の参拝者が急激に増加、資源の劣化や自然環境の改変が危惧されている。
- ・緩衝地帯には、齋場御嶽に関わりの深い文化遺産が分布しているが、未整備・未活用の状況である。
- ・久手堅集落は、かつては齋場御嶽と深い関わりがあったが、現在は参道と集落の立地の関係上、地域住民が齋場御嶽と関わる機会は多くない状況にある。

【保存活用の方針】

世界遺産に登録されている齋場御嶽は、琉球開びやく神話にも現れ、聞得大君の就任儀礼（御新下り）等が行われた琉球王国最高の聖域である。現在も礼拝や信仰の対象として多くの参拝者が訪れており、琉球の信仰世界を語る上で重要な資源だと位置づけられる。

そのお膝元の久手堅集落は長らく知念村の中心として役場などが配置され、現在も小・中学校、中央公民館、図書館、体育センター、福祉センター等公共機能がおかれ、地域活動を行うのに利便性が高い地域である。集落内に点在する関連文化財群を齋場御嶽と連携させ、地域活動を盛り上げていくことが望ましい。

区域の歴史文化 育成方針

【区域の歴史文化育成方針】

①齋場御嶽とその周辺の利用連携（分散）を図り、資源の劣化を食い止める。

- ・ 世界遺産に登録されたことで参拝者が増加。資源の劣化や環境悪化に対して、ルールづくりも含めた適切な利用管理を強化する。
- ・ 緩衝地帯には、御新下りの旧道筋やウローカー等、齋場御嶽と歴史的に関係の深い関連文化遺産があることから、齋場御嶽と一体となった歴史的環境の保全を図るとともに、これらの利活用を進めて齋場御嶽の利用過多を分散する。
- ・ 「齋場御嶽周辺整備基本計画」で位置づけられた環境整備の具現化に加え、齋場御嶽に至る歴史的道筋として、久手堅集落方面から当地に至る御新下りの道等のルートの再現を図る。久手堅集落においても、石垣、道筋、井戸等の歴史的環境を保全し、沿線景観整備、サイン整備を図り、齋場御嶽から集落への散策等の利便性を高める。
- ・ 隣接する安座真区からの航路と連携して、久高島の文化遺産との周遊ネットワークを築く。

②ビューポイントの確保、周辺の景観の維持・向上を図る。

- ・ 齋場御嶽の範囲（4.5ha）を取り巻く緩衝地帯（12.1ha）は、「南城市開発事業手続条例」に基づく「歴史的文化的景観保護地区」に指定されており、この位置づけに沿った施策を講じるとともに、新たな都市計画の風致地区の規制等を徹底して、緑豊かな景観の維持・向上に努める。
- ・ 齋場御嶽からみえる久高島への眺望は、重要な観光資源であるばかりでなく歴史的観点からも重要であり、一体の風致の維持を図る。

③文化遺産を活用した市民活動・地域活動を進める。

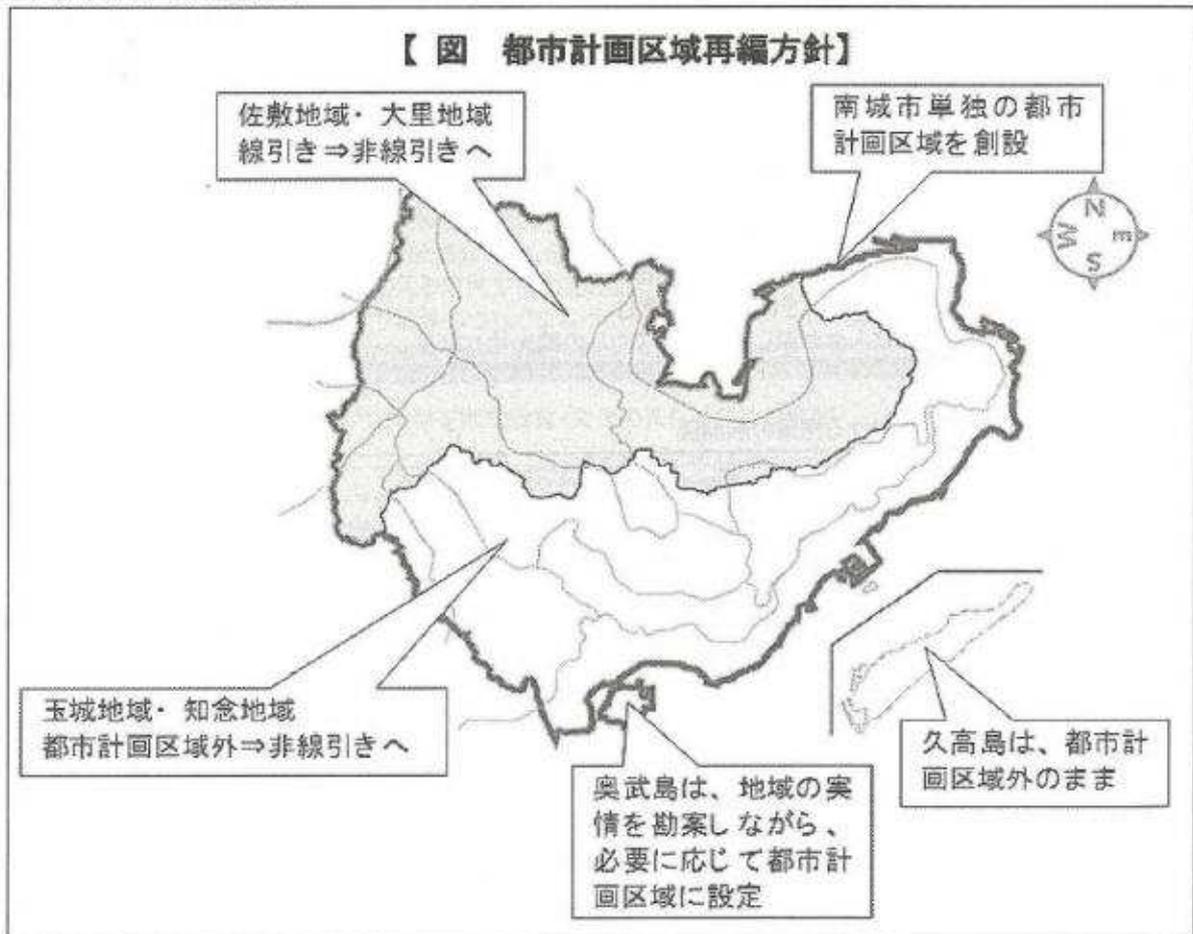
- ・ 齋場御嶽を訪れる観光客をターゲットにして、文化遺産ガイドンスや歴史体験等を行う活動を促進するとともに、それらの活動に地域住民が関われる仕組みを構築するなど、地域住民が齋場御嶽を利活用する機会をつくることにより、ハード・ソフト両面での一体的な魅力向上を図る。
- ・ 地域の伝統芸能活動、市民の文化活動などに文化遺産の場を提供し、住民・市民が文化遺産を身近に感じる機会を増やす。

③ 南城市都市計画マスタープラン

本計画は南城市における20年後を見据えた都市計画の基本方針、将来ビジョンとして策定されたものである。南城市はこれまで、那覇広域都市計画区域に属す地域（佐敷地域・大里地域）と都市計画区域外の地域（玉城地域・知念地域）が市内に混在しており、土地利用の規制が異なる状況にあった。そこで、市域の一体的な土地利用を図るという主旨から、那覇広域都市計画区域から離脱し、南城市単独の非線引きの都市計画区域として見直しを図られ、平成22年8月より新たな都市計画区域制度がスタートしている。

新しい都市計画区域の下では、都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導について、市街化区域・市街化調整区域による区域区分（線引き）を適用しないことになる。非線引き都市計画区域は、土地利用に関する規制が市街化区域より緩やかであり、したがって開発許可の規制も緩やかになる。例えば、非線引き都市計画区域にも開発許可制度が適用されるが、許可を受けるべき開発の面積は3,000㎡以上であり、市街化区域の1,000㎡以上に比べると緩やかである。

図 都市計画区域再編方針



新たに導入される制度としては、「特定用途制限地域」及び「風致地区」制度の導入が位置づけられている。「特定用途制限地域」とは、建ててほしくない建物用途を設定し、これを規制する制度であり、市街地を除く全域で、市街化調整区域に代わる特定用途制限地域を指定することが可能となる。市内では地域の特性に応じて特定用途制限地域を5つのゾーンに分け、建物用途を設定している。

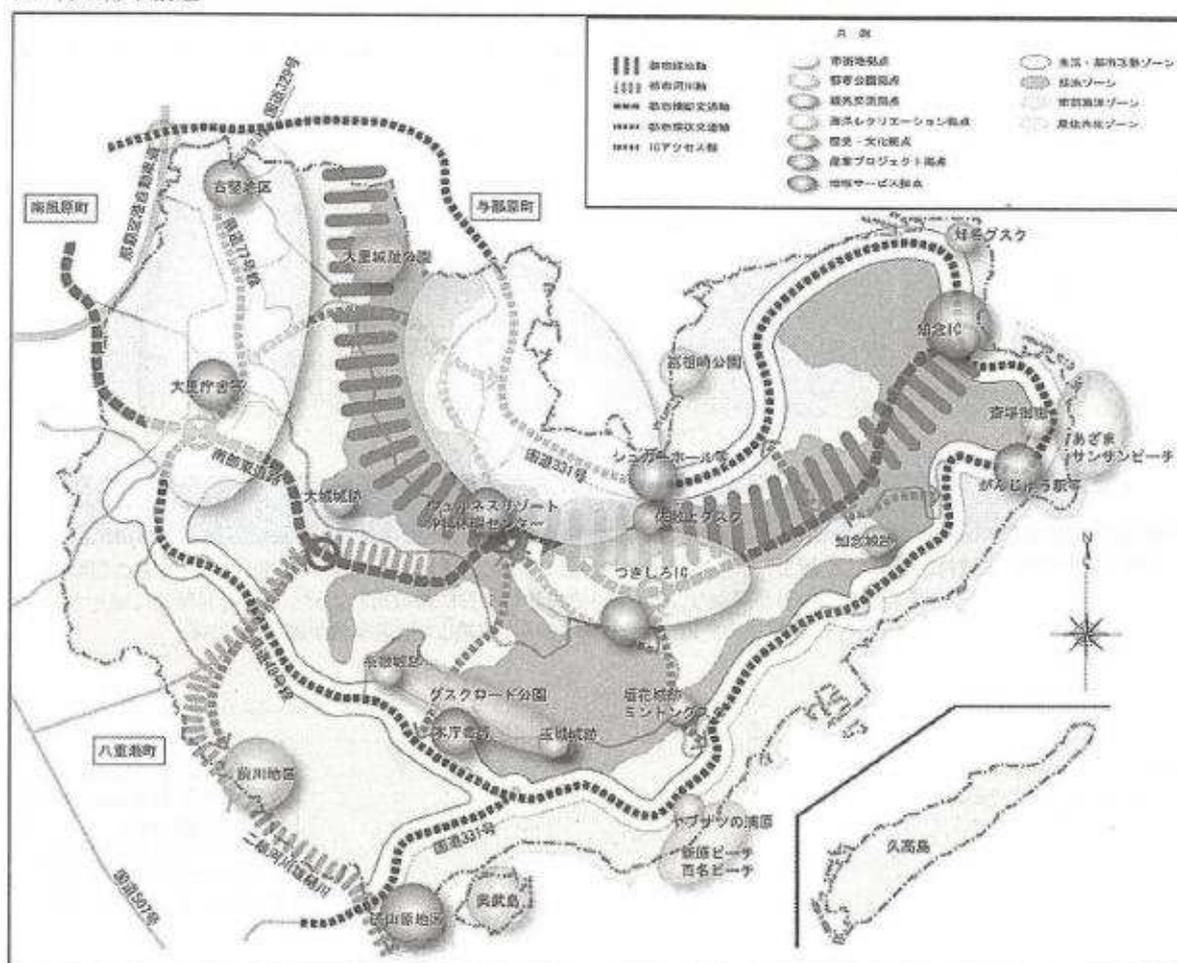
表 特定用途制限地域のゾーン区分

ゾーン名称	指定を予定する場所	相対的な規制強度
産業環境地区	既存工業集積地	緩い ↑ ↓ 厳しい
幹線道路沿道地区 市街地型	将来市街地内の幹線道路沿道	
幹線道路沿道地区 農村型	将来市街地外の幹線道路沿道	
リゾート環境地区	拠点的な観光地周辺	
居住環境保全地区	上記以外の地域	

「風致地区」とは、住宅の新築などの際に周辺の自然景観と調和する仕様（高さ抑制等）を義務づける制度であり、本都市マスでは、森林に覆われたハンタ緑地や丘陵地、重要な歴史文化遺産が分布する地域及びその周辺部の約1,100haについて1種と4種を指定している。1種の建物規制は高さ8m以下、建ぺい率20%以下、緑地率50%以上であり、4種は高さ10m以下、建ぺい率40%以下、緑地率20%以上となっている。つまり、風致地区を指定することによってこれまでより建物を建てるににくい状況とし、景観や緑地の保全を図りやすくする狙いである。

以上のような現行法令を土台としながらも、景観法の活用やまちづくり条例の制定などそれを補完する法制度の導入を適宜検討しながら、南城市らしい土地利用の規制・誘導を図っていく予定である。

図 将来都市構造



④ 南城市観光振興計画

「南城市観光振興計画」は平成19年度に策定された。当計画では「沖縄最高の精神文化の聖地であることの誇りと自然、様々な歴史・文化遺産を将来へ継承していく」ことを前提に、「自然・歴史・文化が織り成すハーモニー～こころとからだの健康・癒し なんじょう～」を基本理念として掲げている。

この前提及び基本理念を受け、計画では6つの基本方針を設定している。本方針では、豊かな自然、様々な歴史・文化遺産などを南城市観光の強みとし、これらを保存継承していくために、景観法による景観計画等の保全策や聖地等への立入制限等の規制を含めて検討し取り組んでいくとしている。

また、本計画においては参考資料として「エリア別施策の展開方針（案）」を示しており、10のテーマ別エリアを挙げている。設定されたエリアの中には、「尚巴志の歴史エリア」「アマミキヨ伝説エリア」「東御廻り+琉球七御嶽エリア」「南城市グスク廻りエリア」「史跡・伝統文化エリア（南城市全域）」などがあり、南城市観光にとって歴史文化資源は重要なものと位置付けられている。

南城市観光振興計画(平成 20～29 年)	
基本理念	<p>自然・歴史・文化が織りなすハーモニー</p> <p>～こころとからだの健康・癒し なんじょう～</p>
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 南城市の強みを活かす南城ブランドの確立 (2) 観光振興策の着実な実行とその体制づくり (3) 自然・文化・歴史の活用と保存と継承 (4) 様々な立場の人々の連携と協力 (5) みんなで地域を愛する心を育む (6) 全ての人々が楽しめる「おもてなしの観光地」づくり

図「南城市観光振興計画」における施策の展開図



⑤ 南城市計画まちづくり計画

本計画は、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体となった市町村等が「景観計画」として策定するものです。

景観計画では、良好な景観の形成のために必要な事項を定めます。

具体的には、下図のとおり、4つの必須事項に加え、必要に応じて5つの項目を選択して整理します。必須事項としての「③良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、『届出対象』や『景観形成基準』を具体的に定めることになり、これらに沿った手続きが法的に義務づけられることとなります。

図 景観計画の基本的な枠組み

■景観計画に定める事項（法第8条第2項）

必須事項	選択事項（追加できる事項）
①景観計画区域 ②景観計画区域における良好な景観形成に関する方針 ③良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 ④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（指定の対象がある場合に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ・景観重要公共施設の整備に関する事項 ・景観重要公共施設の占用等の基準 ・景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 ・自然公園法の許可の基準

▶ 行為の制限に関する事項の内容（例示）

	建築物の建築等	工作物の築造等	開発行為
届出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積0㎡以上 ・高さ0m以上 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・築造面積0㎡以上 ・高さ0m以上 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発面積0㎡以上 等
景観形成基準	以下の項目から選択し、内容を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・形態又は色彩その他の意匠の制限 ・高さの最高限度または最低限度 ・壁面位置の制限または建築物の最低敷地面積 		以下の項目から選択し、内容を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・切土・盛土による法の高さの最高限度 ・敷地面積の最低限度 ・木竹の保全・植栽が行われる土地の面積の最低限度



市全域を本計画の対象区域とします。また、本市は、三方を海に囲まれ、離島も有しており、本島から久高島への眺望など、海を含めた景観の捉え方もできることから、周辺海域も対象区域に含めます。

なお、以上は、景観法第8条第2項第1号に規定される「景観計画区域」として位置づけるものです。景観計画区域では、一定の行為に対する届出の義務づけなど、景観法に基づく各種制度を活用していくことになります。

図 計画の対象区域



図 重点地区の候補地（適宜追加。景観条例に基づく手続きを経て順次指定）



表 届出の対象とする行為の種類と規模

行為の種類		規 模			
		一般地区	重点地区(案)		
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転	延べ面積が300㎡、又は高さが10mを超えるもの	すべての新築、増築、改築、移転		
	外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの	一般地区と同様		
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転	擁壁、垣(生垣を除く。)、柵、塀その他これらに類するもの	高さ3mを超えるもの	一般地区と同様	
		彫像、記念碑その他これらに類するもの			
		煙突、排気塔その他これらに類するもの			
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの			
		電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの			
		高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの			
		観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設			築造面積が500㎡、又は高さが10mを超えるもの
		コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設			
		自動車車庫の用に供する立体的な施設			
		石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設			
		汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設			
		墓地			
	電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む)その他これらに類するもの	高さが20mを超えるもの			
外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する各種工作物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの				

⑥ 世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画

計画名（策定期間）	琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画（平成 25 年 3 月）
計画期間	2013 年～（5 年を単位とした期間で、それぞれの取り組みの評価・見直しを踏まえ、計画の更新及びその必要性を検証していく）
主管課	沖縄県教育委員会
計画目的	<p>「『琉球王国のグスク及び関連遺産群』包括的保存管理計画」（以下、本計画という）は、本遺産の顕著な普遍的価値を将来に渡り継承することを目的として、今日の世界遺産の保存管理の動向を踏まえながら、世界遺産登録後 10 年を経過した沖縄における世界遺産の保存管理の実態と観光利用等の現状に対処すべく、今後の「琉球王国のグスク及び関連遺産群」における包括的保存管理の理念、基本方針を示すとともに、保存管理、整備と公開・活用、保存管理体制等、包括的保存管理に係る各種の項目についての基本的な考え方・取り組みの方向性を示すこととしている。</p>
計画概要	<p>包括的保存管理の理念：</p> <p>世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を保存し活用することで、その顕著な普遍的価値を次世代へと確実に継承することを基本とする。また、本遺産が琉球地方の歴史文化の象徴的存在であるということを踏まえ、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」と、遺産の立地環境の特徴を表わす周辺地域の景観や関連性する歴史文化資源等とが一体となって表す本遺産の特質をも、適切に継承することを理念とする。</p> <p>世界遺産としての『顕著な普遍的価値』 → 「遺産」と「緩衝地帯」での取り組みで継承</p> <p>本遺産の『特質』 → 「遺産」と「緩衝地帯」での取り組みに加えて、「周辺地域」「本遺産との密接な関連性を有する歴史文化資源」に係る取り組みで継承</p> <p>一体となって表現</p> <p>※ 本遺産の立地環境の特徴を表わす範囲 ◆ 本遺産との密接な関連性を有する歴史文化資源</p> <p>本遺産における包括的保存管理の理念（概念図）</p>

世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の包括的保存管理の対象

a 遺産範囲に含まれる諸要素

ア 顕著な普遍的価値を表す諸要素

①地上に露出している遺構・記念工作物

石垣、建造物の礎石、御嶽、陵墓、庭園を構成する要素（池、橋梁等）等

②地下に埋蔵されている遺構・遺物

遺産に関連する地下に埋蔵されている遺構・遺物

③自然的要素

自然地形（台地）、樹林 等

イ 顕著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素

①復元等の整備を行った建造物・工作物

御番所（玉陵）、首里城正殿（首里城跡）等

②保存・活用のための施設等

管理所、便所、園路、デッキ 等

ウ 顕著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素

上記以外の要素

b 緩衝地帯に位置する諸要素

①自然的要素

自然地形（台地、平野）、海、河川、樹林 等

②人文的要素

建築物、工作物 等 ※遺産との密接な関連性を有する歴史文化資源は下記 d に該当

c 周辺地域（緩衝地帯範囲外）に位置する諸要素

①自然的要素

自然地形（台地、平野）、海、河川、樹林 等

②人文的要素

建築物、工作物 等 ※遺産との密接な関連性を有する歴史文化資源は下記 d に該当

d 本遺産との密接な関連性を有する歴史文化資源

- 有形の要素：集落遺構、グスク、御嶽、陵墓、庭園遺構 等（地上に露出、地下に埋蔵されている遺構・遺物を含む）
- 無形の要素：伝統芸能、儀礼、祭祀、巡拝 等

包括的保存管理の基本方針：

① 本遺産の顕著な普遍的価値を確実に守る。

世界遺産の根幹である顕著な普遍的価値を守ることを第一義とし、その価値を構成する諸要素等を特定し、それら諸要素についての確実な保存管理を行う。また、本遺産が9つの構成資産から成ることから、個々の構成資産について、それぞれの性質に基づいた保存管理に係る取り扱いを明確にする。

② 本遺産と緩衝地帯とが一体となって形成する歴史的風土・風致景観を保全する。

本遺産と緩衝地帯とが一体となって形成する歴史的風土・風致景観を確実に保全するために、緩衝地帯における既存の法令による開発等の行為規制を維持するとともに、必要に応じて新たな行為規制を行う。また、世界遺産登録時から課題となっている要素を含めた歴史的風土・風致景観の阻害要素の改善等を推進し、歴史的風土・風致景観を維持・向上する。

③ 本遺産の特質を表す周辺地域の景観を保全する。

本遺産の各構成資産について、それぞれの特質を表す周辺地域の景観を保全するために、主として遺産の立地環境に着目して、保全を図るべき景観を明らかにし、地域の都市計画やまちづくりとの調和を図りながら、それらの景観を適切に保全するために必要な措置を講じる。

④ 本遺産と密接な関連性を有する歴史文化資源を保護する。

本遺産の周辺には、本遺産と密接な関連性を有し、本遺産への理解を深めるために有益な有形・無形の歴史文化資源が今なお、分布・遺存している。本遺産の歴史的・文化的文脈をより明らかにしていくため、調査研究等により、このような歴史文化資源の存在や実態を把握するとともに、法的保護や計画的な維持管理・保存整備等の実施により適切に保存する。

⑤ 本遺産の顕著な普遍的価値を確実に維持するための適切な保存整備を推進する。

本遺産の顕著な普遍的価値を確実に維持するために、顕著な普遍的価値を表す石垣・歴史的建造物等の修復等による適切な保存整備を行う。また、整備にあたっては、それら要素の意匠・形態、材料・材質、伝統・技術、位置・環境等の面における真実性を確保するために、修復等に係る技術を維持・向上し、継承する。

⑥ 来訪者に価値ある体験を提供するため、公開・活用に係る環境整備とソフト面の取り組みを推進する。

本遺産を通じて、来訪者に価値ある体験の機会を提供するために、各構成資産及び遺産総体として、ガイダンス施設の整備、遺産周囲の歴史的・文化的環境の整備、イベントの開催や利用プログラムの提供、情報基盤の整備を推進する等、ハード・ソフトの両面から様々な公開・活用の取り組みを行う。

⑦ 遺産への影響の定期的な観察と保存活用状況に係る情報の継続的な更新を行う。

世界遺産登録後の10年間の状況をみると、本遺産は様々な要因から影響を受けてきており、中には遺構の毀損・劣化といった負の影響もみられた。今後も、本遺産を取り巻く状況の変化に伴い、多様な影響を受けることが予想される。本遺産の保存管理において重要な点は、そのような影響を早期に把握し、迅速かつ的確な措置を行うことであり、その基盤として常に保存管理に関する状況を把握しておくことであると言える。このことから、遺産への影響の定期的な観察と保存管理状況に係る情報の継続的な更新を行う。

⑧ 多様な関係者が連携して計画を推進する保存管理体制を構築する。

前述の基本方針をもとに、本遺産の効果的な保存管理を行っていくためには、行政機関の文化財関連部局だけでなく、行政機関内の多様な関係部局、専門家・学識者、事業者、地元住民等の参画と相互連携が必要不可欠であると言える。本計画の理念のもと、多様な関係者が担うべき役割を明らかにし、効果的に連携しながら、本計画を確実に推進するための保存管理体制を構築する。

⑨ 計画の実行性を担保する具体的な取り組みを明らかにする。

本計画の策定後、本遺産の保存管理、整備と公開・活用等に係る各種の取り組みを確実に実行していくために、具体的な取り組み内容とその実施主体、時期等を明らかにしたアクションプランを作成する。

構成資産としての保存管理計画に定める事項：

1) 顕著な普遍的価値を表す諸要素等

個々の構成資産について、「第3章-2. 包括的保存管理の対象」で示した体系を基に、「顕著な普遍的価値を表す諸要素」、「顕著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素」、「顕著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素」、「無形の諸要素」を特定する。

また、緩衝地帯及び周辺地域についても、「遺産との密接な関係性を有する歴史文化資源」、「自然的要素」、「その他の人文的要素」の抽出・整理を行う。

2) 保存管理の方法

上記で特定した諸要素について、各要素の「保存管理の考え方」を踏まえ、諸要素ごとに適切な保存管理の方法を定める必要がある。なお、保存管理の方法の検討にあたっては、以下の点に留意する。

- ・特に、地上に表出している遺構・歴史的建造物等については、多くの来訪者の目に触れることを前提とした保存管理の方法を明示する。
- ・現在、毀損もしくは衰亡している場合には、措置すべき復旧（修理）の方法も明示する。
- ・本遺産の構成資産ではなくても、遺構と一体となって価値を構成する歴史的建造物及び構築物等に関する保存管理の方法も明示する。

3) 現状変更等の許可に関する取扱基準

前述のとおり、文化財指定範囲において現状変更等を行う場合には、文化庁長官の許可が必要となる（現状変更等を行う者が国の機関である場合は、文化庁長官の同意が必要）。上記で定めた保存管理の方法に基づき、遺産範囲（本遺産の場合、すべて文化財指定地）で予想される建築物及び工作物の新增改築、地形の変更、木竹の伐採等の各種の現状変更等の行為に対する具体的な取扱基準を定める。

4) 運営方法及び体制

構成資産の確実な保存管理を実現するために、各種の取り組みを円滑に運営していくための方法と体制整備のありかたを明示する。

また、所有者（管理者）と構成資産の保存に関わる様々な市民団体等の相互の意志疎通と連携協力を円滑に進めるための方針を明示する。

5) 緩衝地帯の保全の方針（→「第5章 緩衝地帯の保全」に示す内容を踏まえ設定。）

6) 周辺地域の景観の保全の方針（→「第6章 周辺地域の景観の保全」に示す内容を踏まえ設定。）

7) 遺産（構成資産）と密接な関連性を有する歴史文化資源の保存の方針

（→「第7章 遺産との関連性を有する歴史文化資源の保存」に示す内容を踏まえ設定。）

8) 整備と公開・活用の方針（→「第8章 整備と公開・活用」に示す内容を踏まえ設定。）

9) アクションプラン

（→「附章 アクションプラン」に示す内容を踏まえ、事業内容、実施主体、期間を設定。）

なお、個別保存管理計画において、遺産の保存管理、整備及び緩衝地帯の保全の方針等を検討するにあたっては、遺産の種別に応じた特性を踏まえることが望まれる。各種別での留意事項については、次ページに整理した。

また、各構成資産の範囲は全て史跡等の文化財に指定されていることから、構成資産としての保存管理計画は、文化財としての保存管理計画と多くの部分で相互に関連することが考えられる。従って、計画策定の際には、『世界遺産としての顕著な普遍的価値』と『文化財としての本質的価値』の相違、『世界遺産の範囲』と『文化財指定範囲』との相違等に留意する必要がある。

包括的保存管理の対象と保存の考え方：

包括的保存管理の対象		保存(保全)の考え方
a 遺産範囲に含まれる諸要素	ア 顕著な普遍的価値を表す諸要素	○ 顕著な普遍的価値を表す要素として厳密な保存管理を行う。
	① 地上に露出している遺構・記念工作物	○ 意匠・形態、材料・材質、伝統・技術、位置・環境等において真实性を確保し、保存・修復を行うことで将来にわたり維持する。
	② 地下に埋蔵されている遺構・遺物	○ 学術的調査や遺産の価値を伝えるための展示等の活用以外は、原則として、現在の覆土された保存状態を将来にわたり維持する。
	③ 自然的要素	○ 遺産の立地環境を表す重要な要素として、性質に応じた適切な保全を行う。
	イ 顕著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	○ 顕著な普遍的価値との関係性を踏まえ、適切な保存管理を行う。
	① 復元等の整備を行った建造物・工作物	○ 来訪者に遺産の顕著な普遍的価値を効果的に伝える要素として、現在の意匠・形態、材料・材質、位置・環境、伝統・技術等を維持することを基本とする。
	② 保存・活用のための施設等	○ 顕著な普遍的価値を表す要素の保存と遺産の活用に資するよう、適切な管理を行う。 ○ 顕著な普遍的価値を表す要素の保存に影響のある場合は、影響のない状態への改善、又は除去、移設等を行う。
	ウ 顕著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素	○ 現在の位置での維持の必要性を検討し、除去、遺産範囲外への移設等を行う。
b 緩衝地帯に位置する諸要素	① 自然的要素	○ 遺産と一体となって形成する歴史的風土・風致景観を構成する要素を適切に保全する。
	② 人文的要素	○ 歴史的風土・風致景観の質の向上に資するよう修景等による適切な措置を行う。
c 周辺地域に位置する諸要素	① 自然的要素	○ 遺産の立地環境の特徴を表す景観を構成する要素を適切に保全する。
	② 人文的要素	○ 遺産の立地環境の特徴を表す景観の質の向上に資するよう修景等による適切な措置を行う。
d 本遺産との密接な関連性を有する歴史文化資源		○ 有形の要素については、その意匠・形態、材料・材質、位置・環境、伝統・技術等における真实性の確保に留意し、適切な状態で保存する。 ○ 無形の要素については、伝統・技術、精神性・感性等における真实性の確保に留意し、適切な状態で保存する。

種別	構成資産	遺産の保存管理、整備	緩衝地帯の保全
御嶽	G. 斎場御嶽	○ 琉球石灰岩の奇岩、樹林等の保全 ○ 上記の御嶽を構成する要素が一体となって形成する聖域としての環境（雰囲気）の保全	○ 御嶽の基盤となる環境を構成する自然地形、植生等の自然的要素の保全

⑦ 知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画

本計画は、知念村全域に広がる文化財及び歴史環境を守り受け継ぐため「(仮称)朝陽の里道構想」を提案し、斎場御嶽と知念城跡を中心に位置づけて、その保存・整備の計画を定めたものである。斎場御嶽・知念城跡ともに歴史的風致・空間の回復や、聖域の尊厳性を確保することなどが盛り込まれている。

斎場御嶽及び周辺については、歴史的風致の回復を目指し平成6年度から整備事業が進められ、平成12年12月には「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のひとつとして、ユネスコの「世界遺産条約」に基づく世界遺産リストに登録された。

知念城跡及び周辺については、本計画をもとに平成7年に「史跡知念城跡保存管理計画書」が作成された。また平成11～12年度にかけて土地の公有化が図られ、現在「知念城跡保存修理事業」が進められている。

■朝陽の里道構想

村内5カ所を文化財集積ゾーンとし、歴史的道筋によるネットワーク化、南部一帯の史跡を巡る沖縄のみち計画との整合を図ることを位置づけている。

図 朝陽の里道構想図(一部加筆)

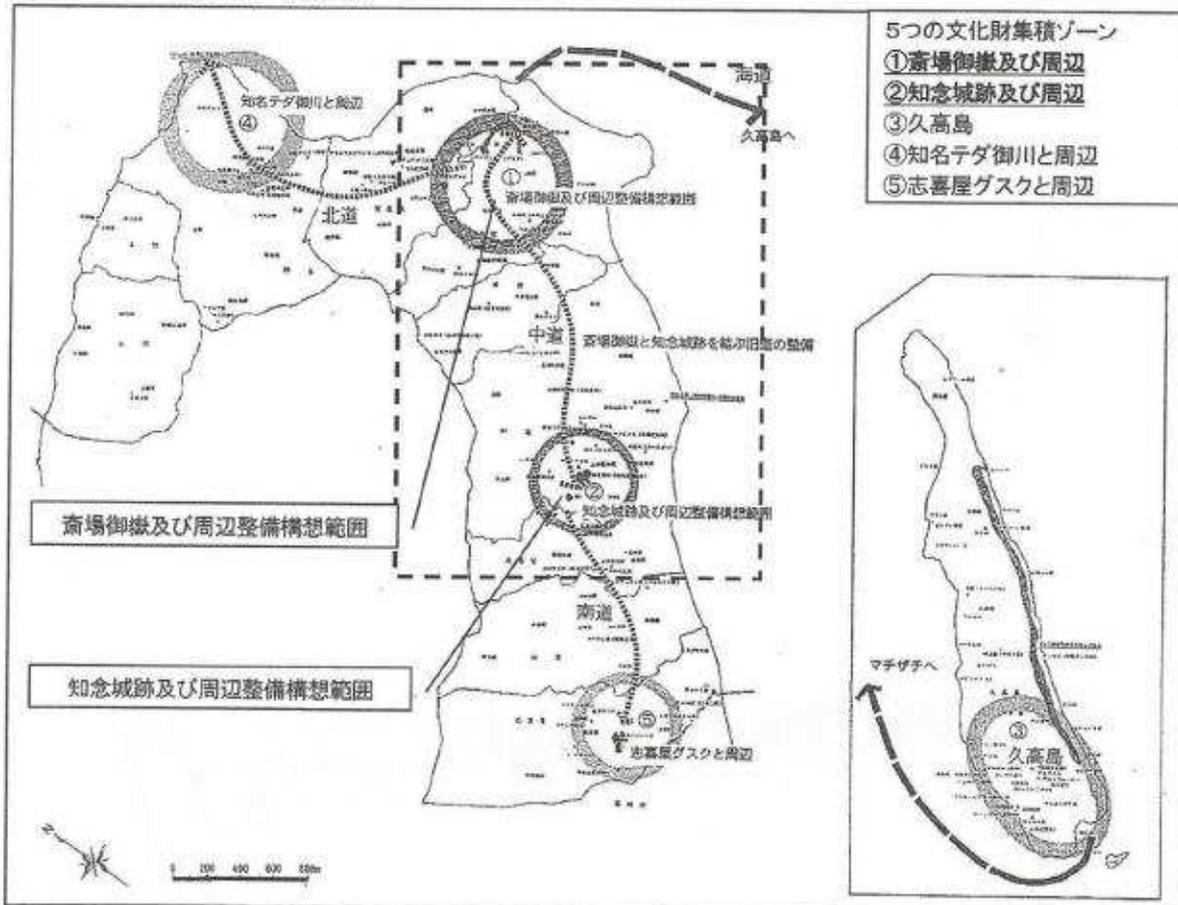
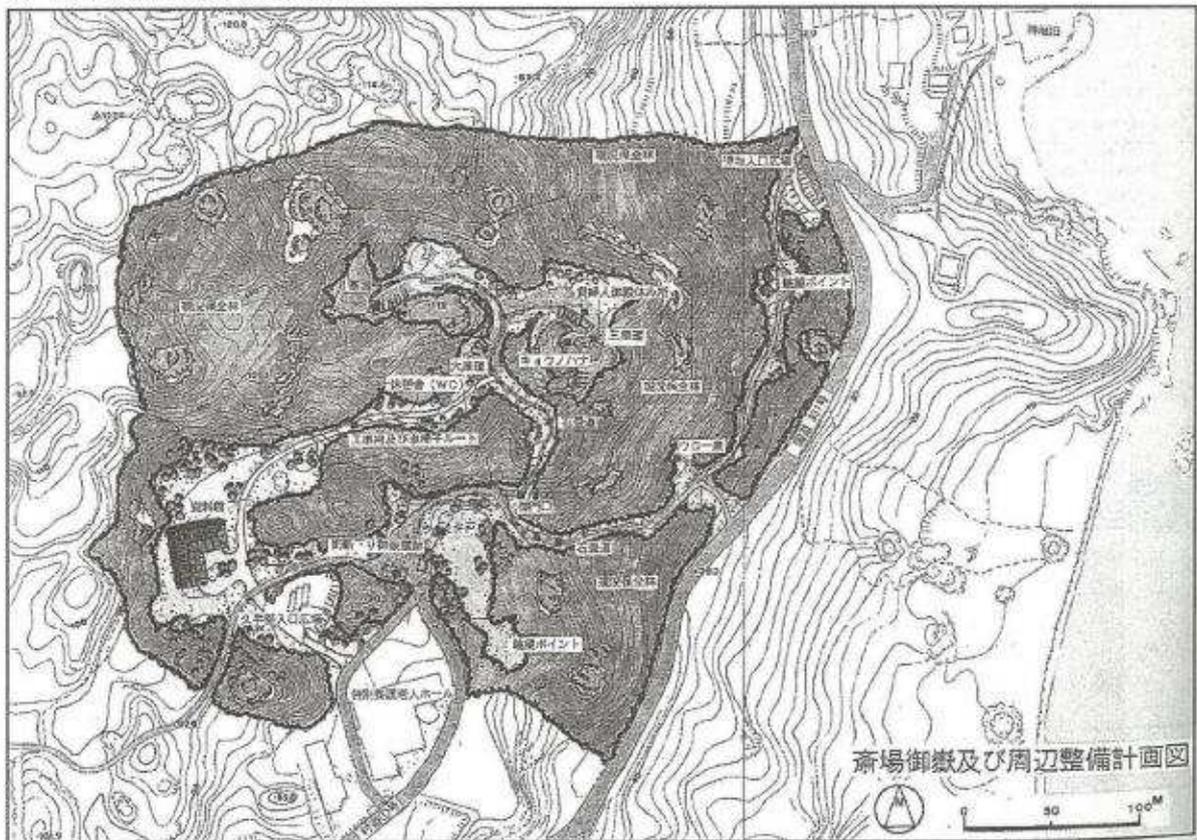


表 齋場御嶽及び周辺、知念城跡及び周辺における整備の方針

方針	齋場御嶽及び周辺	知念城跡及び周辺
歴史的風致・空間の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・大庫理、三庫理、寄満の祭祀空間の史実にのっとりた復元整備。 ・御新下り御仮屋敷空間の再現。 ・御嶽全体を被う石灰岩植生を保全し、外来樹木等の撤去。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知念城跡東に隣接する古いグスクは、復元整備を図る。 ・遺構確認調査や歴史的資料の十分な調査によって、復元の時代設定と復元の対象となる建築物を設定し、歴史的空間の回復を図る。
聖域の尊厳性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・尊厳性を高めるために、中心部分を包囲する歴史的環境を十分確保する。 ・御新下り御仮屋敷跡の空間復元。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地区とその周辺について、現況の地形や植生を可能な限り保全する。 ・祭祀空間についても、保全・復元を図る。
一体となった歴史的環境の保全		<ul style="list-style-type: none"> ・城跡の北側に連続する崖は、石灰岩植生を含めて歴史的環境の骨格として保全する。 ・知念按司墓、ウカハルなどの水田等は、往時の土地利用の再現を図る。
歴史的道筋の再現	<ul style="list-style-type: none"> ・久手堅集落方面から齋場御嶽に至る御新下りのルートと、東御廻りのルートを、基本となる道として、史実にのっとり再現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡南側の集落からワカチバナを通過してグスクに至る道と、更に知念大川に下る道を、歴史的道筋の主ルートとして再現する。 ・石畳の復元整備も行う。
利用拠点・動線	<ul style="list-style-type: none"> ・御嶽資料館、駐車場、高齢者・身体障害者用の進入ルートは、歴史的風致を改変しない範囲で設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧道、駐車場、高齢者・身体障害者用のルートを整備し、利用を高める。

図 齋場御嶽及び周辺整備計画図

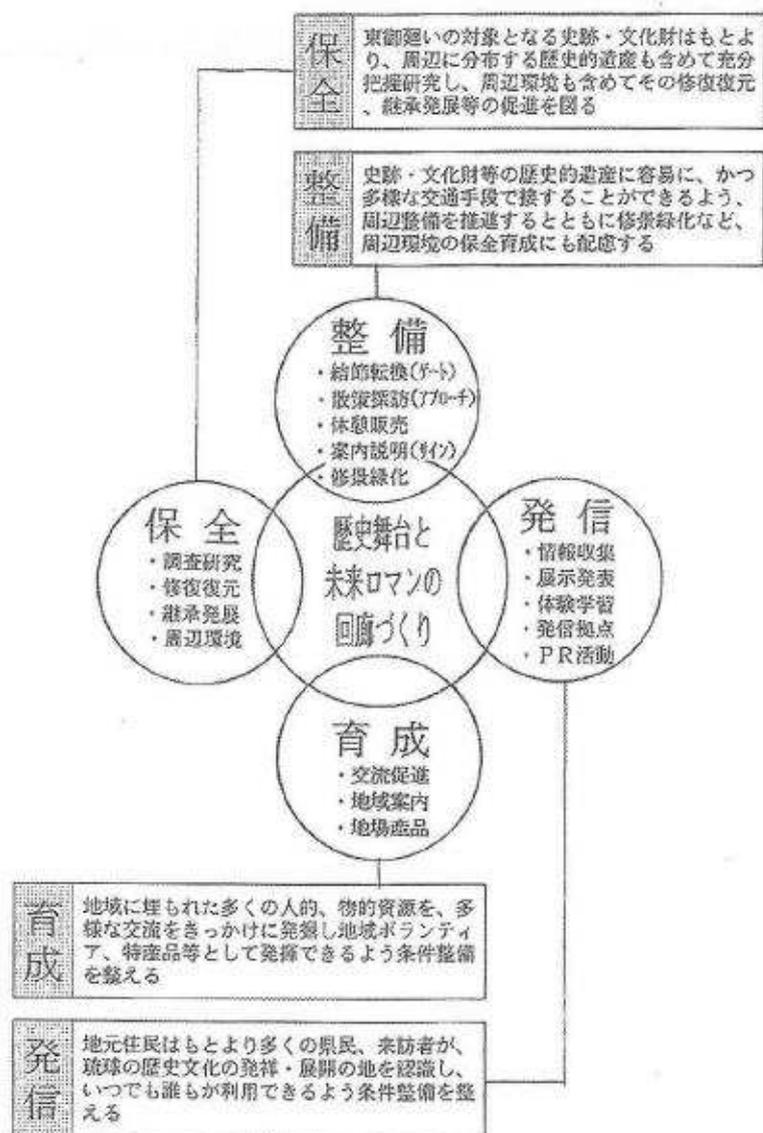


⑧ 東御廻りを活用した地域振興に関する調査

本調査は、南部地域の活性化を図るために玉城村、知念村、佐敷町の3町村が共同で実施したもので、東御廻りを沖縄の歴史・文化の学習の場として、また聖地巡礼の道として位置づけ、新たな観光資源として活用するための基本構想となっている。

具体的な方針としては、保全・整備・育成・発信の4領域についてとりまとめ、またそれらを整備するための5つの留意点に配慮することとされている。さらにこれらを踏まえ、「歴史舞台と未来ロマンの回廊づくり」を基本コンセプトに5つのモデルコースが設定されている。

図 整備の方針



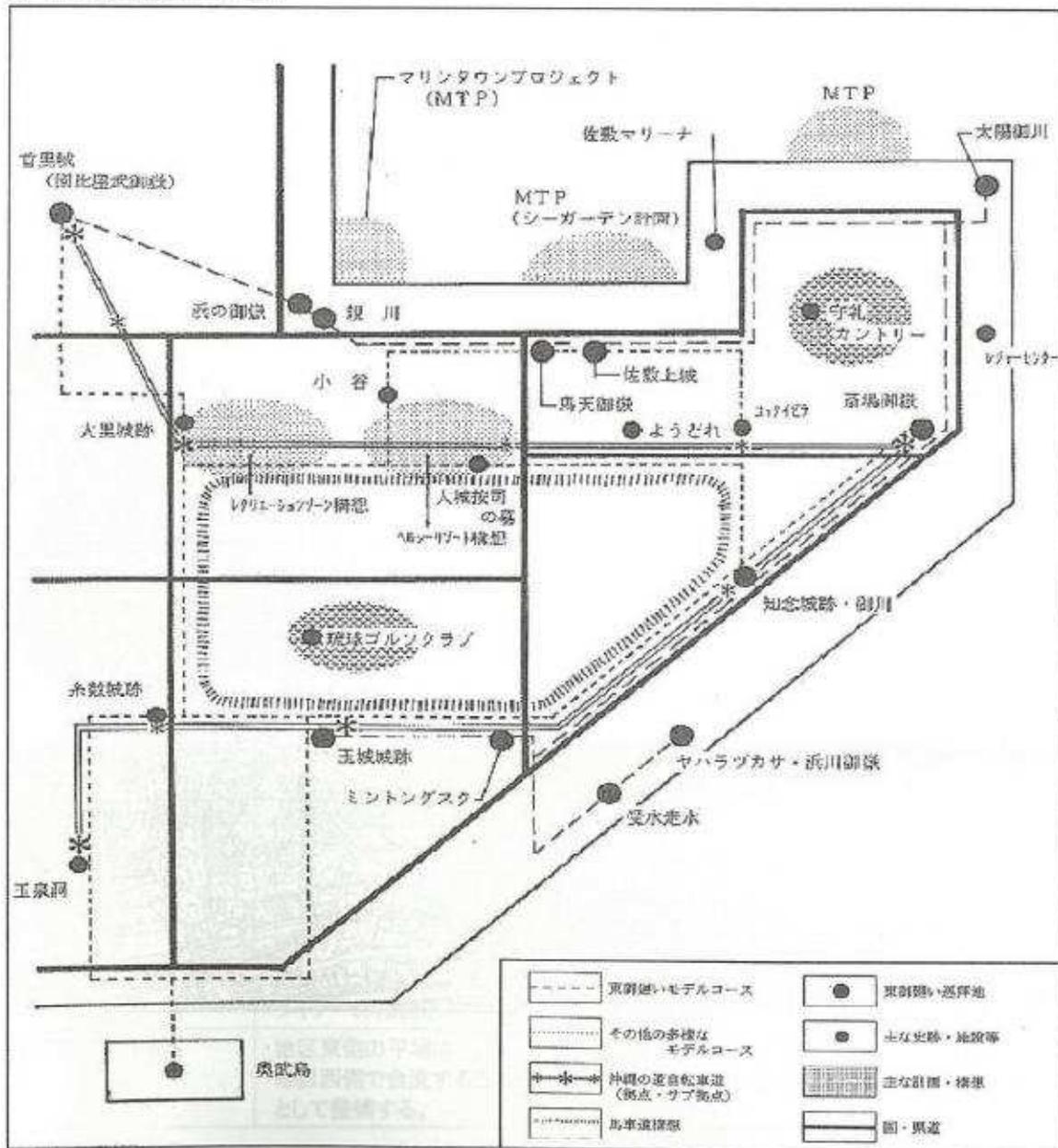
整備にあたっての5つの留意点

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1)地域の素材を活かす | 【風土性】 |
| (2)保全・整備の領域を守り、メリハリをつける | 【聖俗性】 |
| (3)わかりやすさと親しみやすさに配慮する | 【親近性】 |
| (4)地域の人的・物的資源を育み地域活力へつなげる | 【創造性】 |
| (5)国・県・市町村の関連計画・構想等を組み入れる | 【総合性】 |

表 歴史舞台と未来ロマンの回廊(多様なモデルコース)

コース	コースに位置づけられている史跡・文化財
①東御廻りコース	園比屋武御嶽、与那原浜の御殿、与那原親川、場天御嶽、佐敷上城、太陽御川、斎場御嶽、知念城跡・御川、受水走水、ヤハラヅカサ、浜川御嶽、ミントン城跡、玉城城跡
②宿次のみちコース	首里城、南風原間切番所跡、大里間切番所跡、佐敷間切番所跡、知念間切番所跡、玉城間切番所跡
③グスク巡りコース	首里城、大里城跡、大城城跡、知念城跡、垣花城跡、ミントン城跡、玉城城跡、糸数城跡
④尚巴志ゆかりのコース	大里城跡、小谷集落、場天御嶽、佐敷上城、ユックイビラ、佐敷ようどれ、大城按司の墓
⑤アマミキヨ伝承コース	玉城城跡、受水走水、ヤハラヅカサ、浜川御嶽、ミントン城跡、仲村渠樋川、垣花城跡、垣花樋川、カンチャ大川、知念城跡・御川、太陽御川

図 全体ストラクチャープラン



⑨ 島尻東地区田園空間博物館整備基本計画

本計画は、農林水産省が平成10年度より展開している「田園整備事業」のうち、「田園空間博物館整備事業」を受けて策定されたものである。田園空間博物館整備事業は、農村地域の地域特性を生かしたアイデンティティを回復し、魅力ある農村の形成を目的としており、対象地域を農業の歴史を背景とした田園博物館と見立てて、伝統的農業施設や農村景観等の地域資源を展示施設として整備を行うとともに、個々の展示施設や総合案内所を田園散策の道で有機的に結ぶこと等が盛り込まれている。

本計画においては島尻東地区（玉城地区・知念地区）を対象とし、「歴史と湧水の稲作発祥の郷」をコンセプトに4つのサブテーマを設け、そのサブテーマに沿って整備地区を設けている。

本計画は、平成12年度から17年度にかけて整備事業が実施され、百名・新原地区の遊歩道や船越地区の船越大川の復元等がなされた。

メインテーマ

歴史と湧水の稲作発祥の郷

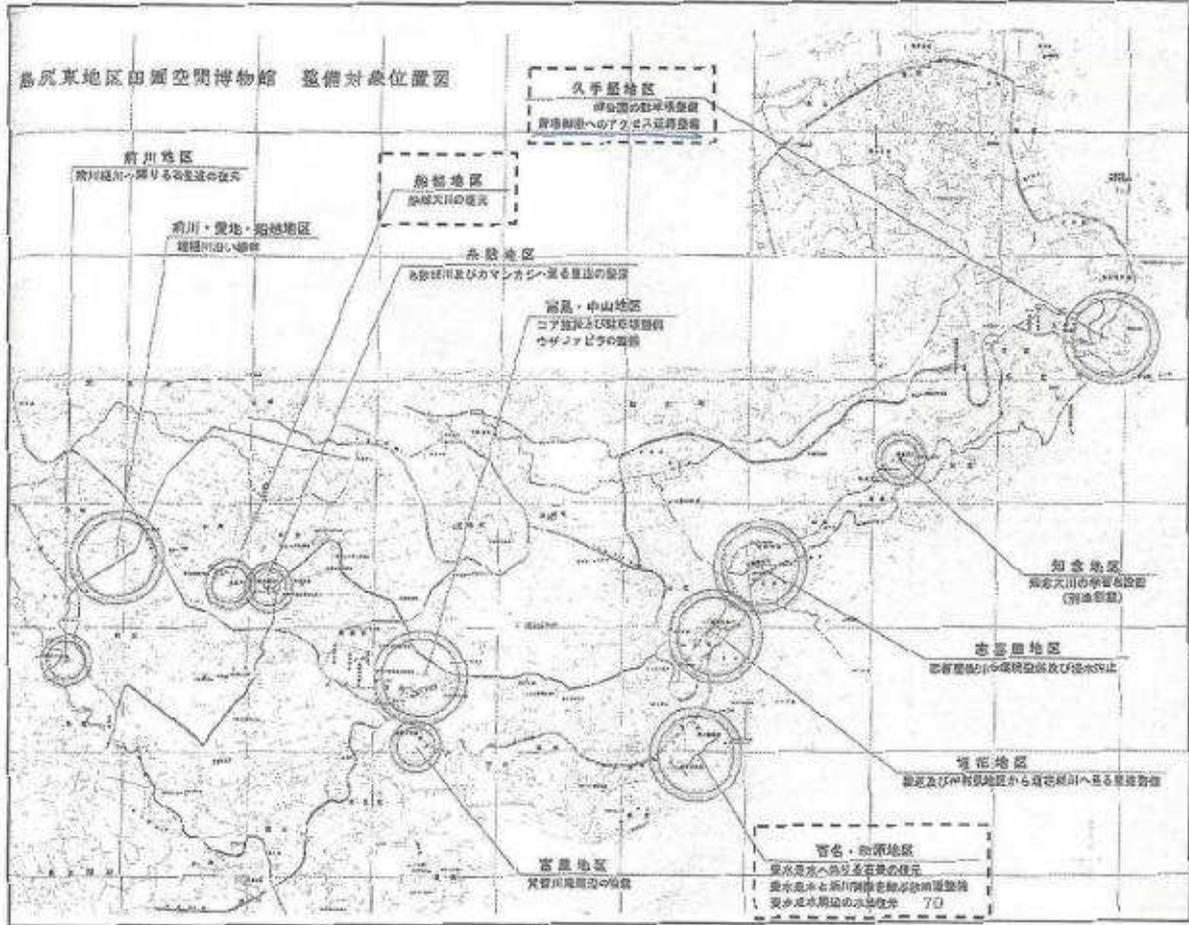
サブテーマ

- ①稲作発祥から現在の主要作目であるサトウキビまでの農耕歴史の紹介
- ②五穀豊穣祈願に関連する東ウマーイ及び稲作発祥伝説の地としての再認識
- ③生活や農耕に関連する湧水や小川の再生
- ④上記を踏まえた体験学習の取り組みや地域間及び他地域との交流促進

表 テーマ別整備地区と基本方針

整備地区	対象地域	基本方針
①コア施設整備	富里・中山地区	<ul style="list-style-type: none"> ・島尻東地区における田園空間博物館の中心をなすもので、地域における農業の紹介や歴史、また、地区全体の総合案内所としての機能を有するものとする。 ・コア施設の主な役割は、上記に加え、総合案内所、農業の歴史(解説、展示)、地域農産物の展示販売等とする。
②農耕祭祀儀礼地区の整備	百名・新原地区 久手堅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・琉球開びやく神話や稲作発祥の地に由来する歴史的な施設の整備や解説を行う。 ・また、稲作の体験学習の場の提供を行う。
③湧水と農耕環境整備	垣花地区 船越地区 系数地区 前川・愛知・船越地区 前川地区 富里地区 志喜屋地区 知念地区	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県内では島尻東地区の湧水は特徴的なものであり、湧水と農耕及び農村の生活を再現し、湧水の恵みを享受できるよう整備を行う。 ・湧水は多様な生物や植物をはぐくんでおり自然環境に配慮したものとする。
④伝統的農村集落景観整備(将来に向けての提案) ※整備対象外	船越集落地区 仲村渠集落地区	<ul style="list-style-type: none"> ・農村の風景は田園風景ばかりでなく、古い集落の家なみや周辺の緑も農村の風景である。島尻東地区の中でも特に石積みや屋敷まわりの防風林、石畳等の保存の良い個所を選定し、農村集落風景の再現の提案を行う。 ・本計画では、集落内に残るカー等の文化財や散策路等のサインの参考資料とする。

図 整備対象位置図(一部加筆 破線枠は整備がなされた地区)



第2章 斎場御嶽の概要

1. 立地環境

(1) 位置・地勢

南城市は、平成18(2006)年1月1日に、1町3村(佐敷町・知念村・玉城村・大里村)が合併し誕生した市である。沖縄本島南部の東海岸、那覇市から南東へ約12kmに位置し、静穏な中城湾と太平洋に面している。東西18km、南北8kmの広がりを持ち、面積49.70km²を持つ市域は、本島南部において最も大きな規模を持ち、北は与那原町、西は南風原町、八重瀬町にそれぞれ接している。

これまでの地質研究によると、沖縄本島南部一帯の地質の規範は島尻層群(砂岩・シルト岩)で構成されており、その上部に台地上の琉球層群(石灰岩)が不整合に被覆していると言われている。南城市の地形は、この石灰岩の台地と非石灰岩からなる丘陵、それに海岸低地からなる。石灰岩台地は海に面し、地形的には海岸段丘であり、海拔はおよそ120~130mである。丘陵は主に石灰岩台地の西側に認められ、海拔高度は低く、侵食作用により緩慢な斜地と谷から成る。海岸低地は、海拔10~20mで、海岸に面した平坦地形がそれである。



図2-1 南城市の位置



図2-2 旧町村範囲(地区区分)

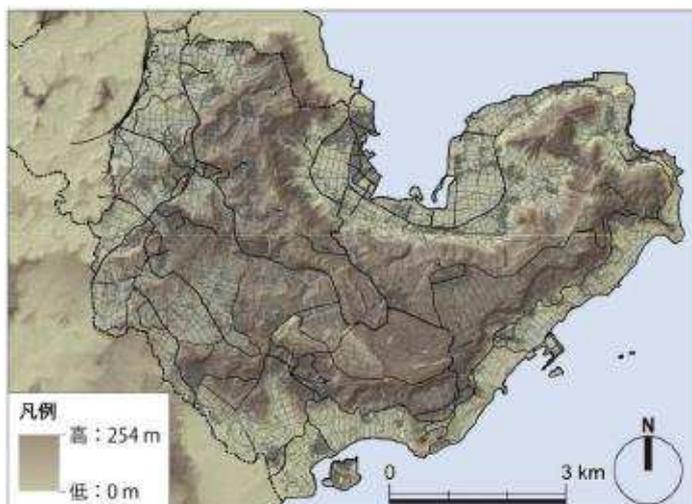


図2-3 南城市の標高



図2-4 南城市の地質

(各図出典：南城市史)

斎場御嶽は、中城湾に突出する知念半島の琉球石灰岩の台地の縁に位置する。斎場御嶽一帯は海拔約 100 m の面となるが、海拔 124.8 m、127.9 m、106.6 m などの石灰岩が尖塔状になって露出している。

知念地区の石灰岩台地周辺の斜面に多く見られる岩塊は、石灰岩崖からの崩落岩であり、斎場御嶽周辺の岩塊も全て同様である。



斎場御嶽周辺の地質
(R.L. : 琉球石灰岩、C.s. : 知念砂層、
sh. : 知念砂層以外の島尻層)

図 2-5 斎場御嶽周辺の地質 (出典 : 知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画)



写真 2-1 斎場御嶽周辺の地形 (視点場 : がんじゅう駅・南城)

(2) 気候

南城市の気候は、黒潮の影響を強く受ける亜熱帯海洋性気候であり、高温・多湿で年間降水量が多くなっている。特に、梅雨期（5月中旬から6月下旬）、台風期（7月から10月）に降水量が多い。

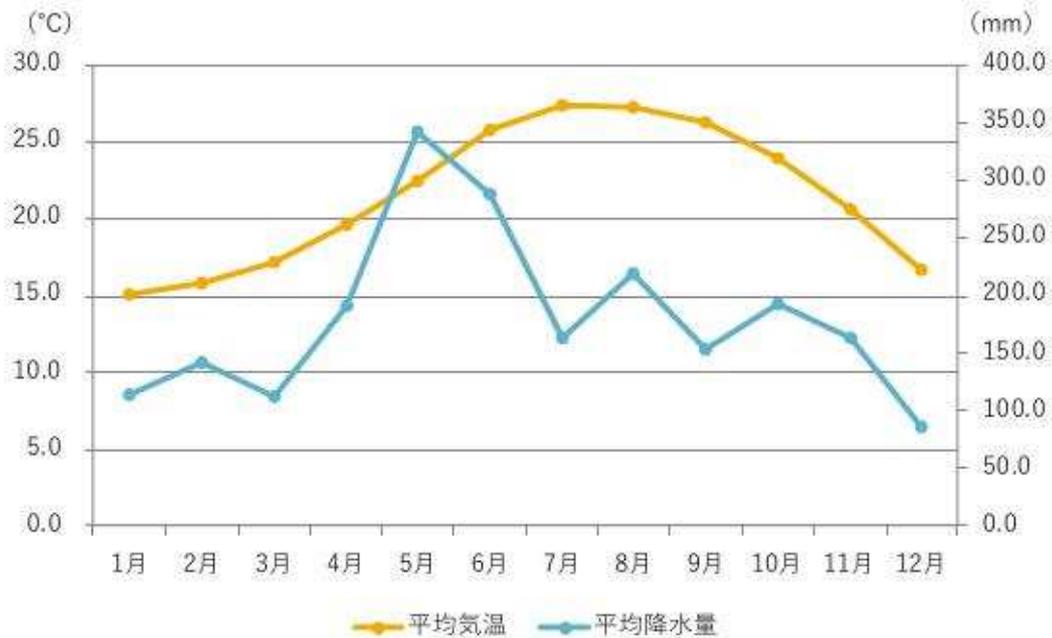


図 2-6 南城市の月別平均気温及び降水量
(出典：気象庁HP 南城市系数観測所、平成 22 年～平成 29 年観測データの平均)

(3) 土地利用

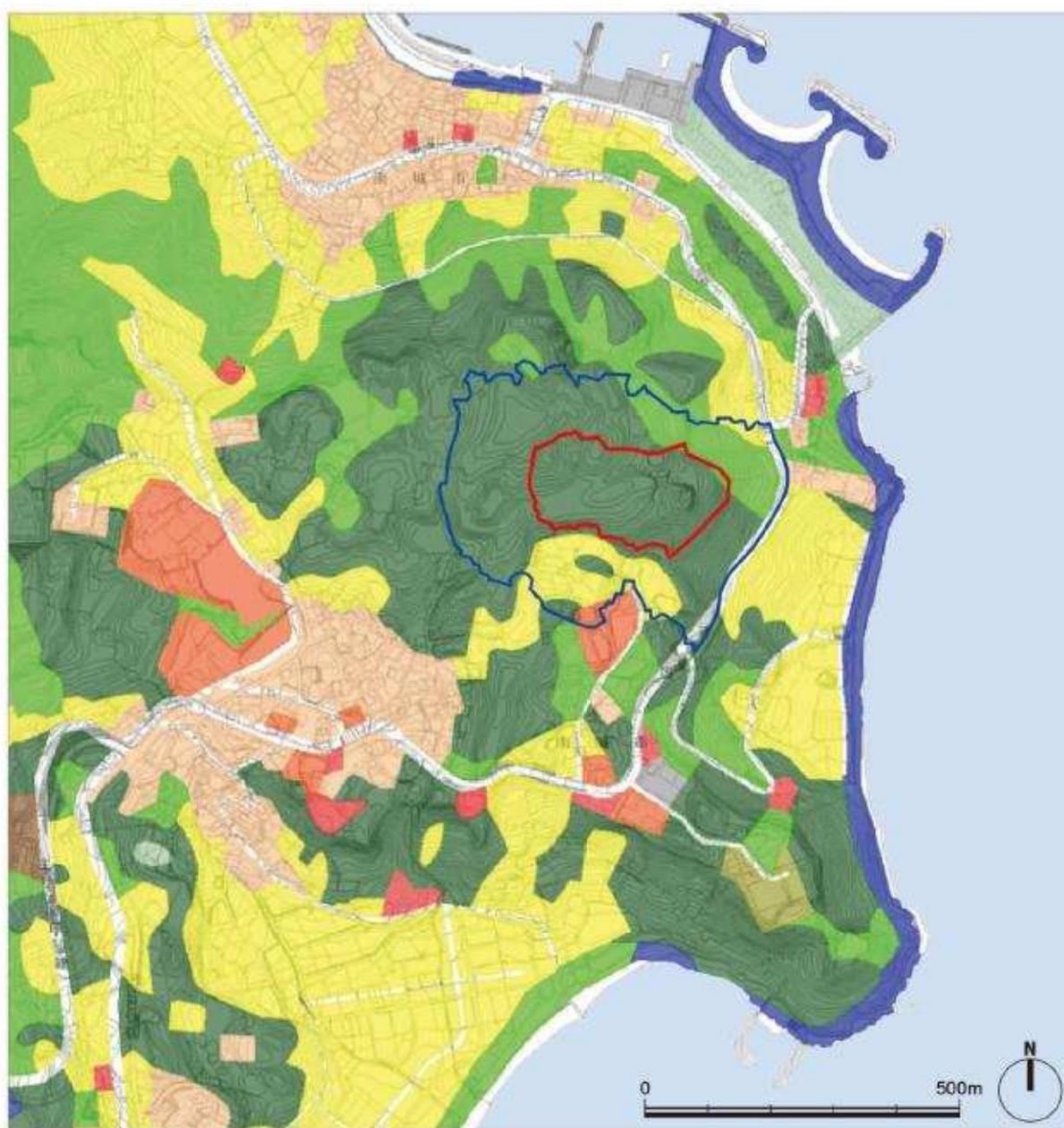
南城市は、山林・湧水・河川・海など自然資源が豊富であることから、自然的土地利用の色合いが強い地域といえる。土地利用は、約3割を農地が占めており、農振法に基づく農用地区域も広い範囲で指定されている。東部および南部の海岸部の後方から西部地域にかけては、なだらかな傾斜地の中に耕地が点在している部分と比較的急峻な岩石の断崖となって連なっている部分がある。それらの頂上は、比較的広い台地で、ゴルフ場などの施設があるほか、原野、耕地が広がっている。頂上から北部にかけては、豊かな緑に被われた丘陵地が海岸部にかけて広がっており、南城市の特徴的な地域景観を形成している。北部の丘陵地から海岸部および西部にかけては比較的平坦な地形が広がり、市街地や集落が形成されている。離島である久高島は、隆起サンゴ礁で平坦な地形をなし、島の南西端に集落がある。

市内を通る道路網としては、国道331号が市の外周を形成し、県道86号線、県道137号線、県道48号線などが主要な道路を構成している。起伏があるという地形条件もあり、市内を南北方向に結ぶ道路網が弱く、平成34(2022)年の完成を目指し、新たな幹線道路として南部東道路が建設中である。

斎場御嶽指定地内はほぼ全域が森林に覆われており、緩衝地帯は森林、野草地、畑として利用されている。周辺は、国道331号線が三方をめくり、北西に安座真集落、南西に久手堅集落が位置する。その他は多くが森林、野草地、畑となっており、海岸沿いには浜辺、ビーチが広がっている。



図2-7 南城市の土地利用と道路網の状況（出典：南城市歴史文化基本構想・保存活用計画）



凡例

- | | | | |
|-----------------|--------|------|----------|
| 住宅地域 | 運動競技施設 | 野草地 | 世界遺産資産範囲 |
| 商業業務地区・工業地区・空地等 | 運輸供給施設 | 畑 | 世界遺産緩衝地帯 |
| 公共地区 | 防衛施設 | 畜舎温室 | |
| 公園緑地 | 森林 | 裸地 | |

図 2-8 斎場御嶽及び周辺の土地利用の状況（出典：沖縄県地図情報システム）

(4) 人口・世帯数

南城市の人口は近年増加傾向にあり、平成 29 (2017) 年 1 月末現在で 43,271 人、世帯数は 16,913 世帯である。しかし、斎場御嶽に隣接する字久手堅や字安座真の人口は概ね横ばい傾向にある。また、将来的には市全体としても少子・高齢化が進展し、徐々に人口が減少することが予想される。

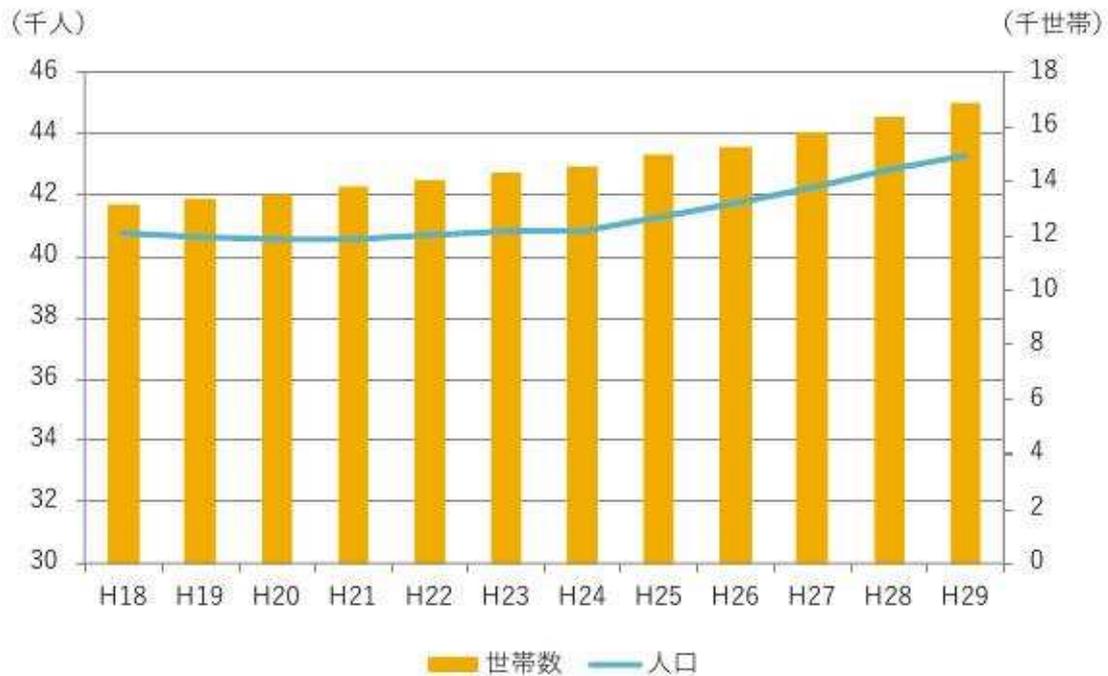


図 2-9 南城市の人口・世帯数の推移
(出典：南城市行政区別人口統計表 各年の 1 月末日の数値を採用)

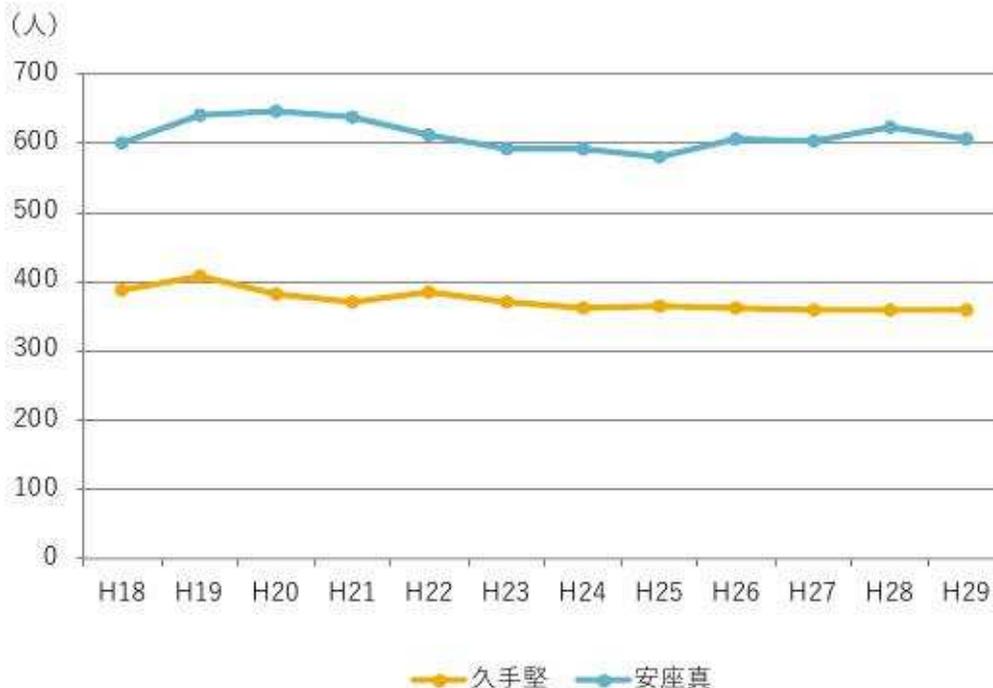


図 2-10 字久手堅、字安座真の人口・世帯数の推移
(出典：南城市行政区別人口統計表 各年の 1 月末日の数値を採用)

【グスク時代（12世紀頃～15世紀前半）】

- ・グスク時代になると、前の時代に始まった農耕が定着し、人口が増えはじめる。人々は天然の湧水を利用して水田を開き、その水系の集落（マキョ）が地縁的な共同体となる。中南部は畑作が中心だったが、南城市では水稲耕作が可能だったことは特筆される。
- ・鉄器利用によって生産性が拡大したことで、共同体を束ねる首長（按司）が台頭し、集落や聖域を内包しながら防御性をもつグスクを構えるようになる。南城市はグスクや関連遺跡が多い地域だが、上記のように農業生産力が高く、人口が多かったことが背景にあると考えられる。
- ・南城市では大型グスク、小型グスクが丘陵上に立地し、各グスクを中心に同時代の遺跡が分布していることが特徴である。大型グスクに隣接して、領主だった按司の墓やその家族の墓が分布している。
- ・そのなかでも、玉城グスク、知念グスク、糸数グスク、大城グスク、島添大里グスク、佐敷上グスクなどの大型グスクは、グスク間の興亡を繰り返して、当時の政治的文化的中心地だったと考えられる。
- ・グスクを中心に集落が分布しており、この時代の遺跡群は、17世紀前半に成立する間切制度の間切やシマの単位に対応しており、その母体となったと考えられる。

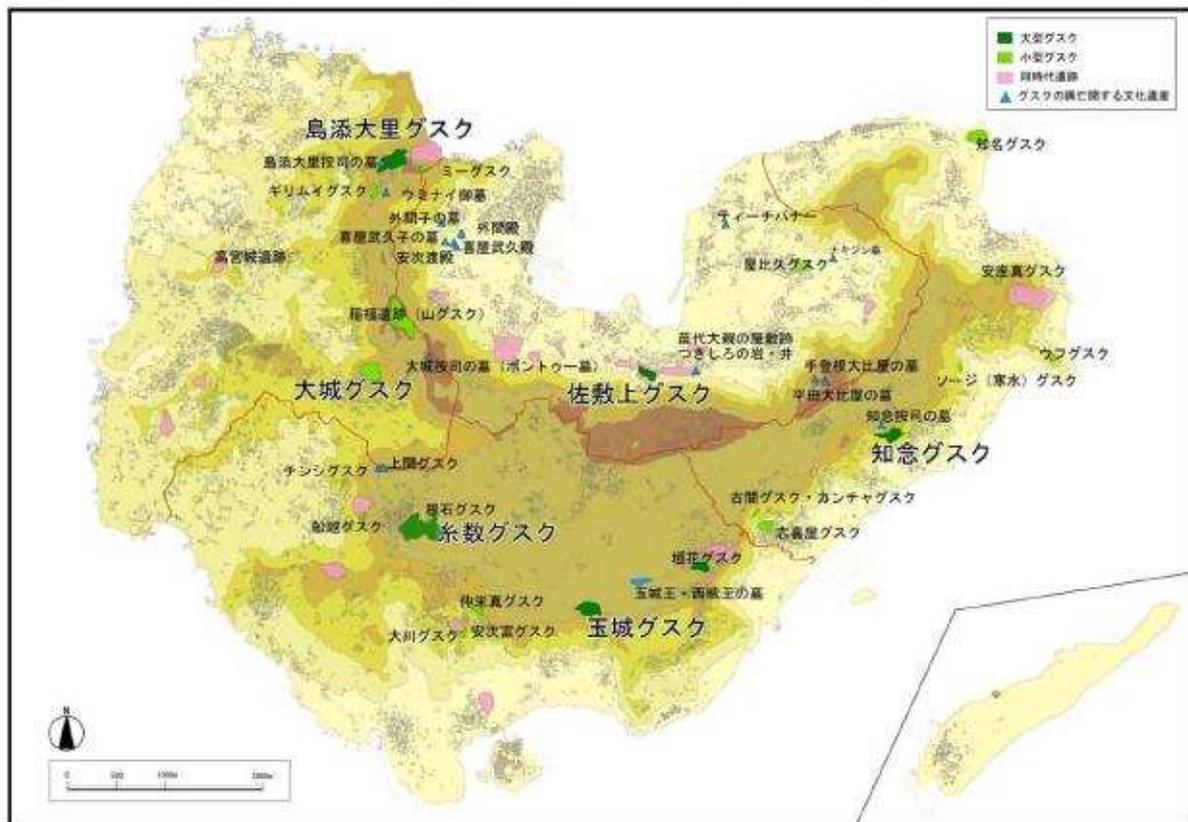


図 2-12 グスク時代（12世紀頃～15世紀前半）に関する文化遺産の分布と歴史文化の特徴
（出典：南城市歴史文化基本構想・保存活用計画）

【琉球王国時代（1429年～1879年）】

- ・1429年、佐敷上グスクを拠点とした尚巴志は、浦添にあった中山を平定した後、拠点を首里城に移して第一尚氏王統を樹立することにより、琉球王国が誕生した。以降、1469年に第二尚氏王統に王権が移行するが、1879年までは独立王国となった。
- ・琉球王国時代の地域社会は貢納を目的とした米、粟、豆、砂糖の農業生産を行っており、集落と耕地は密接な関係を持ち、農作業や祭祀、冠婚葬祭の扶助もシマ単位で行われ、間切・シマ制度（後の間切・ムラ制度）も成立した。
- ・17世紀には大里の大城が玉城間切に所属しており、グスク時代の地域区分をもとに間切の境界が決められたのではないかと推測される。17～18世紀にかけて大里間切・佐敷間切・玉城間切の境界で所管換えが行われ、こうして確定された間切区分は王国末期まで継承された。
- ・18世紀には新しい集落（近世集落）の村立てや、王府の指導による集落移動も行われた。
- ・グスク内の御嶽や集落の起源の屋敷が拝所となり、年中祭祀などに巡拝されるようになる。集落には殿や火の神、樋川・井戸、墓、集落要素（クムイ、石獅子、土帝君など）が分布する。
- ・大型グスクの所在した大里、佐敷、知念、玉城は間切番所が設置され、間切の中心として街道の整備が行われた。知念グスク、玉城グスクではグスク内に間切番所が置かれた（玉城は後に富里へ移動）。
- ・尚巴志以後、二度の事件（志魯・布里の乱、護佐丸・阿麻和利の乱）が起こり、玉城字富里や当山には尚泰久の一族に由来するグスクや墓が分布した。
- ・琉球開びやく神話や穀物起源神話に登場する久高島を含めた知念や玉城は、琉球王国の国家儀礼の場とされ、琉球国王の行幸（18世紀より代理）や聞得大君の御新下りが行われた。世界遺産である斎場御嶽は単に聖域として重要なだけでなく、国家儀礼の場としての記憶も内包した史的空間である。

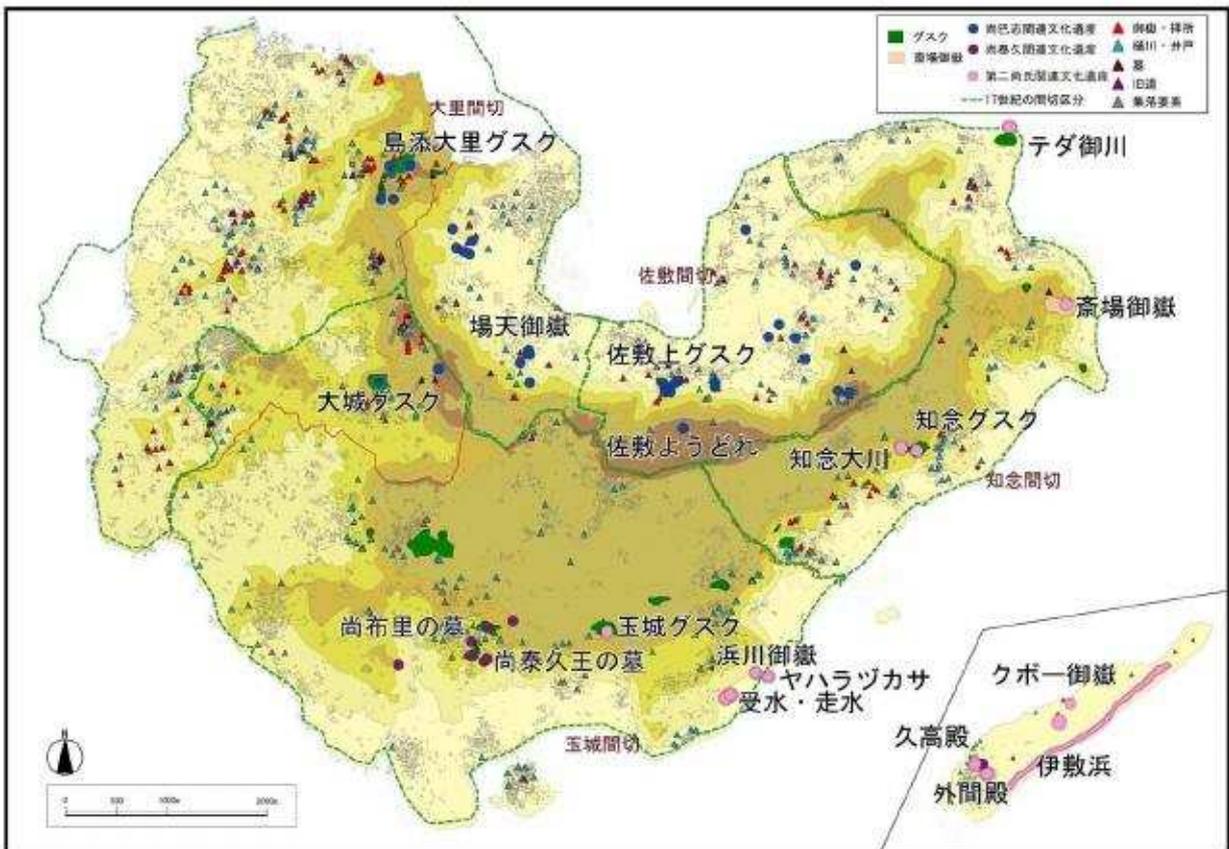


図 2-12 琉球王国時代（1429年～1879年）に関連する文化遺産の分布と歴史文化の特徴
 （出典：南城市歴史文化基本構想・保存活用計画）

【近現代（1879年以降）】

- ・1879（明治12）年の琉球処分により琉球王国は沖縄県となり（一時的に琉球藩を経る）、王国時代に間切だった行政区域は、1908年の沖縄県及び島嶼町村制の施行で市町村となる。南城市では、大里間切、佐敷間切、知念間切、玉城間切がそのまま村制に移行した。
- ・戦後は1949年に大里村から6字が分離独立して与那原町となり、1980年には知念、佐敷、玉城との間で境界変更が行われた。
- ・19世紀初頭から廃藩置県頃にかけて、首里などからの移住者が本集落の近くに屋取集落をつくるケースがあり（親慶原、愛地、伊原など）、大正から昭和にかけて行政的に分離され（地籍は未分離）、戦後に行政区として新設された。
- ・第二次世界大戦では沖縄本島南部地域は激戦地となった。南城市域にも、戦跡として防空壕や軍の陣地跡などがある。玉城地区は特に顕著で、糸数、船越、前川などに戦跡が集中している。
- ・島添大里グスク、糸数グスク、ウフグスクなども戦争被害が及び、文化遺産の一部が破壊されたり、持ち運ばれたりし、グスクの内外に戦跡が残っている。
- ・戦後は農地改良、住宅開発、インフラ整備が進められたことで、緑地が失われ、市域の景観もだいぶ様変わりした。道路は農道を含めて縦横に伸び、海岸の埋め立てにより新たに編入された区域も増えた。

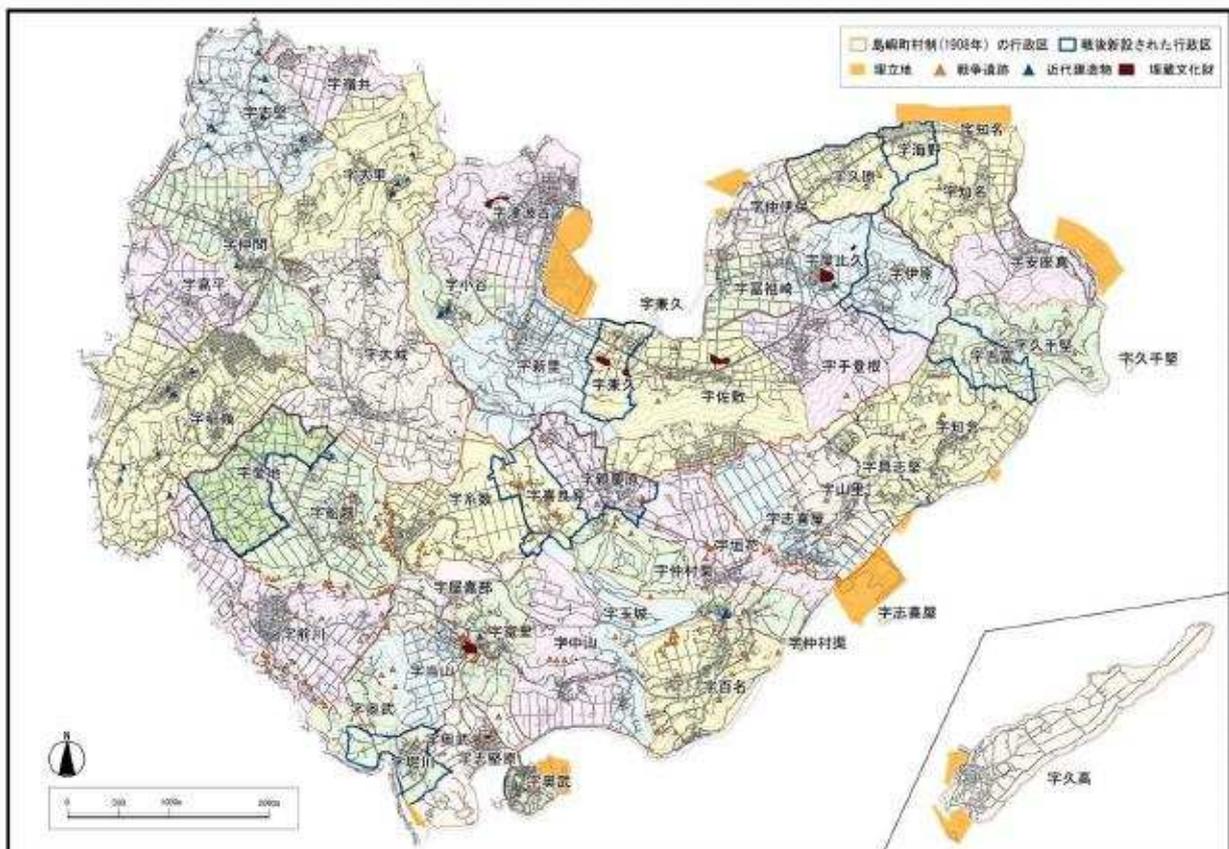


図 2-13 近現代（1879年以降）に関連する文化遺産の分布と歴史文化の特徴
 （出典：南城市歴史文化基本構想・保存活用計画）

2. 齋場御嶽の史跡指定の概要

齋場御嶽が一般に知られるようになったのは、明治12(1879)年の琉球処分以降のことである、それまでは、首里王府直轄の御嶽であったため、一般の立入りは禁じられていた。現在のように自由に出入りができるのは明治以降である。

齋場御嶽は、琉球開闢の神「アマキミヨ」の霊地、琉球王国最高位の女神官である聞得大君の尊信の地、また、東御巡りの巡拝地としての価値を評価され、琉球政府の文化財保護法第39条の規定に基づき、昭和30(1955)年1月7日付文化財保護委員会告示第2号をもって史跡、名勝に指定された。

昭和47(1972)年の本土復帰以降は、日本政府の文化財保護法に基づく保護策がとられることになり、日本政府の文化財保護法第69条の規定に基づき、復帰の日である昭和47(1972)年5月15日付文部省告示第58号をもって史跡に指定された。この際、指定地から長堂原の部分については除外されている。なお、名勝指定については、県指定として引き継がれた。

これらの指定説明等は下記のとおりである。

【昭和30(1955)年1月7日 琉球政府による史跡、名勝指定】

○文化財保護委員会告示 第2号

文化財保護委員会は、文化財保護法(1954年立法第7号)第39条の規定に基づき、史跡、名勝、天然記念物を次のとおり指定する。

齋場御嶽

- 一、種別 史跡、名勝
- 二、指定年月日 一九五五年一月七日
- 三、所在地 知念村久手堅、サヤハ原、長堂原
- 四、管理者 知念村
- 五、指定理由

当おたけは開びやく神降臨の地として島内第一の霊場である。中山世鑑に昔、天城二、阿摩美久ト云神、御座シケリ、天帝是ヲ召シ、宣ケルハ、此下二、神ノ可住霊処有リ、去レドモ、未ダ島ト不成事コソ、クヤシケレ。爾降リテ、島ヲ可作トゾ、下知シ給ケル。阿摩美久畏リ、降りテ見ルニ、霊地トハ見ヘケレドモ、東海ノ浪ハ西海ニ打越シ、西海ノ浪ハ東海ニ打越テ、未タ島トゾ不成ナリ、去程ニ、阿摩美久、天ニ上リ、土石草木ヲ給ハレバ、島ヲ作りテ奉ントゾ奏シケル。天帝エイ感有テ、土石草木ヲ給リテケレバ、阿摩美久土石草木を持下リ、島ノ数ヲバ作りテケリ。先ズ一番二国上ニ辺土ノ安須森、次ニ今鬼神ノ、カナヒヤブ、次ニ知念森、齋場たけ、藪薩ノ浦原、次ニ玉城アマツツ、次ニ久高コボウ森、次ニ首里森、真玉森、次ニ島々国々ノたけヲバ作りケリ云々。

以上によって齋場おたけが琉球開びやくの霊地である事が解る。琉球国由来記によると、おたけの御神体は左の通りである。

- 一、御前ヨリミチ(寄満)
- 一、御前サノコウリ(三庫理)
- 一、御前キョウノハナ(頂鼻)
- 一、御前大コウリ(大庫理)
- 一、御前シキヨダユル雨ガ美水(ヌービー)
- 一、御前雨ダユルアシカ美水

昔は国王親しく毎年二月、八月此所で天神地祇を祀られたが、後祭壇を設けて久高島へ遥拝された。又琉球最高の女神官、聞得大君の就任に当たっては御新下りと言って、この霊地で

行われた。その時は首里王府より百官を従えて参詣するし、各間切の祝女、捌吏も奉迎に参集し斎場一帯は賑わったという。儀式は真夜中厳粛に行われ、久高のろ、及各間切のろが「あがりゆう」のおもろを奏したということである。此儀式には男子は一切入場禁止で最近まで境内に入る時は左衽にして入った。以上により此おたけが天地の始めに出来た由緒ある霊地で、国王及間得大君の尊信の地であり、又住民が「東巡」と言って信仰の最高峰である理由によって指定した。

六、保存要件

明治三十年頃迄は樹木が鬱蒼として、昼でも尚暗く神々しかったが土地整理後樹木濫伐されて現在では禿山になっている。それで一日も早く復旧し植樹する必要がある。

七、指定地域に関する事項

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) サヤハ原二五四番、 | 一一、八一〇坪 |
| (2) 長堂原二五五ノ一原一、 | 三、四五二坪 |
| (3) 合計 | 一五、二六二坪 |

以上は村当局了解の上、一九五六年一月卅日標柱を建てた。



図 2-14 琉球政府による指定地（出典：斎場御嶽整備事業報告書）

【昭和 47（1972）年 5 月 15 日 日本政府による史跡指定】

○文部省告示 第 58 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条の規定により、下記 1 の記念物を下記 2 によって史跡に指定します。

1) 名称 齋場御嶽

2) 所在地および地域

沖縄県島尻郡知念村字久手堅サヤハ原 254 番地

2) 1) 指定理由

基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第三（その他祭祀信仰に関する遺跡）による。

説明 齋場御嶽（せいふあうたき）は、沖縄の南東部、知念間切（ちねんまぎり）に設けられた御嶽（うたき）で、沖縄第一の霊場として知られる。沖縄開闢の神「あまみきよ」の創成なるとの伝承があり、「おもろ」には「さやはたけ」としてしばしば歌われ、聞得大君（きこえおおきみ）の天降りの内容とするものが多い。

尚王朝においては知念城（ちねんぐすく）・玉城（たまぐすく）・久高島とともに「あまみきよ」の霊地として、毎年、国王が巡幸拝礼する習わしがあり、また聞得大君の「あらおり」の儀式には、大君みずからが君（きみ）、祝（のろ）をひきいて参詣する風習があった。

聖域内は鬱蒼たる樹林で、巨岩がそびえ立ち、各々「いべ」が設けられ、また東方海上を通して久高島を遥拝するための拝所（うがんじょ）がある。

今回指定するところは、御嶽の旧域内約 4.5 ヘクタールである。

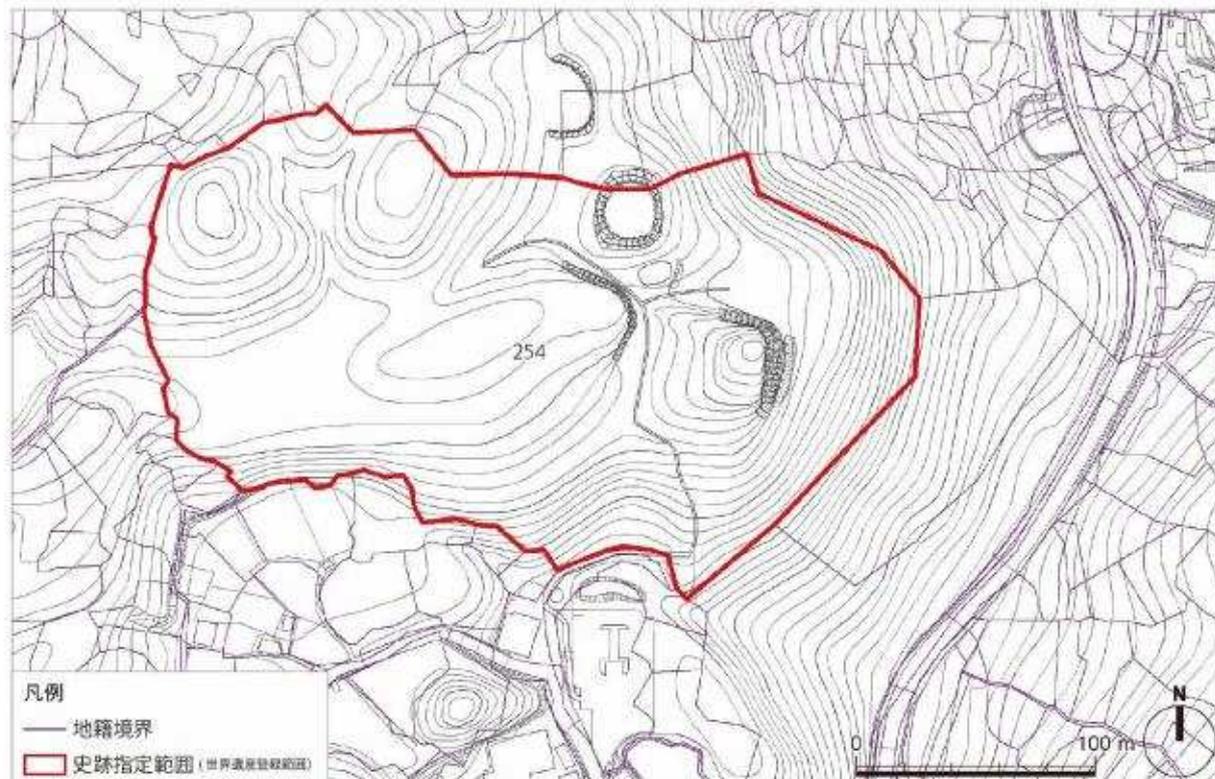


図 2-15 日本政府による史跡指定地

3. 世界遺産登録の概要

(1) 顕著な普遍的価値の言明

斎場御嶽を含む9つのグスク・御嶽等（玉陵、園比屋武御嶽石門、今帰仁城跡、座喜味城跡、勝連城跡、中城城跡、首里城跡、識名園、斎場御嶽）を構成資産とする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつ「顕著な普遍的価値」を有するものとして、第24回世界遺産委員会（平成12〔2000〕年、オーストラリア・ケアンズ）において世界遺産一覧表に記載された。

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の顕著な普遍的価値は、第36回世界遺産委員会（平成24〔2012〕年、ロシア・サンクトペテルブルグ）において決議された「顕著な普遍的価値の遡及的陳述」（原文は英文）によると、以下のとおりである¹。



図2-16 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」構成資産位置図

① 摘要

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を構成する一群の遺跡及び記念工作物は、12世紀から17世紀にかけての500年間にも及ぶ琉球王国の歴史を示している。

9つの構成資産は、2つの石造記念工作物及び5つの城跡の考古学的遺跡群、及び2つの文化的景観を含む。それらは沖縄島に分布し、総計54.9ヘクタールに及び、緩衝地帯は総計559.7ヘクタールである。

壮大で標高の高い丘陵地に築かれた城（グスク）跡群は長期間にわたる琉球王国の社会構造の証であり、神聖なる遺跡は現代にまで継承された宗教の古来の形態を残す希少な無言の証拠であることを示している。この時代における琉球諸島の広域にわたる経済的、文化的接触は独特の文化形成の起源となった。

② 評価基準

評価基準 (ii) : 残存する記念工作物は、数世紀にわたって、琉球列島が東南アジア・中国・朝鮮半島、及び日本との間の経済的・文化的交流の中心としての役割を担ったことを鮮明に証明している。

評価基準 (iii) : 琉球王国の文化は、特殊な政治的・経済的環境の下に進化・繁栄を遂げ、その結果、独特の性質を持つものとなった。

評価基準 (vi) : 琉球の神聖なる遺跡群は、浸透した他の世界的な宗教（仏教）とも並行しつつ、現代にもその本質が継承された自然と祖先崇拝の固有の形態の希に見る事例であることを示している。

¹ 「顕著な普遍的価値の遡及的陳述」は、記載決議の時点に遡り作成されるが、「完全性」、「真実性」、「保護・管理に係る要件」については、提出時の状況を反映することが求められたため、平成22（2010）年時点の状況が記載されている。以降、平成28（2016）年3月現在までに変更、進展のあった事項については、注釈に現況を示す。

③ 完全性(2010年)

琉球地方には、およそ 300 余りのグスク及びその関連資産が残されているが、そのうちの 5 つのグスク群をはじめ、それに関連する 2 つの記念工作物及び 2 つの文化的景観が構成要素として含まれる。個々の構成資産は、琉球の文化的伝統に固有の宗教の思想・行為の代表的なものとして優れており、それぞれに境界及び緩衝地帯の範囲が定められている。それらは、琉球王国の 500 年間にわたる制度の地理的・歴史的性質のみならず、政治的・経済的・文化的独自性を端的に表しており、最高品質の全体性・無傷性を確実に保持している。

④ 真実性(2010年)

地域一帯は、第二次世界大戦において甚大な被害を受けたため、構成資産の多くにおいて復元事業が行われてきた。日本では、百年以上もの間、厳格な基準の下に修復及び復元が行われてきたため、構成資産の形態・意匠及び材料・材質の真実性の水準は高い。構成資産はすべて創建当初の位置を踏襲しており、考古学的な発掘調査で判明した建造物の痕跡についても、地下において保存が図られているため、位置・環境の真実性は維持されている。当初の部材と修理及び修復された部材との区別ができるように配慮されているほか、修復部材の選択にも十分配慮されている。第二次世界大戦直後には、不適当な材料の下に修復された複数の箇所も存在したが、適切な材料と取り替えたり、明確に区別したりすることが行われてきた。そのような計画は、すべて事前の詳細な調査研究に基づくものである。

首里城正殿の復元は、焼失する以前の建物の実測図・古絵図・古写真に基づくのみならず、広範囲にわたる発掘調査によって正確に地下遺構を確認しつつ実施されたものであり、失われた建築の正確な複製品は今や沖縄の人々の矜持を象徴する偉大な記念物となっている。

識名園においても同様の手法が採用され、国王の別邸庭園の正確な再現が行われた。地下に残された遺構については、細心の発掘調査及び記録が行われ、必要に応じて、原位置における復元構造物と区別して無害の土又は砂の層によって被覆し、修復・整備の形態から保護するなど、良好な状況で保存されている。

職人の技術の点においても、等しく高水準の真実性が保持されており、伝統的技術がすべての修復・保全計画において広範囲に用いられている。

以上のとおり、資産は形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境、機能、精神性の観点から、高い水準の真実性を保持している。

⑤ 保護・管理の要件(2010年)

個々の構成資産は、日本の文化財保護法の下に重要文化財・史跡・特別名勝に指定され、厳密な保護・管理が行われている。

構成資産の所有者は、多岐にわたっている。斎場御嶽と座喜味城跡は、それぞれが所在する地方公共団体の所有である。今帰仁城跡、勝連城跡、中城城跡は、大部分が公有地であるが、部分的に私有地を含む。首里城は国と沖縄県の所有である。玉陵は沖縄県と那覇市の所有、園比屋武御嶽石門と識名園は那覇市の所有である。

管理に関する権限は文化庁にあり、これらの構成資産の維持・修理・活用の責任は、所有者又は地方公共団体にある。また、国及び沖縄県が財政上の支援及び技術面における支援を行うことができることとされている。

沖縄県は、固有の自然環境や伝統文化を活かした国際的な観光リゾート地域の形成を目指しているが、さまざまな整備計画の下に構成資産の保護が図られている。

個々の構成資産の周囲には、適切な範囲の緩衝地帯が設けられている。緩衝地帯においては、建築物の高さ・意匠・色彩等が各々の市の条例によって制限されている。また、ほとんどの構成資産の緩衝地帯は都市公園計画にも含まれており、構成資産の周辺環境への展望の改善及び

来訪者への公開活用のための計画が立案・実施されている。今帰仁城跡、中城城跡、勝連城跡については個別の管理計画が定められているものの、資産全体を網羅する管理計画は未だ不十分である。資産を長期的に保護・管理するための計画が不可欠であることから、2011～2012年に沖縄県が関係地方公共団体との連携の下に資産全体の包括的保存管理計画を策定中である²。

(2) 斎場御嶽の説明

平成 11 (1999) 年 6 月にユネスコに提出された『世界遺産一覧表記載推薦書「琉球王国のグスク及び関連遺産群」』に記載された斎場御嶽の概要は以下のとおりである (原文のまま)。

第二尚氏王統の第三代王の尚真 (在位 1477～1526 年) は、琉球地方に古くから伝わる祖先信仰や自然崇拝の信仰に根ざす神女たちを再編成し、国王の近親女性が就任する聞得大君を頂点として、国家的な宗教組織を整備した。斎場御嶽は聞得大君との関係が深い格式の高い御嶽で、中央集権的な王権を信仰面、精神面から支える国家的な祭祀の場として重要な役割を果たした。

斎場御嶽の正確な創設年代は不明であるが、琉球王府の正史である「中山世鑑」には、琉球の開闢神「アマミク」が創設した御嶽の一つとされている。15 世紀前半にはすでに国王が斎場御嶽へ巡幸しており、国王最高位の女神官である聞得大君の「御新下り」の儀式も行われるなど、王国にとって重要な聖域となっていた。現在でも、亜熱帯林で覆われ、様々な形をした岩塊群の景観が、格式の高い御嶽の神々しい雰囲気^{うぶごい}を醸成している。

御嶽内には、大庫理^{うぶごい}、寄満^{ゆいんち}、三庫理^{さんごり}及びチョウノハナと称される拝所があり、前三者は石畳の参道で結ばれている。古くは男子禁制の聖地であったが、現在では毎年旧暦の八月頃に各門族の人々が隊をなして祖先の足跡を訪ねて巡礼する「東御廻り」の行事等によって、男女を問わず多くの人々が参拝に訪れている。

斎場御嶽は琉球地方に確立された独自の自然観に基づく信仰形態を表し、『作業指針』第 39 項 (iii) (1999 年作業指針) に示す「関連する文化的景観」に該当する顕著な事例である。

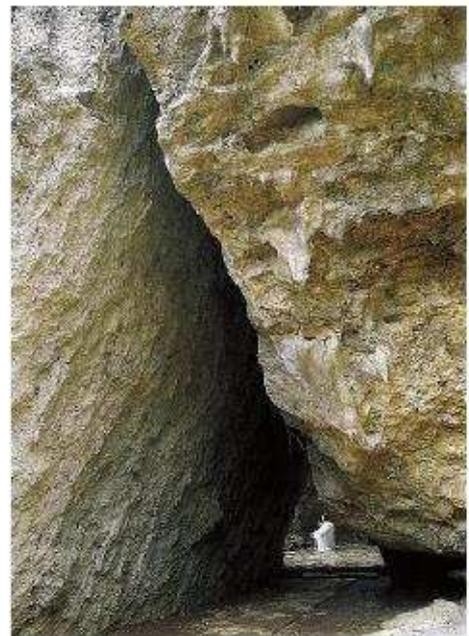


写真 2-2 斎場御嶽
(出典：世界遺産推薦書)

² 平成 25 年 3 月に『琉球王国のグスク及び関連遺産群』包括的保存管理計画』が策定された。

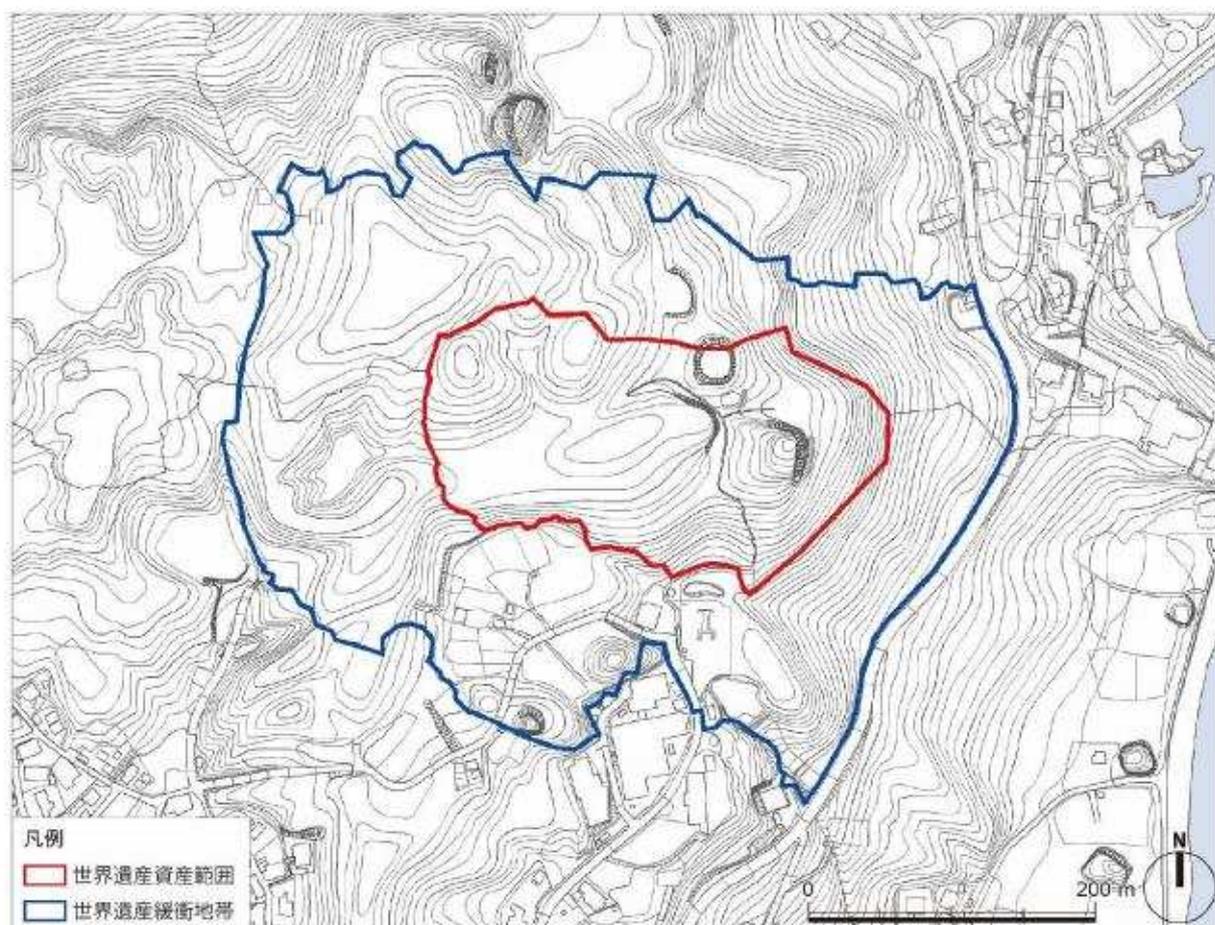


図 2-17 高場御嶽の世界遺産資産範囲及び緩衝地帯

4. 斎場御嶽の歴史

【貝塚時代（約1万年前～12世紀頃）】

南城市には多くの先史時代の遺跡が存在する。それらの多くは海岸に近い石灰岩丘陵上か、その周辺縁辺部の崖下および海岸砂丘に形成されており、斎場御嶽の位置する知念地区、玉城地区に多く分布している。

斎場御嶽においても、三庫理の三角岩からシキヨダユル・アマダユルの拜所全面に広がるウナ一部全体の広範囲より弥生時代の土器が発見されている。弥生中期の土器とともに、沖縄在来の土器が検出されたが、石器や貝器という生活必需品が全く検出されていない点が特殊である。また、意図的に焼かれたイノシシの骨が多量に出土したことは、その場所の祭祀性を意味するものと考えられる。

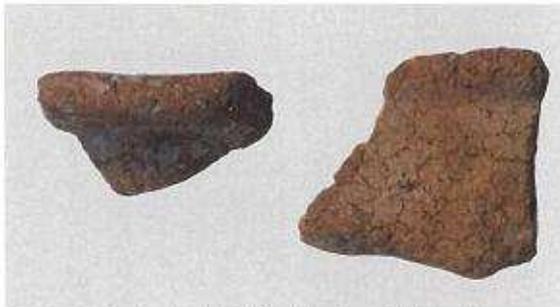


写真 2-3 弥生式土器片（出典：南城市史）



写真 2-4 イノシシの肩甲骨と上腕骨（出典：南城市史）

【グスク時代（12世紀頃～15世紀前半）】

グスク時代、沖縄の各地に政治的支配者である按司が誕生し、その多くはその地位を守り、勢力を広げるためにグスクを築いて土地・人民を支配し、いわば在地領主的存在として互いに競いあった。

南城市ではこの時代の遺跡が70か所報告されており、のちに編纂される『おもろさうし』に登場するグスクは11か所と他地域に比べて多い。斎場御嶽の周辺では、安座真グスク、ナーワンダーグスク、ウフグスク、寒水（ソージ）グスク等、狭い平坦地を囲む野面積みのグスクが発見されている。

斎場御嶽が琉球最高の聖域に位置付けられるのは第二尚氏王統の時代（1470年～1879年）だが、その背景には、「東方」^{あがりかた}「てだか穴」とも言われる久高島との深い関連があると考えられる。御嶽の神は、天上なるオボツ・カグラから降臨するか、はるかなるニライ・カナイから遠来して、御嶽に鎮まったものと観念されている。

英祖王統の居城と伝えられる浦添城跡の東端、「上の山」のさらに100m先には、「分かれ岩」とも「為朝岩」とも呼ばれる巨岩がある。その岩と、上の山を結ぶ延長線上にあるのが久高島である。冬至の日には、その島から朝日の



写真 2-5 ナーワンダーグスク（出典：南城市史）



写真 2-6 為朝岩の奥に見える久高島

昇る様を見る事が出来る。また、その本島側には与那原の浜が見える。ここも、古来より綾子浜・雪の浜（すばらしい、白砂の浜ほどの意で、尊ばれている表現）とたたえられ、ニライ・カナイの聖域空間との関連が深い聖地であった。このように、久高島と与那原の浜は、浦添に王府があった頃より王権祭祀の場として崇められ、大切にされていた聖地であった。しかし、第一尚氏が佐敷間切より興ると、その場は「ソコニヤ嶽」（佐敷・知念の間切境界に位置する）と斎場御嶽に移っていったと考えられる。

【琉球王国時代（1429年～1879年）】

1429年、佐敷上グスクを拠点とした尚巴志は、浦添にあった中山を平定した後、拠点を首里城に移して第一尚氏王統を樹立することにより、琉球王国が誕生した。

斎場御嶽を琉球最高の聖域に位置付けたのは、「英祖にや真末按司襲い（英祖王統の末裔）であると称している第二尚氏であった。崇高な御嶽として、第一尚氏の頃より崇拝されてはいたが、尚巴志を生んだ佐敷間切よりさらに東に位置する斎場御嶽は、第二尚氏の代になって国王巡拝の聖地になり、御新下りのお名付け所として琉球最高の聖域とみなされるようになっていったのである。

斎場御嶽は琉球開闢以来の聖地として国王はじめ人々の尊敬を集めてきた。かつては国王は聞得大君（キコエオオキミ）らをともなつて一年おきに、4月の稲のミシキョマ（初穂祭）には斎場御嶽など島尻東部（東方アガリカタと称していた）の井泉（カー）や御嶽（ウタキ）を巡拝して、国土の安泰と五穀の豊穰を祈願した。これが「東御廻り（アガリウマーイ）」の原型になったという（湧上・大城、1997）。そして、間の年には2月の麦のミシキョマに久高島などに行幸した。

伊波普猷文庫の「こえにや」集には国王の東世の御廻り（アガリユヌウマーイ）についての記述がある。その冒頭の部分は以下のようなものである。

伊波普猷による解説の植物名の一部を直すと、この部分の大意は「国王の行列が未明に首里城を発つて、与那原に出で、磯づたいに知念に進んで、みつけ橋よつげ橋に上る頃に、恰度旭がさして来る。おつかけてさいはの森にさしかかると松（リュウキュウマツ）、ゆうな（オオハマボウ）、蒲葵（ピロウ）、クロツグ、九年母（クネブ）、梯梧（デイゴ）等の並木が見える。その並木のつきる所に、八尋殿十尋殿が建っている。以下略」となる。

「でいし」を伊波は梯梧（デイゴ）と解釈しているが、コバテイシとする説もある。デイゴにしてもコバテイシにしても、海岸の砂浜に生えるもので、オオハマボウも同様である。リュウキュウマツやピロウは日当たりのよい尾根や斜面に生えることが多く、クネブは人家に栽培されることが多い。クロツグだけは常緑林内に生える。これらの植物名から想像される森林は、明るい陽光のもとで成立した海岸林やそれからやや内陸で遷移途上の松林にピロウと続いてクロツグが入り込んだ林で、鬱蒼とした森林のイメージではない。これは現在の沖縄南部の海岸沿いの地域のどこでも見られる景観だが、この当時も少なくとも沖縄本島中南部のいたるところで見られた景観と思われる。当時の斎場御嶽内に通じる入口はウローカーの所であつて、この泉（今は枯れている）で身体を清めて後、傾斜の急な参道を登り、御嶽の入り口である「御門口」へ向かった。海岸沿いの道からウローカーにいたる間に出現する植物の目立ったものを謡ったものであろう。

国王の行幸は1673年に中止されるが、一方、聞得大君の御新下りが斎場御嶽で琉球処分までの約250年間にわたって続けられた。「新下り」とは、一般には地頭が自分の所領へはじめて行くこと（御初地入り）で、聞得大君の御新下りもその一例である。聞得大君は就任すると所領として知念間切を与えられ、知念間切総地頭職になる。聞得大君の御新下りはその就任式であり（小島、1987）、知念間切のノロが聞得大君に新しく神号を奉る即位式のことである。琉球国最大の儀礼ともいふべきもので、国王のオナリ神である聞得大君を公に認めることが、王国の安寧につながるという考えが根底にあるという（湧上・大城、1997）。尚貞王妃によって1677年

に行われた御新下りから、1924年の尚泰王女伊江朝猷夫人による申し訳的なものまで、約250年間に11度行われている（湧上・大城、1997）。

斎場御嶽は、知念間切の総地頭職である聞得大君のもと、3名の山当（ヤマアタイ）と聞得大君を頂く神女組織の端に連なるノロたちによって厳重に管理された。そして国王の行幸や聞得大君の御新下りがあると、その数カ月も前から人々がかりだされ、参道の修復や沿道に生い茂る植物の刈り取りが行われた。御新下りの際には御嶽の入口付近の広場（現在の駐車場）には四面の壁をクバ（ピロウ）の葉で覆われた御待御殿と呼ばれる仮屋が建てられ、ここで聞得大君が休憩・食事をとった。この御殿の前から御嶽内の各拝所には久高島から運ばれた白いサンゴパラス（さんご砂）が敷き詰められた。この儀式には久高島のノロや知念のノロ、根かん（根神）や役人の妻たちが数十人も参加する。彼らや彼らのお付きの人々のための仮小屋も建てられた。首里大あむしられ仮屋、御輛夫（ウチューフ）仮屋、祝女仮屋、大台所、さばくり仮屋などである（小島、1987）。こうした仮屋の建設や参道の補修などの人為が加わり、また、日常的にも山当やノロたちによって参道や拝所の周辺は手を入れられ、拝みの場が維持されたろう。一方でこれを囲む森林は一木一草の持ち出しも禁じられ、それを侵したものは祟りがあると畏れられた。その結果鬱蒼たる昼なお光とどかぬ森厳な森と、それに囲まれ守られながらそれとの緊張関係を常に失わない拝みの空間とが厳然と維持され、神降りそして神宿る聖なる杜と謡われたのである。

斎場御嶽に限らず沖縄の御嶽の杜は神聖な森として厳重に守られていたが、一方で御嶽の周囲の山野の荒廃はかなり進んでいったと思われる。特に沖縄本島中南部で顕著であったと推定される。

【琉球処分～第二次世界大戦】

明治4（1872）年、琉球王国が明治政府により琉球藩に改められ、明治12（1879）年に最後の琉球国王尚泰が退位させられことにより琉球王国が崩壊すると、斎場御嶽における国家的な宗教儀礼も行われることがなくなった。しかし、首里王府により行われていた様々な行事は、その一部が庶民に受け継がれ、東御廻り（あづまのみまわり）の名所地として守られていった。

明治32（1899）年～明治36（1903）年、沖縄県では土地整理が行われ琉球王府時代の土地制度が一掃された。この混乱期には、各地で無秩序な山林の伐採が行われたようである。斎場御嶽では、明治39（1906）年に所有権が知念村に移り、村が管理を担うことになった。この時期、斎場御嶽でも樹木の伐採が行われたようであり、『文化財要覧1956年版』（琉球政府文化財保護委員会、1956）には「明治30年頃までは樹木が鬱蒼として・・・、土地整理後、樹木乱伐された禿げ山になってしまった」とある。この10～15年後である大正4（1915）年～大正5（1916）年までに撮影された写真にも、高木は見られず、伐採後に回復したと考えられる藪や幼木が斜面に見られるのみである。

明治末から大正初め頃、大庫理に瓦葺の建物が建てられ、その様子が大正2（1913）年の琉球新報に掲載されている。建物の目的は不明だが、出入り口は岩側に向けられて開き、中には火の神が祀られていたという。昭和20（1945）年に第二次世界大戦により破壊されるまで存在した。

大正15（1926）年6月27日に斎場御嶽を訪れた鎌倉芳太郎は、当時の様子を『沖縄文化の遺宝』（昭和57年）に図とともに記している。

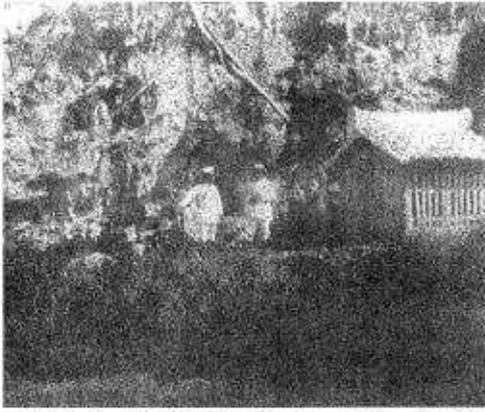


写真 2-7 折口信夫旧蔵写真（出典：斎場御嶽整備事業報告書（発掘調査・資料編））



写真 2-8 大正 4~5 年撮影の斎場御嶽（南よりチョウノハナの石灰岩を望む）
（出典：知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画）

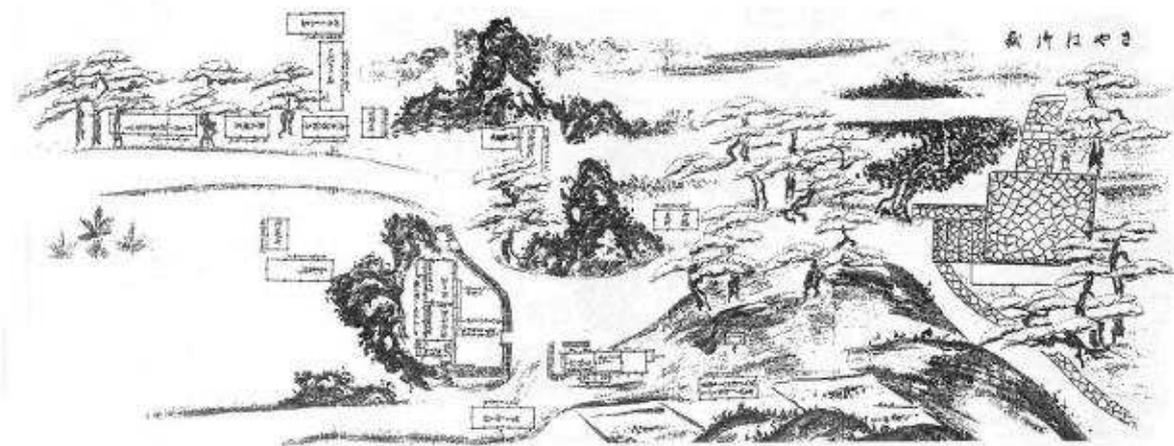


図 2-18 『沖縄文化の遺宝』掲載の斎場御嶽見取り図及び平面図
（出典：知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画）

『沖縄文化の遺宝』（昭和57年、鎌倉芳太郎）より

私が斎場御嶽を調査したのは、伊平屋調査に先だつ半年前、大正十五年六月二十七日である。島尻郡知念村久手堅部落の東北四、五町にして斎場御嶽の入り口に達す。『島尻郡知念村土地台帳』によると左の記載がある。

知念村字久手堅「サヤハバル」二百二十四番地、拝所、(二一・四〇八反)

元久手堅村村有地ナリシガ、明治三十九年六月廿五日知念間切有ニ所有権移転セリ。(コノ頃御嶽内ノ松樹ヲ伐採ス)

この記録だけを見ても、明治十二年の廃藩置県後は、琉球王国としての国家的信仰は失われ、嶽内の松樹を伐採した頃には、往事の盛観をしのぶよすがもなく自然の荒廃にまかせざるを得ない状態になっていたと思われる。しかし私の調査した時の実感では、まだまだ心霊の気嶽内に満ち溢れ、その畏敬の気持ちをもって記したその時のノートは左の如くである。

- 神嶽近ツクニ從ヒテ森巖ノ氣溢レ、四周各所ニ尖剣ノ如キ岩石突兀トシテ峙チ、鍾乳石水滴ト共ニ垂ルルニ対シテ、コノ尖岩大地ヨリ上天ニ延ビ昇リタル如シ、且ツ往昔ハ古木鬱蒼トシテ茂リ、神ノ居マス靈地トシテ昼猶暗カリキトゾ
- 石壇ニツキテ登レバ、左右ニ石灯笼四五基並ビタリ、松樹ノ間ヲ進メバ「一番グーイ」ニ達ス、ココニ一神殿アリ、中ニ径三尺許リノ靈石ヲ祀リ香炉ヲ置キタリ、コノ「一番グーイ」ノ東方ニ一山丘アリ、コノ東崖ニ「三番グーイ」ハ甚ダ重ンジタル秘境ナレバ、「一番グーイ」ノ拝所ハ、「三番グーイ」ニ行カザルトキ、又「三番グーイ」ニ行クコト能ハザル者ノタメノ遙拝所ナルベシ、古、聞得大君加那志ノ御新下リノ時ニハ、コノ「一番グーイ」ニテ御名付ヲナシタル由ナリ、祝々等モココニ「ユグムイ」ヲナシタリト云フ
- 「一番グーイ」ヨリ奥ニ進ミ道ヲ左ニ取レバニ三十間ニシテ「二番グーイ」ニ達ス、稍東南ニ向ヒテ岩石ニエグレ、上部ヨリ鍾乳石垂下シ水滴ト共ニ鬼氣人ニ逼ル、下部ハ二間ニ四間許リ石ヲ以テ畳ミ神座トセリ、香炉アリ、西北ニ向ヒテ拝礼ヲナス、「オ的」ハ首里王城ニ当レル由伝ヘタリ、香炉ノ左側ニ靈石一個アリ、「ウマグァーイシ」と俗称シ小馬ノ頭骨大ナリ、コノ靈石ガ重クナレバ「ユガフー」軽クナレバ「ガシ」ノ世ト云フ、一種ノ占石ナリ
- 「三番グーイ」ハ最も崇拜セル靈所ニシテ、「一番グーイ」ノ東方ノ山丘ヲ左ニ廻レバ、北方ニハ大岩石凹面ヲナシテエグレ、間ノ鍾乳石垂下シ、二大石ヨリハ水滴絶エズ落下シ、下ニ並ベタル二個ノ小壺「コガネツボ」(今ハ白磁壺ナレドモ往昔ハ黄金製ナリキト云フ)ニ注下ス、壺ハ台石ノ上ニ置カレ、下ハ二坪許リ石ヲ畳ミ神座トナセリ、コノ「コガネツボ」モ落下シ溜ル水量ニヨリテソノ年ノ凶悪ヲ占フ、水ガ溢レルトキハ「ユガフー」水ガ無クナレバ「ガシ」トス、雨続クトモ必ズシモコノ靈水多キトハ限ラズ
- コノ靈壇ノ東部ハ更ニ大岩石ニヨリテ囲マレ、二大岩石ノ間ハ約三丈許リ割切レテソノ隙ハ小径ヲナセリ、徑ニ從ヒ南ニ向ヒテ歩メバ神域ニ達ス、コノ神域ノ広サ十坪許リ、拝所三アリ、一ハ北方ニ向ヒ、一ハ南方ニ、一ハ東方ニ向フ、東方ハ岩石ナク眼前ニ久高ノ靈島ヲ展望ス、コノ神域久高ノ遙拝所タルヤ一目シテ明ラカナリ、((旧)二月国王久高島ニ行幸ノ頃、ココニテ太陽ノ久高島方ヨリ上ルヲ遙拝セシナルベシ)往昔コノ神域ニハ女神人ノミ到リテ拝スルモノト定マリタリト云フ

※橙色：御門口に関する記述 水色：大庫理に関する記述 紫色：寄満に関する記述

緑色：シキヨダユルアマガヌビー・アマダユルアシカヌビーに関する記述

赤色：三庫理に関する記述

第二次世界大戦中、沖縄全体が戦争に巻き込まれていく中、斎場御嶽周辺では昭和16(1941)年に、国道沿いに日本軍の高射砲陣地が構築され、ウローカー近辺にも砲台が築かれた。これら陣地への材木の供出のため、回復しつつあった斎場御嶽の樹木は再び伐採された。また、斎場御嶽の岩陰は人々の避難場所となった。昭和20(1945)年、中城湾を取り囲む米軍による艦砲射撃が始まると、斎場御嶽にも砲弾が多く落ち、大庫理や三庫理をはじめとする石灰岩石の崩落、基壇の崩壊、樹木の消失等の被害を被った。着弾地の穴に水が溜った池が現在も残るほか、不発弾も多数見つかっている。



写真 2-9 第二次世界大戦後の斎場御嶽の様子（昭和21〔1946〕年2月22日、米軍撮影）
（出典：国土地理院ウェブサイト 地図空中写真閲覧サービス）

【戦後～現在】

戦後、荒廃した沖縄全体においては、日常生活用の薪炭を得るための伐採が続けられ、斎場御嶽においても、薪木の採集が続いたようである。昭和30（1955）年の琉球政府による史跡・名称指定の文書には、「明治三十年頃迄は樹木が鬱蒼として、昼でも尚暗く神々しかったが土地整理後樹木濫伐されて現在では禿山になっている。それで一日も早く復旧し植樹する必要がある。」とある。その後、知念村によりモクマオウ・ソウシジュ・フクギ等の植樹や、地域住民や失業対策事業等での清掃作業が実施された。

昭和47（1972）年、沖縄の本土復帰とともに斎場御嶽は国史跡に指定された。戦後数十年を経て放置されたままであった参道は、所々が損壊し、戦争による岩塊や野鳥が落とした種による樹木が参道を遮るなど、通行にも支障をきたしている状況であった。これらの懸案事項を早急に解決してほしいという声が高まり、平成4（1992）年度に『知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画』を策定し、平成6（1994）年度より整備事業を開始した。

整備の詳細は、「5. 斎場御嶽及びその周辺に位置する遺構等の概要：（1）斎場御嶽に位置する主要な祭祀空間、遺構等」に掲載する。

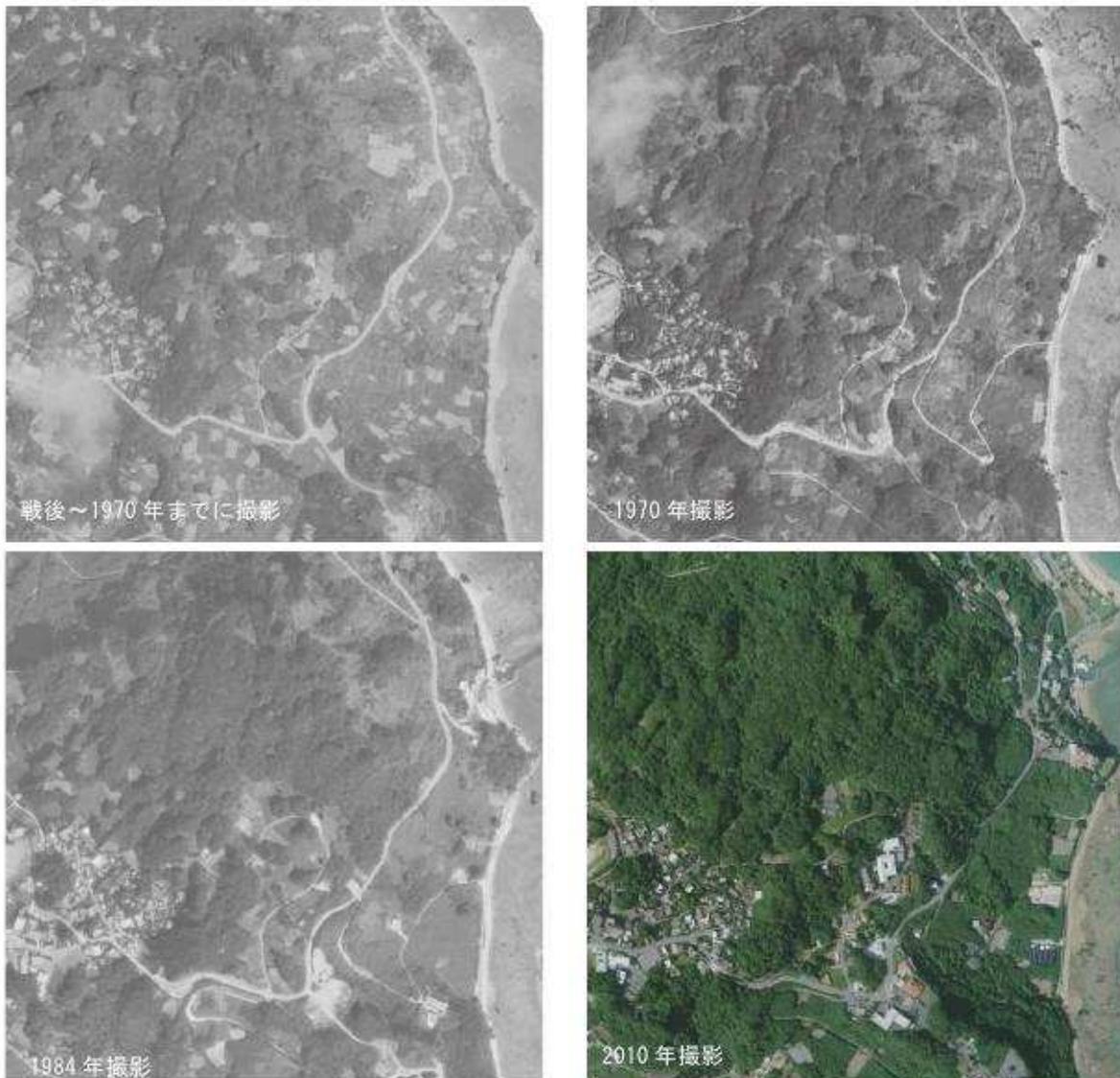


写真 2-10 戦後の斎場御嶽の様子（出典：国土地理院ウェブサイト 地図空中写真閲覧サービス）

表 2-1 斎場御嶽の歴史年表

時代		琉球・沖縄に関する事項	斎場御嶽に関する事項	
日本	琉球沖縄			
旧石器	旧石器	港川人などが居住する	8.C.	
縄文	貝塚	1187 舜天即位	三庫理の遺物より、この頃から斎場御嶽が祭祀性のある場所であったことが伺われる	
弥生				A.D.
古墳				
飛鳥				
奈良				
平安				
鎌倉	グスク	1260 英祖即位	久高島や与那原がニライ・カナイの聖域空間との関連が深い聖地と認識されていた	
		1350 察度即位	1300	
室町	三山	1406 尚巴志が察度を滅ぼし、王宮が首里へ移転	この頃より、崇高な御嶽として崇拝されはじめる	
		1429 尚巴志が三山統一、琉球王国成立		1400
	第一尚氏王統	1458 護佐丸・阿麻和利の乱		
		1470 金丸が王位につき第二尚氏王統成立 初代聞得大君に王女・月清が就任		1465 この頃より国王の斎場御嶽行幸に「アガリユー」のクェーナ（古代歌謡）がうたわれたという
		1509 女官組織が整う、金銀の簪で身分を分ける		1500 初代聞得大君月清が八重山征伐の総勝を祈願し、斎場御嶽にてオモロを奏する
		1531 『おもろさうし』巻一編纂		1500
		二代聞得大君に月清の甥の女（国王の姪）・梅南 三代聞得大君に尚元王妃・梅岳		
安土桃山		1605 四代聞得大君に王妃の妹（尚永王の次女）・月嶺 1609 薩摩の琉球侵攻、幕藩体制に組み込まれる 1613 『おもろさうし』巻二編纂 1623 『おもろさうし』巻三以下完結 1650 『中山世鑑』成立 1653 五代聞得大君に朝貞の娘・金武王子 1663 聞得大君の位を王妃の次位とする 1673 固有祭祀の統制、国王の知念・玉城・久高への行幸を停止する 1677 六代聞得大君に尚貞王妃・月心 聞得大君を王后に封受することを定める	1600	
江戸	第二尚氏王統	1703 七代聞得大君に尚純公妃・義雲が就任	国王の行幸が停止されるが、御新下りが始まる	
		1709 『琉球國由来記』成立 1713 『女官御双紙』成立 八代聞得大君に坤宏	1677 5/6 (一) 御新下り	
	江戸	1765 九代聞得大君に尚敬王妃・仁室 1780 十代聞得大君に尚敬王長女（王の妹）・寛室 1784 十一代聞得大君に尚敬王次女（王の妹）・順成 1789 十二代聞得大君に尚哲王妃・徳沢 1795 十三代聞得大君に尚穆王女・法雲	1706 4/16 (二) 御新下り 1723 11/8 (三) 御新下り 1769 3/17 (四) 御新下り 1783 9/24 (五) 御新下り 1787 8/22 (六) 御新下り 1792 5/10 (七) 御新下り 1800 (八) 御新下り	
		1834 十四代聞得大君に尚温王妃（国王の叔母） 1869 十五代聞得大君に尚灑王の三女（国王の叔母）・真鶴金 1872 琉球藩設置 1875 『聞得大君御殿並御城御規式之御次第』成立 1879 琉球処分の強行、首里城明け渡し、沖縄県設置 1884 聞得大君廃止	1840 (九) 御新下り 1875 (十) 御新下り	
		明治		琉球王府による祭祀が終焉し、民間による東御廻りなどに信仰が継承される
		大正		1926 鎌倉芳太郎が斎場御嶽を訪れ、記録に残す
		昭和	1945 沖縄戦 4/1 本島上陸、6/23 米軍統治、8/15 終戦	1955 琉球政府指定史跡、名勝となる
			1972 日本復帰	1972 日本政府指定史跡、沖縄県指定名勝となる
		平成	2000 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」世界遺産登録	1994 整備事業開始
			2010 「組踊」世界無形文化遺産登録	2000

5. 斎場御嶽及びその周辺に位置する遺構等の概要

(1) 斎場御嶽に位置する主要な祭祀空間、遺構等

斎場御嶽に位置する主要な祭祀空間、遺構等の概要を以下に示す。

なお、史跡指定範囲は、文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」に位置づけられている。

表 2-2 斎場御嶽に位置する主要な祭祀空間、遺構等

名称	概要
里道 (国道 331 号線 ～ウローカー)	<p>概要 琉球王国時代、斎場御嶽へ至る参道として使われたと考えられる道。</p> <p>調査成果 試掘調査では、表土層近くに僅かに敷砂層が点在するだけで、遺構は確認できなかった。聞き取りによると、本来の参道はさらに北側の藪中にあったということであるが、現在調査は行われていない。</p>
ウローカー	<p>概要 琉球王国時代、斎場御嶽へ至る際、清めに用いられたとされるカー。</p> <p>調査成果 発掘調査では、岩の下に水源があり、両側を石積みで保護しながら樋口につないでいることが判明した。池は、底面が自然の粘土のままに放置されていた。前庭部は石敷きになっているが、詳細はつかめていない。所々に縁石が残存する。</p>



名称	概要
<p>参道 (ウローカー ～御門口)</p>	<p>概要 琉球王国時代、斎場御嶽へ至る参道として使われたと考えられる道。</p> <p>調査成果 発掘調査では、石畳道や第二次世界大戦時の遺構が発見された。箇所ごとの詳細は以下のとおりである。</p> <p>ウローカー側：第二次世界大戦時の弾薬庫と見られるコンクリート製の床面と柱が検出された。床面に残されたレール状の溝から、トロッコなどを用いて弾薬の運搬・移動を行ったものと考えられる。御門口への参道は、その際に破壊された可能性が高い。現在の地表面より1m上に、当時のものと思われる地表層が確認された。なお、南側と北側には、回転軸が開いた砲台跡が3基確認されている。</p> <p>御門口側：当初、道の幅は地表面に露出している二間（約3.6m）程度とされていたが、調べを進めていくうちに、その幅が二間半（約4.5m）あることが確認できた。このことより、御門口へ入る階段の始まりの場所が、現在より広がったことが判った。琉球王府時代、ここはウローカーと御飯屋の交わる場所であり、御嶽内部へ入るために大切な空間であったと思われる。サンゴバラスの敷き詰められた土層が確認されている。</p> <div data-bbox="986 864 1396 1137" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">御門口側</p>

名称	概要
御門口	<p>概要 斎場御嶽への入り口。 幅約 2m の石階段、ウローカーへと続く高さ約 1m、延長 20m の石垣、石畳道からなる。大庫理への石畳道に向かって右側には、御嶽内にある 6 つの拝所を示す香炉が置かれている。</p> <p>調査成果 琉球王府時代、一般庶民は斎場御嶽に入ることを禁じられており、一般の人々はここで御嶽に向かって拝んだ。また、東に目を転じると洋上に久高島が見え、ここから遥拝したと言われている。 発掘調査では、基盤石灰岩上に積石が 5 段確認された。本来は斜面側全体に積みまわしてあったものと考えられる。また、斜面部に堆積した崩落土砂の中から、切石や灯籠部分が採取できた。いずれも、古絵図で確認できるものであり、上部から落ちたと思われる。</p> <p>指定後の整備 石階段の左側と大庫理へ向かう石畳道の右側に限定して手摺を設置した。 石垣部は側壁は野面積み、上面は平坦に石灰岩のコーラルと土をすり合わせた。入口からの地表面には珊瑚バラスを全体に敷いている。 東側が急な傾斜になっており大変危険であったため、法面を保護することに努めた。しかし、北側にある石灰岩露頭部分は斜面部の中腹部にあり、地滑りの危険性もあることから、補強土工法を採用した。御門口背面の不安定な斜面を盛土の重量で押さえ、斜面の安定を図った。盛土が、地盤を含めた地層の経年変化による変形・浸食に耐えうるよう、補強材として樹脂ネットを用いた。植栽については、斜面の表土には、御嶽内にある在来種を手植えした。一段下がったテラス面には、大正時代の写真や鎌倉芳太郎の記述に見られるリュウキュウマツの苗木を 5 本植えた。また、久高遥拝所の手前と大庫理への上り口右側には、リュウキュウヤブツバキを植えた。これについては、「昭和 10 年代までここにツバキの群落があった」という地元の証言と、植物調査によってその株が確認できたことによるものである。 平成 21 年度に石階段上部に仮設階段を設置した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="459 1328 868 1630">  <p data-bbox="467 1641 783 1671">大庫理へ向かう石畳道と香炉</p> </div> <div data-bbox="927 1328 1390 1630">  <p data-bbox="927 1641 1166 1671">御門口より望む久高島</p> </div> </div> <div data-bbox="459 1686 868 1957">  <p data-bbox="467 1962 807 1991">石階段の上に設置した仮設階段</p> </div>

名称	概要
大庫理	<p>概要 大広間や一番座という意味を持つ拝所。 岩山に對面する基壇、前面にひろがる正方形の礎敷きの御庭（ウナー）からなる。 名称は、首里城正殿2階の祭祀的な機能を持つ格式の高い部屋に由来する。御新下りの儀式では、ここで「お名付け」が行われた。</p> <p>調査成果 第二次世界大戦時による爆撃で拝所上部の岩が崩落し、遺構全体を覆い、その上に土砂が堆積、さらに宗教団体により新たな拝所が作られるなど、荒廃が進んでいた。発掘調査時にそれらを撤去し、御庭（ウナー）、基壇ともに石張りの状況が確認できた。 基壇は、基盤石灰岩の上に粘土を貼り、その周りを切石や自然石で囲み、上面には礎を敷きつめている。 右側には、3.4×4.1 mの長方形に張り出した部分がある。ここには、戦争により破壊されるまで赤瓦葺の建物があり、赤瓦片が検出された。 御庭（ウナー）は、石灰岩の切石やビーチロックで周りを囲んでいる。下部は何ら基礎的な工事はなされておらず、平坦に整地した上に、扁平な石灰岩やビーチロックを敷き詰めたものである。 また、排水溝が約6mの長さで確認できた。端部は現在の石畳道で遮断され用をなさないが、構造自体は三庫理のそれと同一であり、同時期につくられたことは明白である。いずれにしても、時代的な差は少ないにしても、現在の形に参道が築かれる以前の遺構であるのは相違ないものと思われる。 遺物は、表上攪乱層から中国青磁が数点得られた。</p> <p>指定後の整備 上記のとおり、第二次世界大戦時の被害や宗教団体による新たな拝所等を撤去し、基壇等の露出、復元を行った。赤瓦葺建物については、斎場御嶽との直接的な関わりは無いものと判断し、基礎部分の遺構の復元に留めた。 植栽については、植生調査の結果と本地域に適した植物であるとの判断から、生長の早いアカギを植樹した。草本層としてオガサワラチヂミザサを植え付けた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>大庫理全景</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>排水溝</p> </div> </div>

名称	概要
参道 (大庫理～寄満 ～三庫理) 旧道及びその周辺	<p>概要</p> <p>大庫理、寄満、三庫理をつなぐ参道。 幅約 90cm の石畳が敷かれている。寄満近くには、第二次世界大戦時の艦砲射撃による穴が池になっており、「カンポウアナ」と呼ばれている。</p> <p>調査成果</p> <p>大庫理から寄満、三庫理へと分岐する個所で、現在の参道の下層にあたる旧道の遺構が発見された。表土は、一部が露出しているほど堆積が浅く、所々に石の露出が見られた。</p> <p>遺構全体は、現参道に分断される形になっており、石畳の表石は無く、遺構下部の裏込め石と見られる集積のみが検出された。</p> <p>旧道は、現道より寄満側にゆるやかにカーブしている。階段も 2 段認められたが、敷石部分とはレベル差があること、石も全く磨耗していないことから、上部には表石があったことは相違ない。</p> <p>さらに北側に向かっていくと、道の片側に、大人のこぶし大の石を直径 30～40cm 程に集積した遺構が、7 基検出された。石の上には付着物が無く、ただ均一の石を一段だけ集めただけの単純な作りである。ここは、齋場御嶽の中でも特に暗いところであり、参道の分かれ目でもあることから、何らかの明り取りを意図したものであると考えられ、儀式を行なう際に灯した「トウブシ（松明）」台の跡と思われる。</p> <p>指定後の整備</p> <p>現在の石畳道を維持している。</p> <p>旧道遺構については埋戻し、復元は行っていない。</p> <p>集積遺構はそのまま露出展示することにし、周囲の填圧処理のみにしている。</p> <p>池については、齋場御嶽とは歴史的には関係のない出自ではあるが、平和を考える上で貴重な社会科教材になることから、現状維持としている。</p> <p>植栽については、池の反対側にある半洞穴周辺については、その下部に間隙があり、周辺からの流水がそこに流れ込むようになっていた。そのため、いつでも湿った状態にあり、クワズイモなどの湿地植物が密生していた。前述した土木工事に伴い、本地にはクワズイモを中心とした湿地植物を植え付けた。</p>

名称	概要
寄満	<p>概要 大庫理の岩の反対側にある拝所。 岩壁に反対した拝壇があるほか、ナーワンダーグスクへ続く道がある。 名称は、首里城内にある、国王のために食事をつくる厨房に由来する。王府用語で「台所」を意味し、貿易の盛んであった当時の琉球では、世界中から交易品の集まる「豊穰の満ち満ちた所」と解釈されている。</p> <p>調査成果 基壇の石積みは、ほぼ現況のとおりに残存していた。しかし、向かって左側は戦後の混乱期に大きく攪乱されていたことが発掘や聞き取りによって判明した。遺構は確認されなかったが、基壇の内部（第1層）からは、銭貨状金銀製品や鳩目銭が採集された。参道および周辺部からは、サンゴパラス層が確認されている。一角に植えられた二本のクスノキは、大正3（1914）年の天皇御大典記念植樹のものである。</p> <p>指定後の整備 第二次世界大戦時の爆風による被害で参道の石が周囲に散乱し、道が分断されていた。さらに、真向かいの岩陰には、参道側の土砂を土壘状に積み上げた避難場所としての簡易壇があった。そのため、所々に不自然なくぼ地が出来ており、通行に不便をきたしていた。それらの散乱石を撤去し、周辺部を敷きならした。岩の隙間は、水量調査の結果、ウローカーへと続く水脈につながるものと考えられた。そのため、池からオーバーフロする水を誘導するため集水柵を設け、パイプで接続した。 植栽は行わなかった。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div data-bbox="459 1108 869 1413" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="949 1108 1359 1413" data-label="Image"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div data-bbox="464 1420 564 1447" data-label="Caption">寄満全景</div> <div data-bbox="959 1420 1251 1447" data-label="Caption">ナーワンダーグスクへの道</div> </div>

名称	概要
シキヨダユルアマ ガヌビー アマダユルアシカ ヌビー	<p>概要 御嶽の中で最も広い空間にある、南側の岩肌からまっすぐに垂れ下がった2本の鍾乳石。</p> <p>調査成果 鍾乳石はそれぞれ御前として位置づけられており、後方が「シキヨダユルアマガヌビー」、前方が「アマダユルアシカヌビー」と呼称され、いずれも聖なる植物を潤す霊水の意。真下には、積みまわした石壇の上に白い壺が据え置かれており、鍾乳石から滴り落ちる水を受ける。壺中の水の多少により、聞得大君や中城御殿（国王の世子）の吉兆を占うとされている。</p> <p>発掘調査では、壺と受け石の周辺からは4種類の陶磁片が検出された。出土した陶磁器は、全て壺形であり、口縁部から底部まで図上復元の可能な、中国製白磁壺が得られた。台石については、琉球石灰岩製と硬質砂岩製の2種類が確認されている。</p> <p>指定後の整備 検出された4種類の陶磁片のうち、口縁部から底部まで残存していた中国製白磁を採用し、復元した。土台となっている石積みの基壇は、大人の両こぶしより大きい程度の自然石を積みまわしたものである。地面は填圧処理のみにした。台石は、上記の2種類のうち、全体形のわかる琉球石灰岩製品を複製し、上記の白磁壺を据え置いた。</p> <p>なお、「シキヨダユルアマガヌビー」、「アマダユルアシカヌビー」の持つ意味は、前者が「天から流れてくる霊水」、後者が「雨ないし天からたれるアシカの美御水（うびー）」の意で、それぞれトウツルモドキ <i>Flagellariaceae indica</i> 及びアザカ（ナガミボチョウジ） <i>Psychotria manillensis</i> と関係がある。</p> 

名称	概要
貴婦人お休み処	<p>概要 『女官御双紙』の記述に、高貴なお方が休憩された場所とある。</p> <p>調査成果 当時的高级神女たちがその席に着いたとき、供の者たちは前の御庭（ウナー）で神へ奉納する歌や踊りをしたと考えられている。</p> <p>石畳道は、この前を素通りする形で造られており、拝所ではないことがわかる。基壇の周囲を切石でまわし、表面に石を敷き詰めた造りである。調査においても、碑の下層は土を填圧処理しただけであることがわかった。</p> <p>指定後の整備 平石張りで復元した。</p> 

名称	概要
三庫理	<p>概要 斎場御嶽の中で最も有名な拝所。 数個の香炉は南の大岩に對面して据え置かれ、西側にはチョウノハナの香炉が置かれている。東側に目を向けると、眼前には太平洋がひろがり、その先にある久高島を遠望できる。</p> <p>調査成果 三庫理の三角形の空間を形成している岩塊は、かつては現状の上部において巨大な岩棚を形成していたものが崩壊して知念砂層にめり込んだものであり、この際、最上部の層理から上の部分が剥落して倒れ掛かった状態となったと考えられている。</p> <p>発掘調査において本地点で得られた出土品で最も注目を浴びたのは、金製勾玉を含む一括資料である。本品は、2001年6月に国の重要文化財に指定された。また、三角岩の下から北側へ向けて排水遺構が検出された。</p> <p>また、三角岩や周辺部から、中近世時代の遺構下層より弥生時代の遺物が検出され、複合遺跡であることが証明された。弥生時代の遺物は、三角岩からシキヨダユル・アマダユルの拝所前面に広がる、ウナー部全体の広範囲で検出された。弥生中期の土器とともに、沖縄在来の土器が検出されたが、石器や貝器という、生活必需品が全く検出されていないという点が特殊であった。また、貝殻や獣魚骨が出土したが、その中でもイノシシ骨の状況が特に興味深い。イノシシの四肢骨を破壊し、細くなったものを蒸し焼き状態にしたものが多かった。</p> <p>上層は、御嶽が形成されたグスク時代の層である。</p> <p>指定後の整備 鳥が落とした種による樹木や戦災による落岩があり、それを撤去することから始めた。ウナー部に散乱していた岩は、戦時中の被弾による落岩であるため、全て撤去した。また、全体的に地表面に凹凸が見られたため、地ならしをした上で珊瑚パラスを5cm厚さに敷きつめた。これら珊瑚パラスの厚みについては、確認調査のデータによるものである。露出した排水遺構につなげる形で暗渠と集水樹を設けた。暗渠については、平成9(1997)年度に敷設したパイプに連結した。北側ラインには排水路を設置し、水の流れを東側斜面部へと導くことにした。その際、形状が自然に見える様に蛇行させている。植栽については、三角岩の北側ラインの排水処理溝に沿ってクロツグを植えた。</p>
	<div data-bbox="470 1393 880 2002" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="475 2004 598 2029">三庫理全景</p> <div data-bbox="922 1727 1332 2002" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="938 2004 1129 2029">三庫理の一括遺物</p>

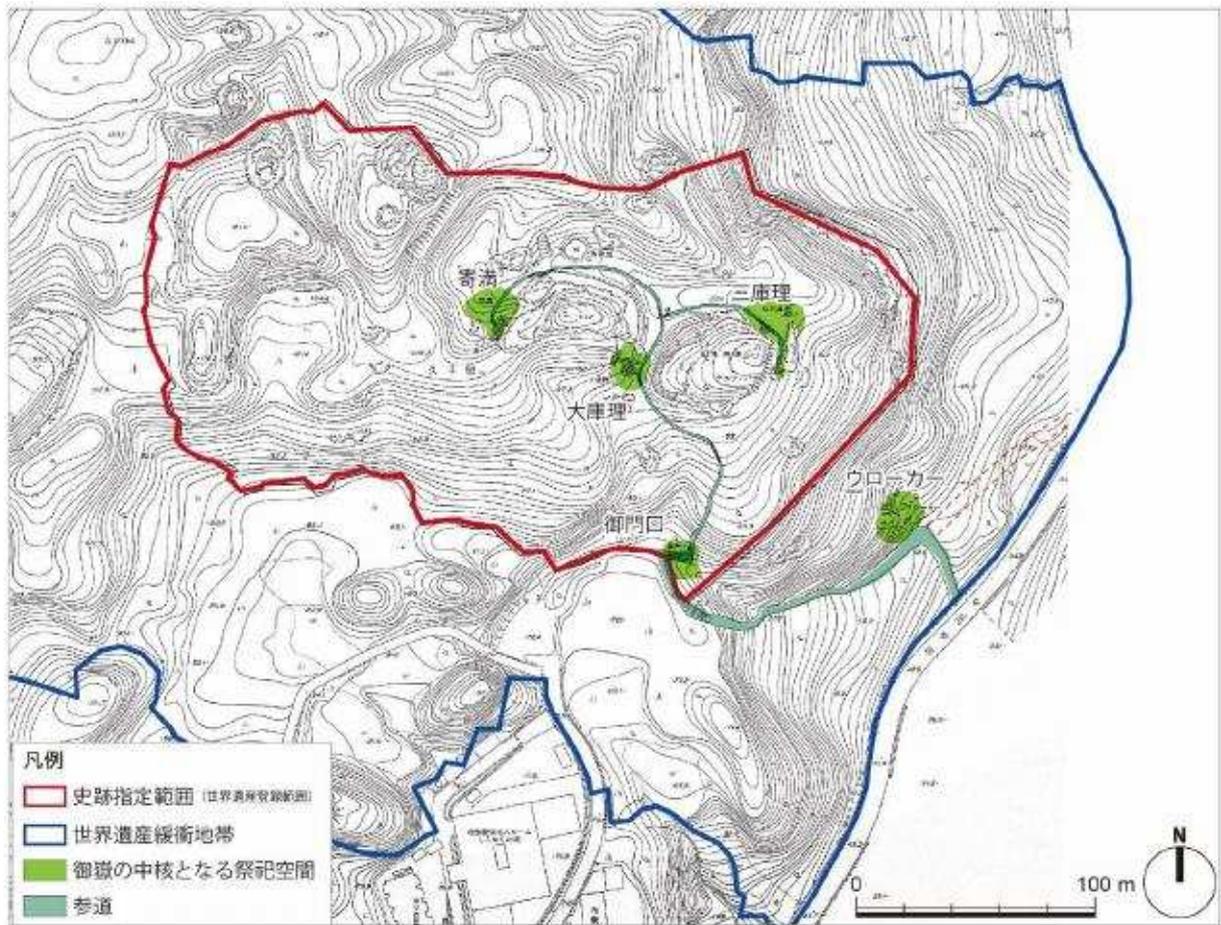


図 2-19 齋場御嶽の主要な祭祀空間、遺構等

(2) 齋場御嶽周辺に位置する、齋場御嶽に関連する主要な歴史文化資産

齋場御嶽周辺に位置する、齋場御嶽に関連する主要な歴史文化資産を以下に示す。

表 2-3 齋場御嶽周辺に位置する、齋場御嶽に関連する主要な歴史文化資産

名称	概要
御仮屋跡	<p>かつて間得大君の御新下りの際に、一晚お休みになる御待御殿の建っていた場所。従者たちは周辺に様々な仮屋を建て、儀式を厳かに執り行うための準備をした。</p> <p>駐車場から、齋場御嶽へ向かう右側に、6段の階段で池部に届く、小さなカーがある。</p> <p>カーの築造年は定かでない。三方を石積みで囲んでいるが、その約半分は崩れている。</p> <p>古文獻に記載が無いこと、その構造や大きさなどからして、廃藩置県後のものと考えられる。なお、鎌倉芳太郎の記録には現在の位置にすでに見え、御嶽を訪れる客に清水を提供していたと考えられる。戦後、ここより取水して反対側にある窪地で田イモが栽培されていたという。その際に、ヒューム管が据え付けられていた。遺物は、わずかに近世～現代の陶磁器片が表面採集されている。</p>
ナーワンダーグスク	<p>齋場御嶽寄満から西側に通じる山道を150m奥に入っていくと約1000㎡の広場に出る。その広場の南北の隅に9m位の間隔を置いて2つの岩が屹立している。北側の石が高さ7～8m位のキノコ状の岩で、キナグナーワンダーと呼ばれ、その頂上からは土器片が採集されている。</p> <p>南側の石がピラミッド型の岩で、キナグナーワンダーと呼ばれ、隣接してグスクが築かれている。</p> <p>保存状態はきわめて良好で、城壁の石垣が残っている。</p> <p>整備は行われていない。</p>
ウフジチューの墓	<p>齋場御嶽北方の森の中にある古墓。ウフジチューは、字安座真で祀られる神である。4月18日には隔年で「大神宮の御祝（ウフジチューヌウユエー）」が行われる。</p>
旧船着場 (マチガキドウマイ)	<p>齋場御嶽までは、往事は与那原あたりからの海路が多く、安座真の待垣泊に着いて、御門口を経由して御嶽へ登ったという。</p> <p>遺構は確認されていないが、現在の安座真サンサンビーチの南側あたりであったと考えられている。</p>
安座真グスク	<p>狭い平坦地を囲む野面積みのグスク。</p>



名称	概要
久手堅里道	<p>琉球王府時代、御新下りの際に使われていたと考えられる道。山道が整備されている。</p> 
ウフグスク	<p>知念半島の東端、知念岬の付け根に位置し、がんじゅう駅・南城の一角にある丘を伏せたような丘と道路を挟んだ向かい側の丘からなる。丘を伏せたような丘の頂上部を中心に13m×17mほどの平地があり、その周辺に石積みが見られる。石積み遺構は幅1.5m、高さ50～60cm。後世の破壊で大きく改変され、石積みの保存状況は極めて悪い。なお、グスクの地下には、沖縄戦の際に構築された陣地壕が遺されている。丘全体が鬱蒼とした森に覆われているため、遺構の全容を掘ることはできないが、ウフグスクの占地は、知念間切の北側の海と海岸線、更に南側の海と海岸線を確保する位置にあるため、グスク時代における海外貿易を考える上で、重要なグスクであったと思われる。</p>
久手堅集落	<p>廃藩置県後、斎場御嶽を所有していた集落。知念村に所有が移って以降も管理を行っていた。以下の各歴史文化資源のうち、一部は名称サインが設置されている。</p> 
イーヌカー	<p>集落からみて北方にあるカー。御新下りの時に使う水は、ここから汲んだといわれている。1970年代まで飲料水として利用されていたという。</p> 
アジシー墓	<p>當間ガーの西方にある拝所。古墓といわれる。正確な位置は不明なため、祭祀の時は、拝所入口近くの階段から遥拝されている。</p>

名称	概要	
久手堅のシーサー	石造りのシーサー。以前は南東方面を向いていたと言われているが、現存する石獅子は鍛冶屋ガマに向いている。	
ボーザー石	かつての神庭であった久手堅公民館の入口にある。ノロが馬に乗る際、踏み台にした石といわれる高さ 50 cm、幅 70cm 程度の石灰岩。	
當間殿	斎場御嶽の近くにあり、公儀の祈願があった拝所である。庭も合わせて約 100 坪の敷地で、庭にはクバやフクギなどの大木が生い茂っている。土器や青磁が表面採集される。	
當間のヒャー	當間殿の右後方の山。字久手堅の人々を守護する神様が鎮座しているといわれている。	
當間ガー	集落からみて南方にあるカー。飲料水や産水を汲むカーだったといわれている。向かって右側のカーは、ウガンカー（祭祀を行うカー）。左側のカーは生活用水として使用されていた。	
久手堅の大アカギ	百数十年前に首里城改修時に切り倒され、献木された。その後、切り株から芽を出した 3 本の樹幹が現在の形をつくっている。市指定文化財。	
ノロ墓	集落北東部にある拝所。斎場御嶽に至る道沿いに入口の階段がある。ノロが葬られていると伝えられている。	

名称	概要
砂糖屋敷跡 (さーたーや跡)	黒糖製造のための小型の製糖場の跡。 牛馬に砂糖車を引かせて甘蔗(さとうきび)をしぼり、黒砂糖を作っていた。 
くんぶちがーら跡	詳細不明。 
安座真集落	御門口での拌みが残る集落。
ユンブリガー	安座真集落の人々が最初に飲料水や生活用水に使用した川である。
フルヒージャー	詳細不明。

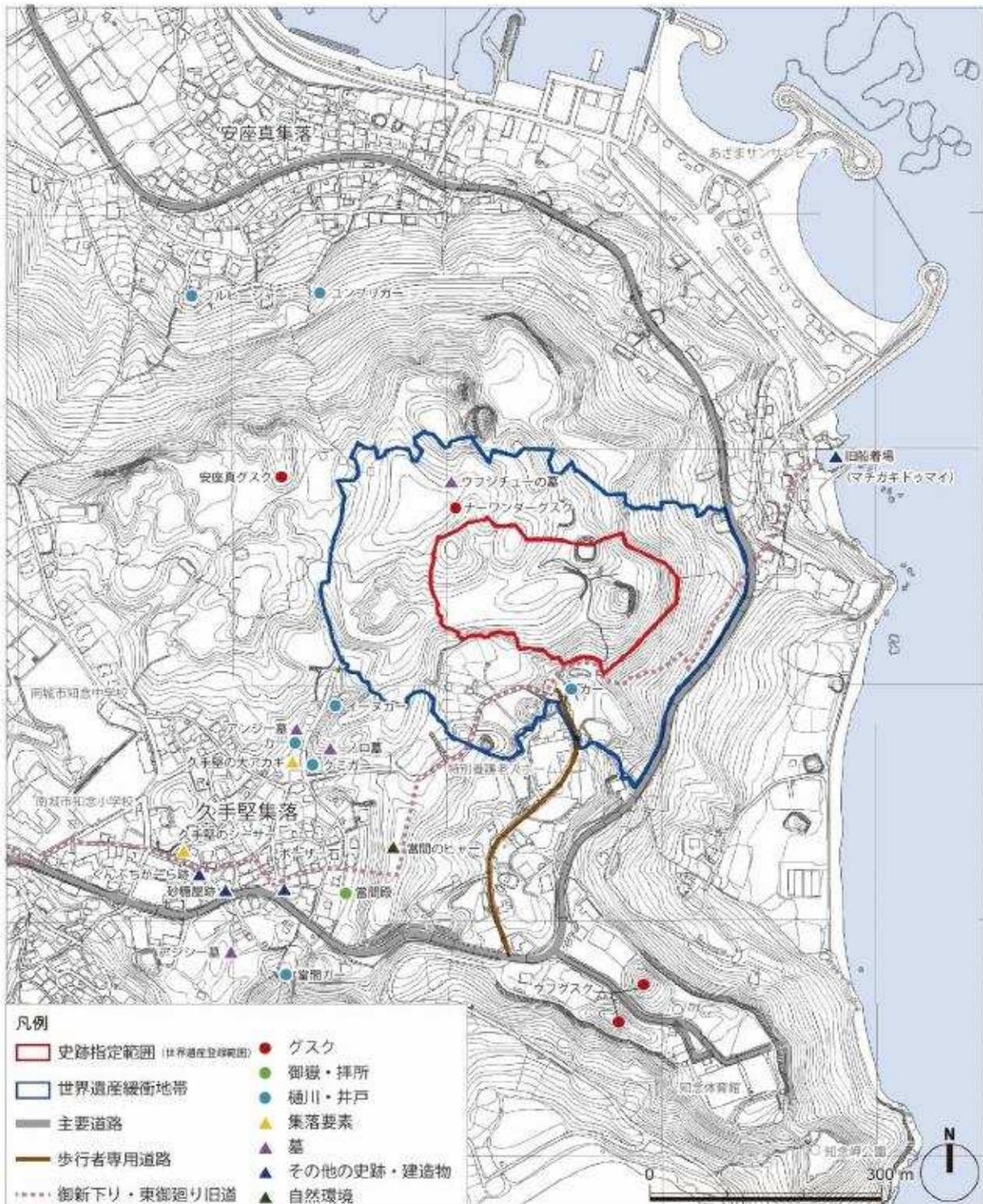


図 2-20 斎場御嶽周辺に位置する、斎場御嶽に関連する主要な歴史文化資産位置図

6. 保存活用の状況

(1) 土地所有の状況

史跡指定地は、全域が市有地である。現在便益施設等が位置する南側の隣接地も市有地となっている。

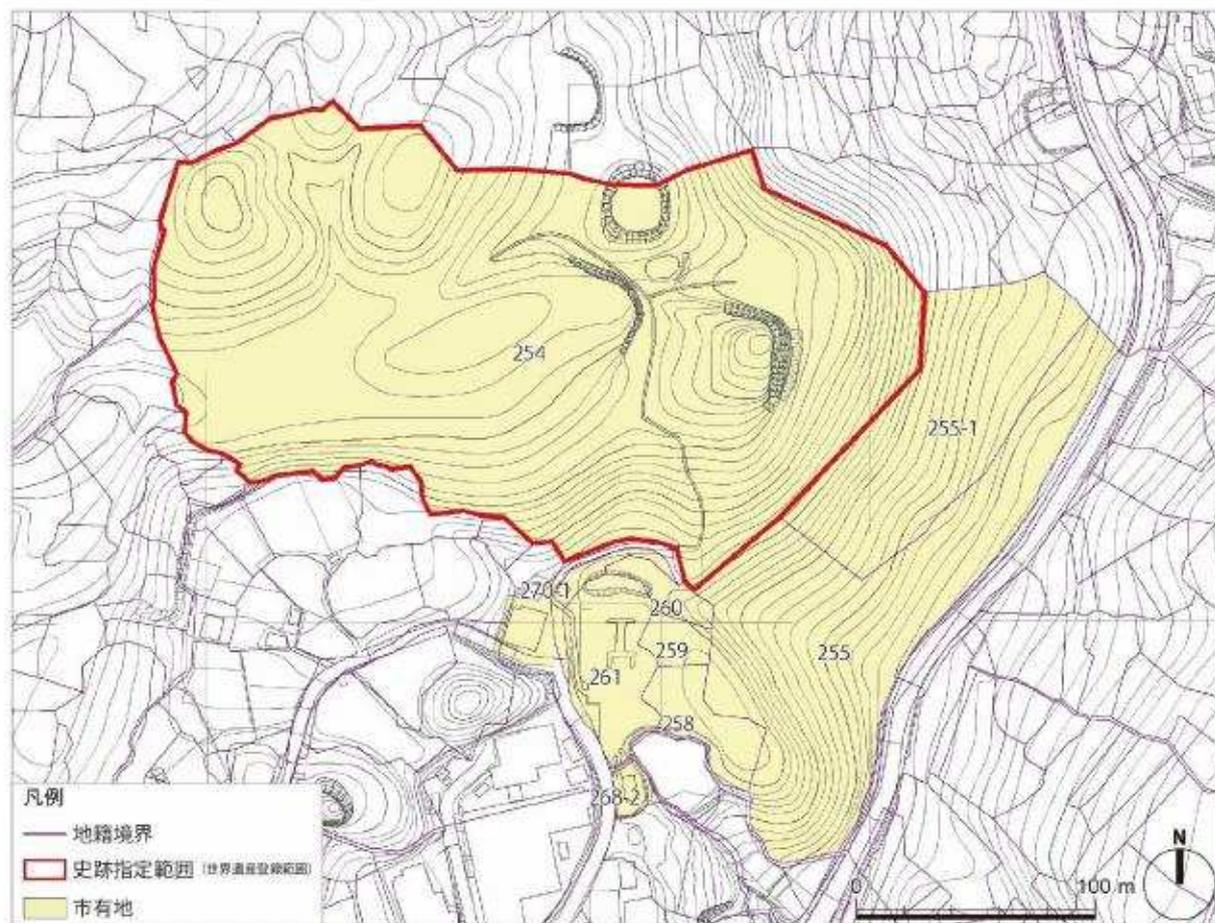


図 2-21 土地所有の状況

(2) 法令、条例の適用状況

斎場御嶽及び緩衝地帯、周辺においては、下記の法令が適用されている。

表 2-4 斎場御嶽及び緩衝地帯、周辺に適用されている法令等の制度概要

根拠法令・地区等	原則	許可・届出等	建築等の行為制限	罰則規定
南城市開発事業手続条例 重点保護地区	市、市民、事業主等の協働による地域特性に応じた良好な住環境の保全及び都市環境の形成を図るため、諸行為が規制される。	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為、土砂等の採取、土地の区画形質の変更などを行う場合には許可が必要となる。 ＜基準＞ - 開発事業区域又はその周辺における自然環境及び社会環境を破壊しないように措置されていること。 - 河川流域又は沿岸海域が土砂等の流出によって汚染されないよう適切に措置されていること。 - 開発事業区域内の森林が、当該区域及びその周辺地域の環境の保全又は水源のかん養を図る上で適正に保全されていること。 	罰金
森林法 地域森林計画 対象民有林	森林の有する公益的な機能の維持・増進を図るため、諸行為について規制される。	許可・届出	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の伐採は届出が必要となる。 ・開発行為について許可が必要となる。 	懲役または罰金
森林法 保安林	森林の有する公益的な機能の維持・増進を図るため、諸行為について規制される。	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の伐採、土石若しくは樹根の採掘、開発行為について許可が必要となる。 	懲役または罰金
農業振興地域の整備に関する法律 農用地	農業の健全な発展を図るため、諸行為について規制される。	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為について許可が必要となる。 	懲役または罰金
都市計画法 沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例 風致地区 (第1種風致地区) (第4種風致地区)	周辺の自然景観と調和する仕様(高さ抑制など)を義務付けるため、諸行為について規制される。	許可	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転 (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。) (3) 木竹の伐採 (4) 土石の類の採取 (5) 水面の埋立て又は干拓 (6) 建築物等の色彩の変更 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 ※第1種と第4種で規制の基準が異なる。	罰金
都市計画法 特定用途制限地域	特定用途制限とは、建ててほしくない建物用途を指定し、これを規制する制度	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地を除く全域で市街化調整区域に代わる特定用途制限地域を指定することが可能。斎場御嶽周辺では、幹線道路沿道地区農村型、リゾート環境地区が指定されている。 	罰金

根拠法令・地区等	原則	許可・届出等	建築等の行為制限	罰則規定
景観法 南城市景観条例 景観計画区域 (市全域) 重点地区 (全ての新築、増築、改築、移転についての届出の対象)	地域の自然・歴史・文化と人々の生活・経済活動と調和した良好な景観形成を図るため、諸行為が規制される。	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採などを行う場合は届出が必要となる。 <基準> - 良好な景観が形成されている住宅地・集落に近接する場合は、その街並みの連続性に配慮した高さとする。 - 赤瓦、琉球石灰岩、花ブロック等の沖縄の歴史・風土に合った素材をできる限り活用すること。 - 屋根の色彩は、極端な低明度や高彩度を避けるとともに、外壁の基調色との調和を図ること。 	-

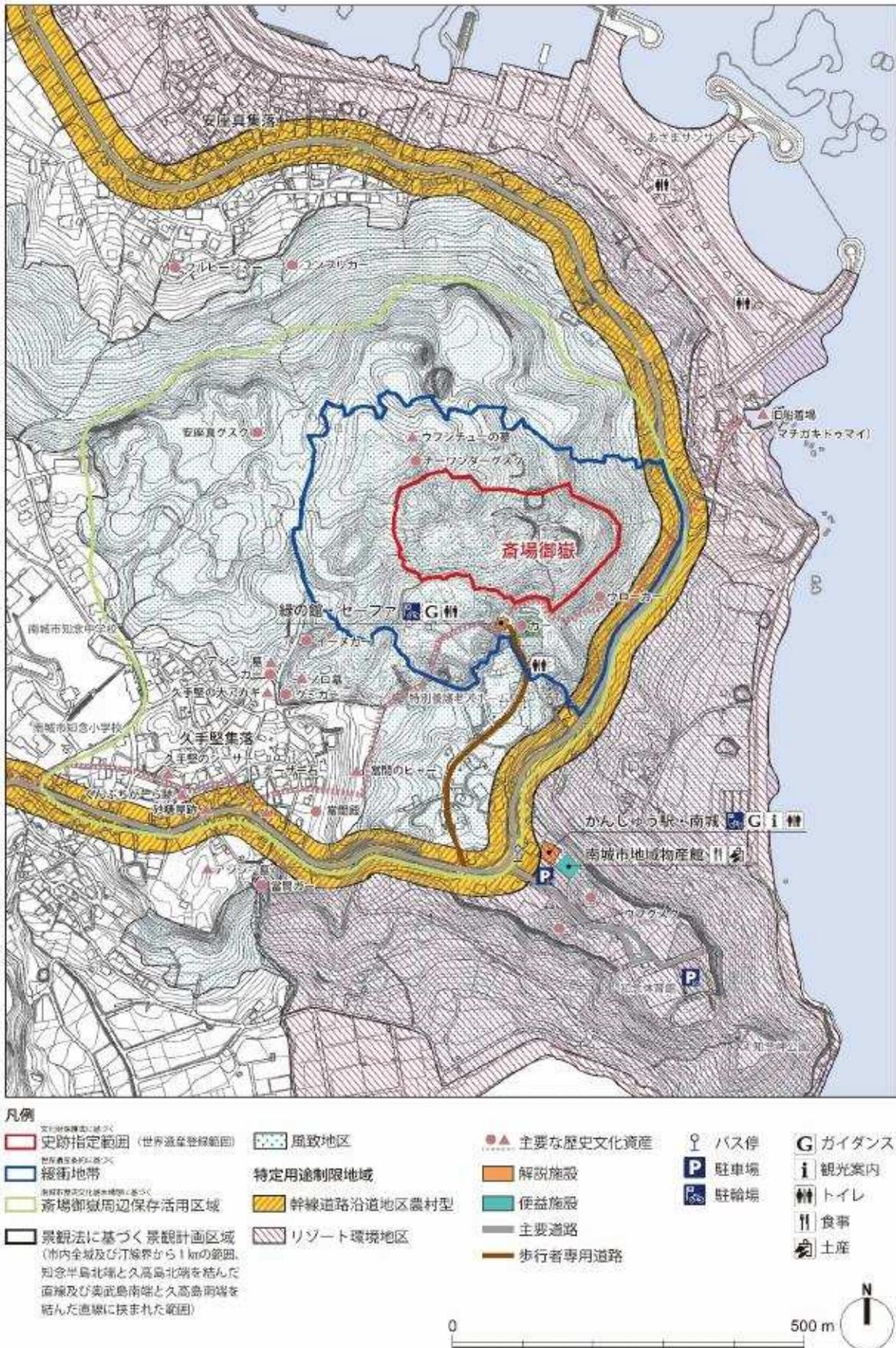


図 2-22 斎場御嶽及び緩衝地帯、周辺の法令指定状況図 1

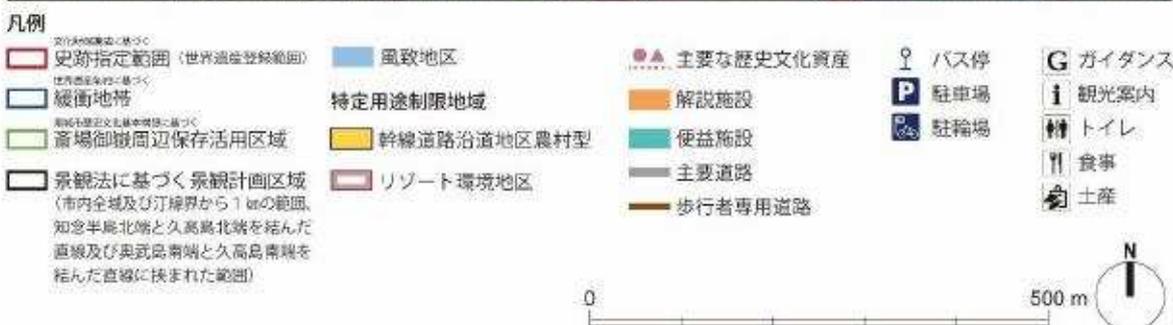
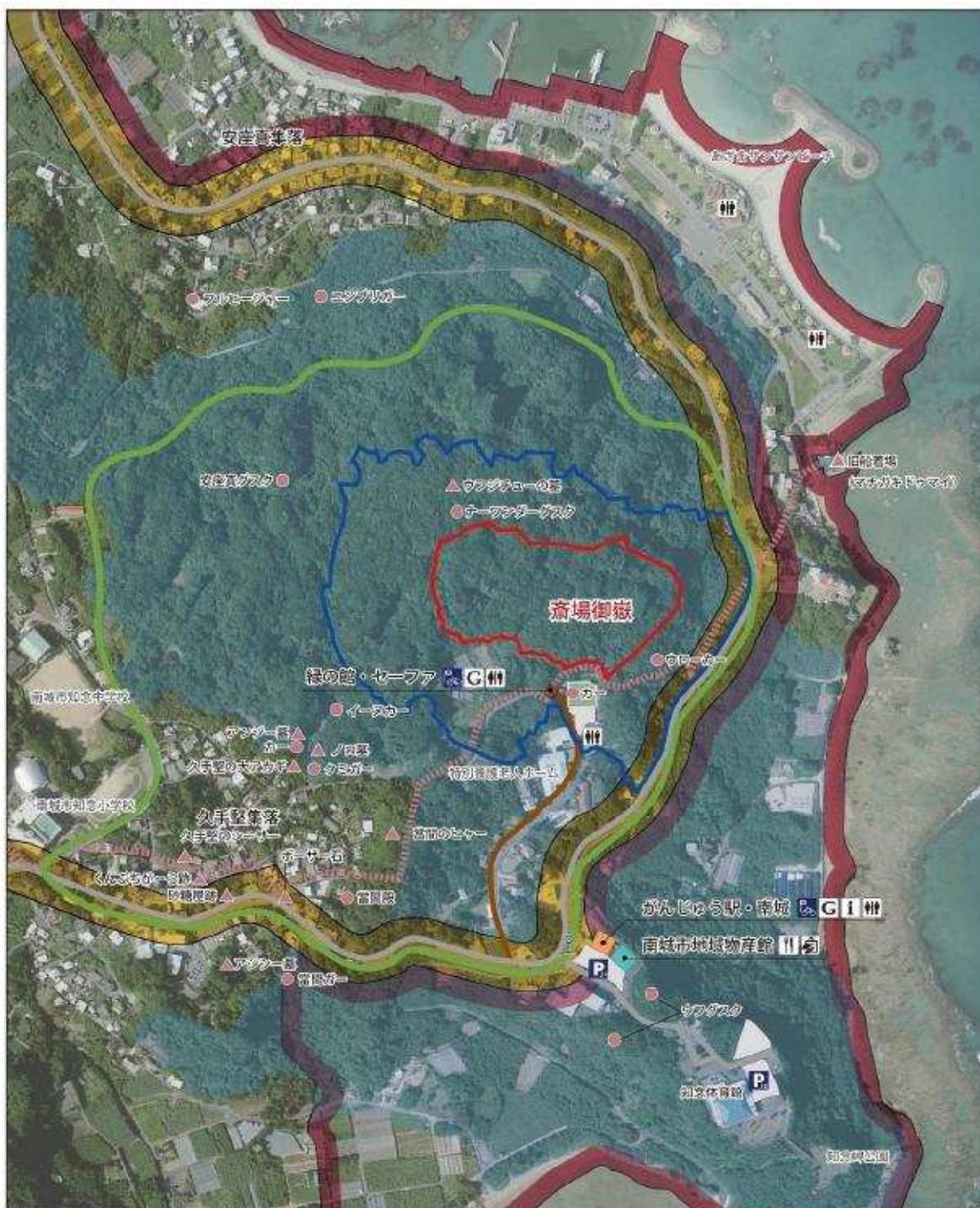


図 2-23 斎場御嶽及び緩衝地帯、周辺の法令指定状況図 2

(3) 日常的な維持管理

日常的な清掃（ゴミ拾い、落葉の除去等）は、南城市観光協会が「守り人」に委託し実施している。清掃を越える行為（樹木の伐開等）については、南城市文化課が、来訪者の安全性等を考慮し、行為の必要性を検討した上で実施している。

(4) 自然環境調査の履歴

【植生調査】

斎場御嶽の植生については、琉球大学教育学部（新城和治・立石庸一）による調査を平成 6（1994）年～平成 10（1998）年度まで実施した。その詳細については、『斎場御嶽整備事業報告書－発掘調査・資料編』に収録している。ここではその報告から、植生調査の概要と保全について抜粋し記述する。

イ) 調査方法

調査範囲は、指定地域と現駐車場および周辺、ウロカーを経て国道 331 号線までとしたが、植生については指定地域に限定した。

植物相の調査は、調査範囲をくまなく歩いて出現植物を記録するとともに、適宜標本を採集した。また、生育が確認された種ごとに、調査範囲内での生育環境、生育状況を記録し、またフェノロジー（生物季節）を把握するため、毎回、開花中の種、孢子葉をもつものの記録を行った。

植生調査は上記期間の秋～春季に行なった。まず、相観と立地条件によって区分された均質な植分について方形区を設け、階層ごとに構成種とその優占度および群度を調べた。方形区の面積は地形や群落の広がりによって任意に設定した。

ロ) 植生の回復過程

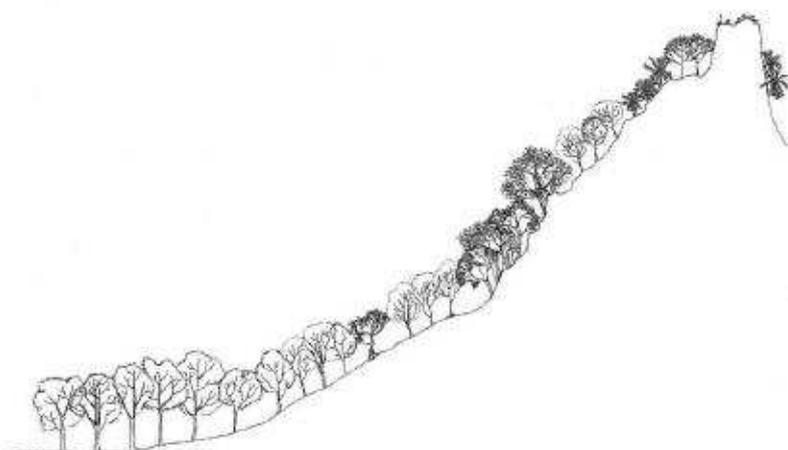
今回認められた自然植生を、地形の変化に沿って見ていくと図 N-2-1 のようになる。史跡指定地域南部の斜面下部の新里層上部のシルト質砂岩の露出したところや、段丘面の平坦地や緩傾斜地では、ホルトノキの優占した高木林が広がっている（新納他、1982）。こういうところは御嶽の中でも土壤の堆積が比較的良いが、さらによく上壤の堆積したやや湿ったところには、小規模だがタブノキ林が見られる。

一方、琉球石灰岩が覆い、石灰岩塔や岩塊が突き出ているところではヤブニッケイ林が広く見られる。さらに石灰岩の岩塊の突出が顕著になるにしたがいガジュマル林に移行していく。また、石灰岩塔の脚部の剥落した石灰岩の塊や礫が堆積したところなど、ガジュマル林よりやや不安定な斜面にクロヨナの優占した林が見られる。

琉球石灰岩の卓越した段丘面の縁では、アダン群落那点々で見られ、石灰岩の露出の顕著でない斜面上部では、リュウキュウチク群落が小面積だが残っている。石灰岩塔の上部では、ヤブニッケイ林は樹高が低くなり、オキナワシャリンバイがより顕著になる。さらに頂上付近の風衝地的地形では、オキナワシャリンバイ・グミモドキ群落（新納他、1982）とされる低木林に移行する。また、石灰岩塔や石灰岩の岩塊の頂上直下の風衝岩上には、ソテツ群落が点在する。頂上や頂上付近の切り立った岩塊の崖面には、ホソバワダンなど耐乾性の強い草本や低木が散生する草本群落や、矮生低木林が見られる。

以上が斎場御嶽で現在見られる植生の概略であるが、これまでの調査結果と比べても、陽地性の植物が減り、森林性の種が増えている傾向が見られる。

リュウキュウマツ林はかつて広く分布し、植林もされていたが、障地や防空壕の支柱や杵材として伐採されたり薪木とされたり、戦火でやかれたりして壊滅した。その跡地はススキ草原になった所が多いが、昭和 30 年代にはまたリュウキュウマツ林へと回復した所も多かったようだ。



ホルトノキ	タブノキ	ホルトノキ	アダン	ヤブニッケイ	ガジュマル クロヨナ	ヤブニッケイ	ソテツ	オキナワシヤリンバイ	ホソバワダン	ソテツ
新里層シルト質砂岩					琉球石灰岩					

図 2-24 斎場御嶽の植生配分模式図

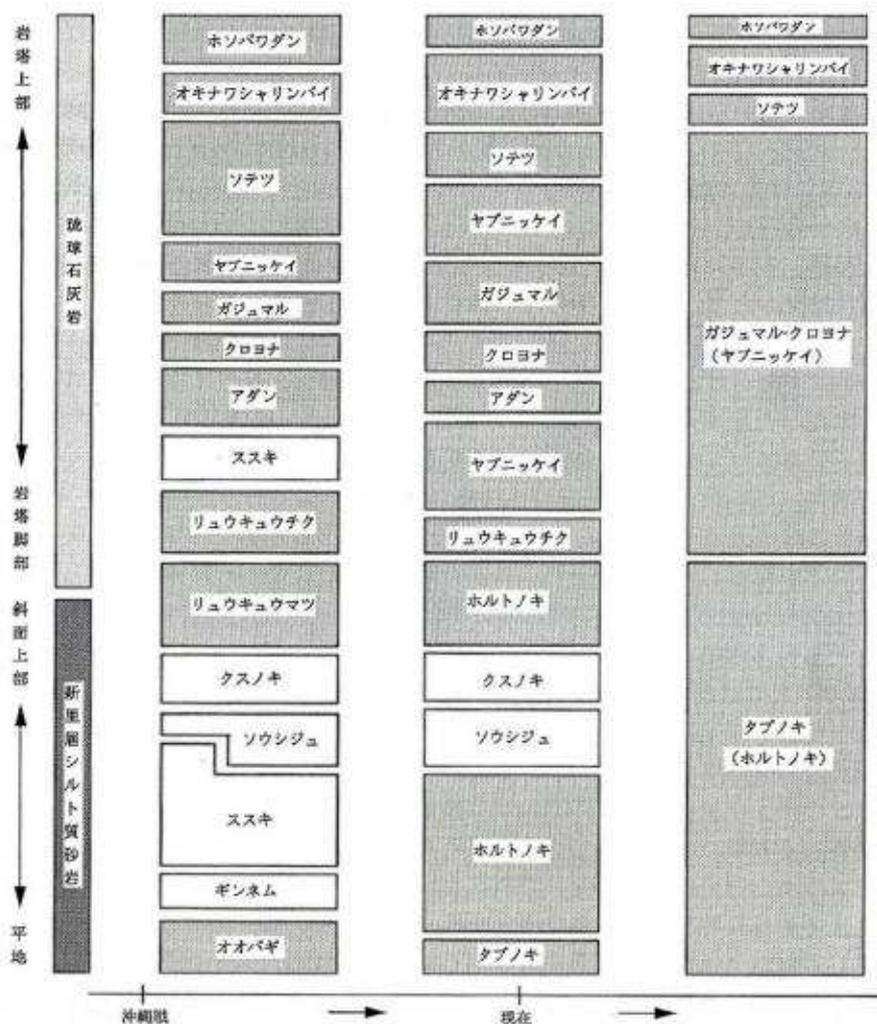


図 2-25 斎場御嶽における戦後の植生回復過程（推定）
（灰色は自然植生、白抜きは植林などによる代償植生を示す）

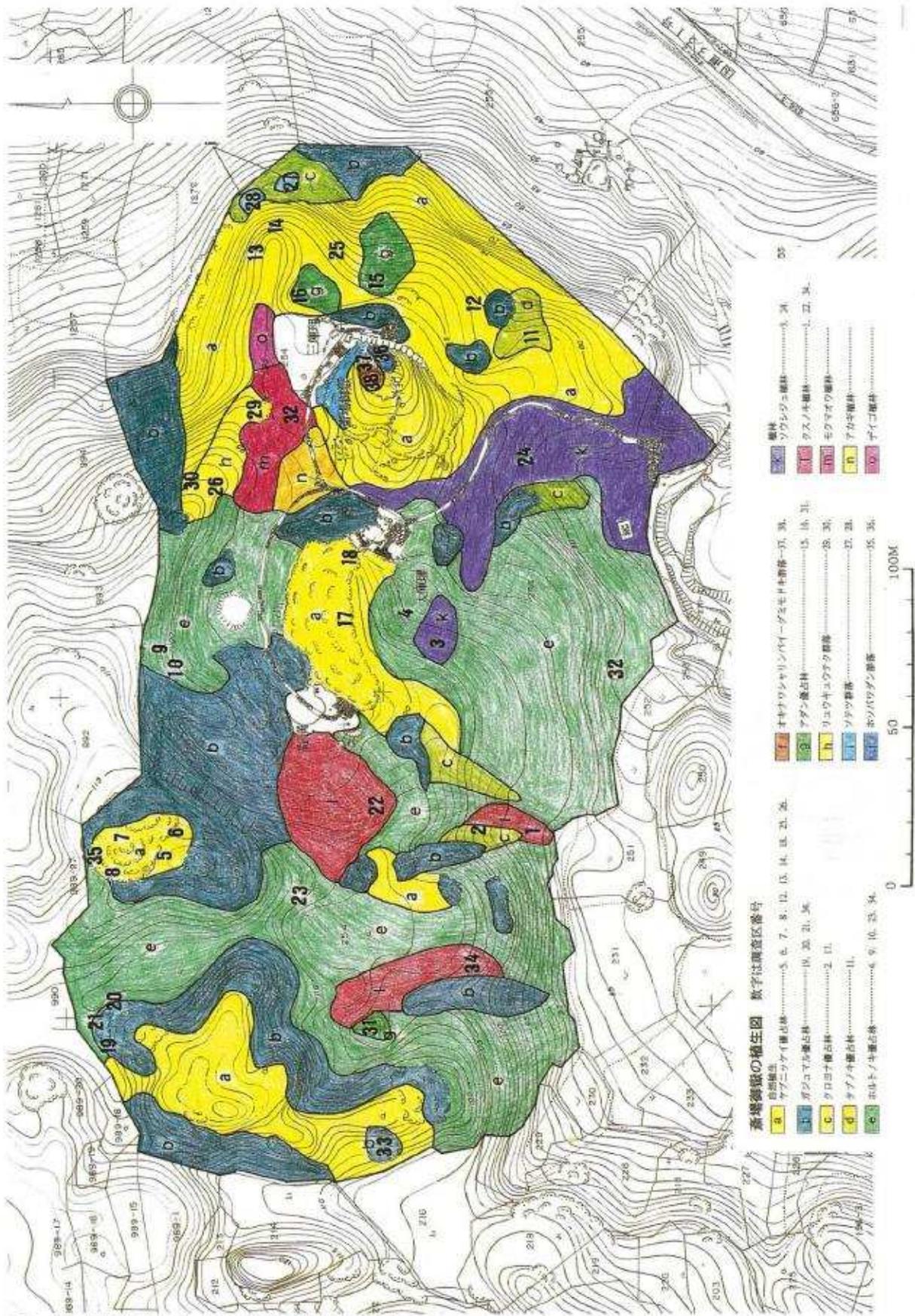


図 2-26 斎場御嶽の植生図 (数字は調査区番号)

【生物調査】

平成 12 (2000) 年度から平成 13 (2001) 年度にかけて、斎場御嶽の哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、クモ類、陸産貝類、オカヤドカリ類について動物調査を実施した。その詳細については、『斎場御嶽整備事業報告書』に収録している。ここではその報告からまとめを抜粋し記載する。

斎場御嶽の動物

今回の調査において、斎場御嶽から 29 目 128 科 226 属 251 種の動物の存在が確認されている。未調査の分類群も含め、調査を継続すれば更に増えると思われるが、斎場御嶽の動物相の一端を示しているといえよう。以下、各分類群ごとに種数や特筆されることなどについて概略を記す。

哺乳類：4 目 6 科 8 属 8 種の哺乳類が確認されている。ワタセジネズミ<準絶滅危惧種 [環境省]>とリュウキュウユピナゴウモリ<絶滅危惧 IB 類 [環境省]>が確認されたのは特筆される。

鳥類：4 目 12 科 18 属 20 種の鳥類が確認されている。その中で、主に森林に生息する多くの留鳥が確認されており、本地域が森林域になっていることを裏付けている。特に調査時におけるヒヨドリの確認頻度が高く、全体の 4 割近くを占めていることから、本地域はヒヨドリの密度が高いといえよう。今回の調査では、本地域における鳥類の繁殖は確認されなかったが、調査回数を増やすことによって確認される種類が増えることが予想される。

爬虫類：1 目 9 科 14 属 14 種の爬虫類が確認されている。特筆されるのは、クロイワトカゲモドキ<沖縄県指定天然記念物、絶滅危惧 II 類 [環境省]>、オキナワキノボリトカゲ<絶滅危惧 II 類 [環境省]>、アマミタカチホヘビ<準絶滅危惧 [環境省]>、ハイ<準絶滅危惧 [環境省]>の 4 種が確認されたことである。

両生類：2 目 3 科 4 属 4 種の両生類が確認されている。準絶滅危惧種 (環境省) のシリケンイモリが生息していることは特筆される。

昆虫類：12 目 72 科 137 属 146 種の昆虫類が確認されている。面積が小さな割には多様な昆虫類が生息していることが明らかになった。同定が困難な微少な種を含めると実際には 500 種を超える昆虫類が斎場御嶽周辺に生息しているものと推察されている。今回、御嶽内でフタオチョウ<県指定天然記念物、準絶滅危惧 [環境省]>が 4 個体確認されたほか、食樹のクワノハエノキでは産卵行動も観察された。

クモ類：1 目 13 科 28 属 39 種のクモ類が確認されている。特筆されるのは、オキナワキムラグモ<絶滅危惧 II 類 [環境省]>、キノボリトタテグモ<絶滅危惧種 [環境省]>が確認されたことである。

陸貝類：4 目 13 科 19 属 22 種の陸貝類が今回の調査で確認されている。以前の調査では 12 科 21 属 26 種が確認されており、陸貝相の減少が心配されている。特に、前回確認されたオキナワギセルが、今回の調査では注意して調査したにもかかわらず見つからない。

オカヤドカリ類：ムラサキオカヤドカリとオカヤドカリの 2 種のオカヤドカリ類が確認されている。

動物の生息地としての斎場御嶽

動物の生息地としての斎場御嶽について、その特徴の概略を以下に記す。

- (1) 沖縄島南部の自然環境の特徴を残した数少ない場所の一つである。
- (2) 小さい面積の割には豊かな動物相を備えている場所である。

(5) 調査、整備履歴

齋場御嶽の調査及び整備は、平成4（1992）年度に策定された『知念城跡・齋場御嶽及び周辺部整備基本構想・基本計画』に示された方針に基づき、平成6（1994）年度から平成13（2001）年にかけて実施した。各年度の事業概要は下表のとおりである。

成果は、「5. 齋場御嶽及びその周辺に位置する遺構等の概要」に示した。

表 2-5 調査・整備の事業内容

年度	地区	事業内容
平成6年度	全域	・第二次世界大戦時の艦砲射撃による不発弾の探査。砲弾6発を撤去
	大庫理	・崩落する危険性の高い岩塊の撤去
	寄満	・石畳、基壇部の遺構調査 ・戦争により破壊された箇所の確認 ・砲弾池の反対側にある戦時中の住民避難壕確認調査 ・遺構写真測量
平成7年度	三叉路付近	・遺構確認調査（旧道遺構の露出、トゥブシ〔松明〕台跡の出土）
	三庫理	・遺構確認調査（排水遺構の露出、三角岩・ウナー部での弥生期の包含層の確認） ・崩落する危険性の高い岩塊の撤去
	大庫理	・崩落する危険性の高い岩塊の撤去 ・遺構写真測量
	寄満	・崩落する危険性の高い岩塊の撤去
	御門口	・参道の仮整備
平成8年度	大庫理	・遺構確認調査（ウナー部、基壇、瓦屋跡） ・民間信仰団体による拝所の撤去（2カ所）
	寄満	・参道及び基壇、ウナー部の修復 ・流入水排水のための暗渠設置
	三庫理	・遺構写真測量
平成9年度	三庫理	・遺構確認調査（弥生時代の包含層の広がりの確認）
	大庫理	・遺構確認調査（排水遺構を検出） ・第二次大戦時の艦砲射撃による巨大岩塊の段階撤去及びアカギ植栽
	寄満	・暗渠設置 ・砲弾池に吐水口を設置 ・大庫理のウナー部、三庫理までの参道整備
平成10年度	三庫理	・ウナー部の調査（金製勾玉等一括資料出土） ・暗渠設置 ・石畳道及び基壇部の整備 ・シキヨダユル、アマダユルの基壇と壺の設置
	ウローカー	・試掘調査
	整備事業報告書（発掘調査・資料編）刊行	
平成11年度	御門口	・遺構確認調査 ・ボーリング調査 ・基壇、階段、ウローカーへ取り付け道の石垣工事

年度	地区	事業内容
	駐車場入口	・井戸の遺構確認調査
平成 12 年度	ウローカー	・参入路（石畳道）の遺構確認調査 ・第二次大戦時の陸軍砲台跡の確認
	御門口	・法面保護工事設計 ・東側法面保護工事、周辺部の植栽工事
平成 13 年度	指定地内	・境界測量及び用地杭設置
	御門口 ～寄満	・参道整備及び集水樹・浸透樹の設置
	御門口	・手摺設置 ・植栽工事
	ナーワンダ ーグスク	・遺構確認調査
整備事業報告書刊行		

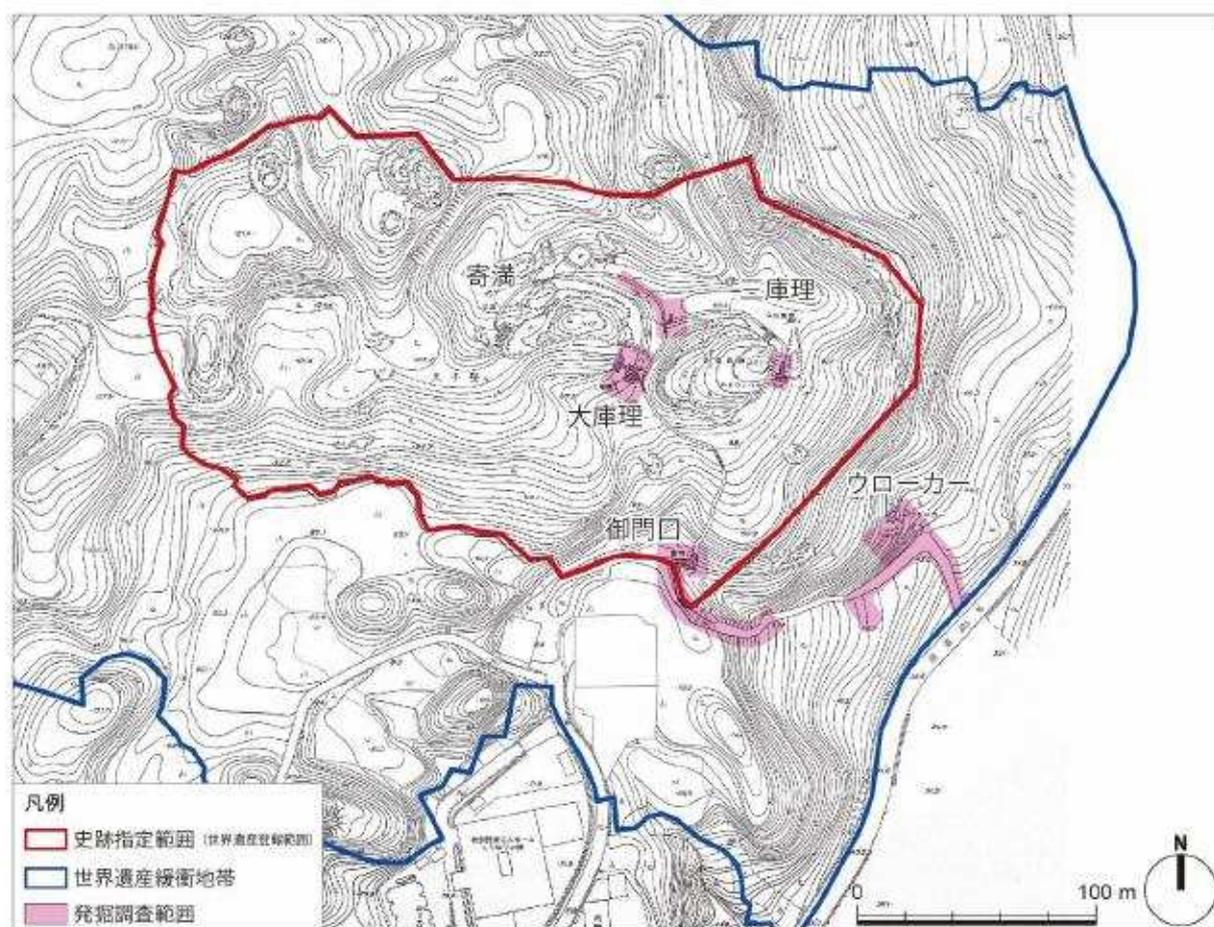


図 2-27 発掘調査範囲図

(6) 地域住民との関わり

安座真では、現在も御門口で拝みが行われている。また、斎場御嶽は、民間の東御廻りの主要な巡礼地の一つである。

(7) 活用状況

①公開状況

平成19(2007)年7月以降、下記の時間帯において有料で公開している(年末年始、休息日を除く)。

・3月～10月 9:00～18:00 ・11月～2月 9:00～17:00

来訪者数は、世界遺産登録以降増加し、平成24年度には約44万人まで増加した。近年は年間約40万人(平均約1,100人/日)前後が斎場御嶽を訪れている。特にゴールデンウィークや年末年始の来訪者は多く、一日平均約2,150人の来訪者がある。これにより、祈りに訪れる方からの苦情が増加したほか、オーバーユースによる自然生態系への影響が懸念されるようになったことを踏まえ、平成24(2012)年度より、聖地としての静寂さを確保し、マナー向上や自然保護を考慮する機会とするため、年2回の一定期間の休息日を設定した。

日程は、何人も斎場御嶽への立入りが禁じられたとされる時期を考慮し、旧暦の5月1日～3日、10月1日～3日としている。

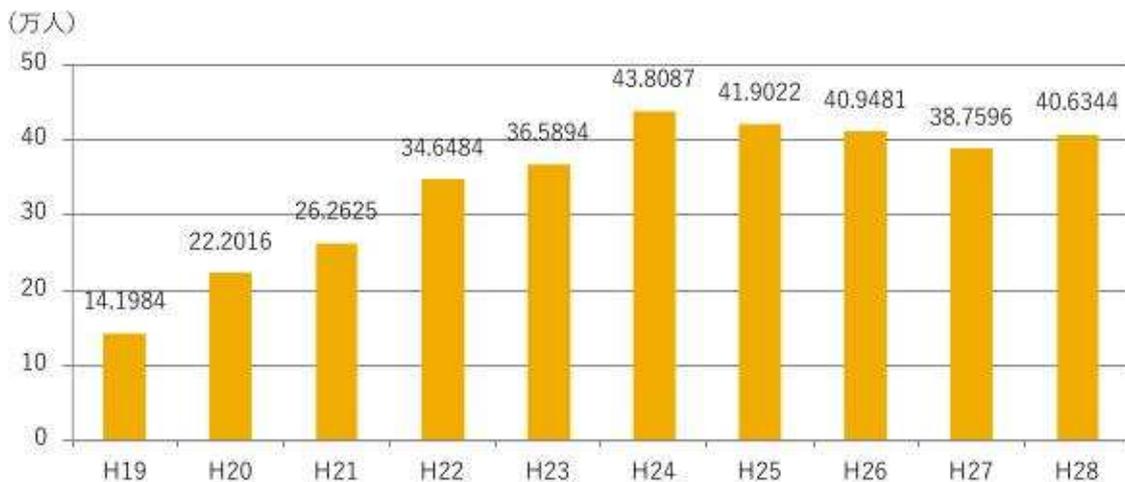


図 2-28 斎場御嶽の来訪者数の推移(年度)

休息日の設定根拠

旧暦5月1日～3日：沖縄では、旧暦の4月から5月にかけて、「山留(ヤマドーミ)」という行事がある。植物の生育期間、野良仕事や山仕事を禁止したという内容だが、斎場御嶽の性質上自然保護という意味合いもあることから、あえて区切りのよい5月1日から3日間とした。

旧暦10月1日～3日：沖縄では、旧暦10月に選ばれた者が山ごもりをし、心身を清め神となる「祖神」という行事がある。斎場御嶽でそのような史実が確認されているわけではないが、「自然に対して経緯を払う」という行為が休息日の趣旨にかなっている。

②活用のための施設の整備状況

齋場御嶽の史跡指定地及び周辺には、齋場御嶽の活用に資する各種施設が整備されている。

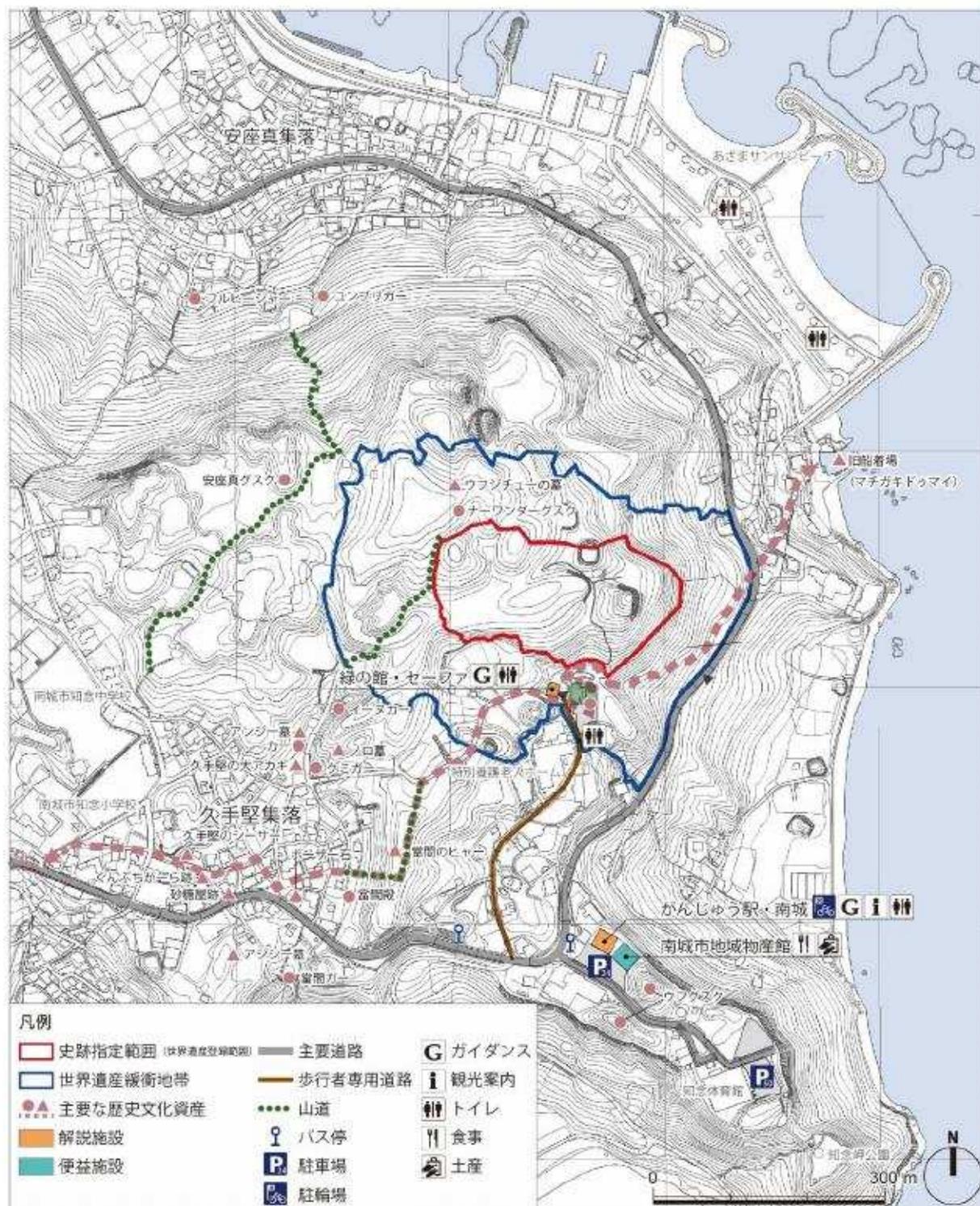


図 2-28 活用のための施設位置図 (広域)

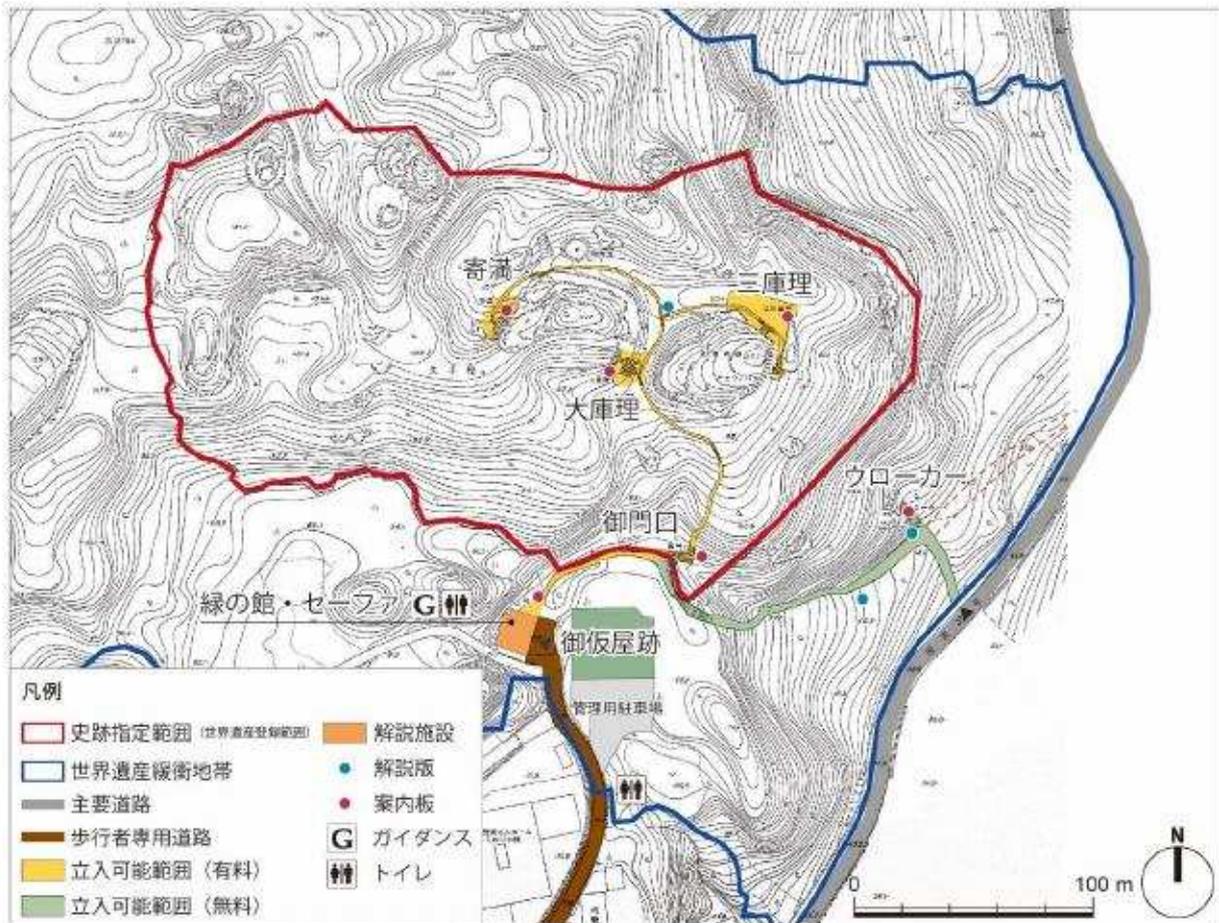


図 2-29 活用のための施設位置図（史跡指定地）

【動線】

現在、来訪者用の駐車場及びバス停は、齋場御嶽の入口から約 400m 離れたがんじゅう駅・南城、南城市地域物産館、知念岬公園に設置している。来訪者は、がんじゅう駅・南城でチケットを購入し、歩行者専用道路を歩いて齋場御嶽へ至る。

史跡指定地内は、参道及び各拝所前の御庭（ウナー）が立入可能な範囲となっている。三庫理以外の拝所は、拝みの方以外は立ち入らないよう、仮設の注意看板を設置している。

ウローカー及びウローカーから御門口へ至る参道は無料で公開しており、国道 331 号線からアクセスが可能である。また、御新下り・東御廻りの旧道の一部が、山道として整備されている。



写真 2-11 来訪者用駐車場



写真 2-12 歩行者専用道路



写真 2-13 拝所の前に設置されている仮設の注意看板



写真 2-14 御新下り・東御廻いの旧道の一部を整備した山道

【解説のための施設】

齋場御嶽への入口として、緑の館・セーフアが整備されている。来訪者はここで齋場御嶽の概要や、御嶽内での注意事項の説明ビデオを鑑賞した後に史跡指定地内に入場する。

史跡指定地内には、主要な祭祀空間等に固定式の解説板、案内板を設置しているほか、必要に応じて仮設の解説板を設置している。

がんじゅう道の駅・南城では、齋場御嶽の祭祀空間を体感できる 3D 映像を上映しており、休息日に齋場御嶽を訪れた方や、足の不自由な方など、史跡指定地内へ入場できない方への解説ツールとしても活用されている。

この他、リーフレットの配布や、公式 HP での情報発信も行っている。



写真 2-15 緑の館・セーフア



写真 2-16 解説板



写真 2-17 解説リーフレット



写真 2-18 公式HP

【安全性の確保のための施設】

史跡指定地内は、来訪者の安全性を確保する必要最低限の施設として、御門口及び御門口から大庫理へ向かう急勾配の参道に、手摺や仮設階段等を設置している。また、このような必要最低限の整備で対応できるように、靴の貸出しも実施している。



写真 2-19 大庫理へ向かう急勾配の参道に設置されている手摺

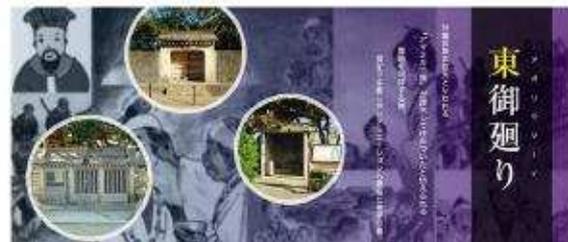


写真 2-20 御門口に設置されている仮設階段

【他の史跡等との連携のための施設】

斎場御嶽は、琉球開闢の神話や琉球王国にゆかりの深い東方を巡拝する東御廻りの計 14 の聖地の 1 つである。近年は健康増進やレクリエーションを目的とするコースとしても活用されており、東御廻りの巡り方を紹介するウェブサイトが観光商工課により整備されている。

また、このような周辺の史跡や観光地等をめぐるためのレンタサイクルが整備されており、平成 27 年度の実績で 1100 名に利用されている。



東御廻りをゆっくり巡ってみましょう。



写真 2-21 レンタサイクル

(1) 眞比呂波史跡

14の聖地を巡る東御廻りのコースの1つ。眞比呂波史跡は、皇祖神代巻の神代巻に記述されている神代巻の1つである。眞比呂波史跡は、皇祖神代巻の神代巻に記述されている神代巻の1つである。

(2) 御門口

東御廻りのコースの1つ。御門口は、皇祖神代巻の神代巻に記述されている神代巻の1つである。御門口は、皇祖神代巻の神代巻に記述されている神代巻の1つである。

(3) 鏡石

東御廻りのコースの1つ。鏡石は、皇祖神代巻の神代巻に記述されている神代巻の1つである。鏡石は、皇祖神代巻の神代巻に記述されている神代巻の1つである。

写真 2-22 東御廻りのコースを紹介するウェブサイト (出典：らしいね南城 HP)

③観光・学校教育・地域振興における活用状況

【案内ガイドの育成・活躍】

平成9（1997）年より、当時の知念村教育委員会では文化財の案内ガイドを養成するための事業を進め、平成12（2000）年に文化財案内講師養成講座を実施した。その後、同講座の卒業生により「知念村文化財案内講師友の会」が発足した。

市町村合併に伴い平成23（2013）年からは、「南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会」として活動が継続している。メンバーは、南城市と同観光協会が適時開催しているガイド養成講座を受講したのち、筆記と面接の卒業試験に合格した市民らで構成されている。現在、斎場御嶽と久高島を中心に、市内の史跡等の案内を行い、斎場御嶽では、「緑の館・セーフア」に常駐し、平日は「予約制」、土日祝祭日は「定時制」を併用した案内を行っている。

現在、「南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会」の会員数は65名で、月に30名～35名が稼働している。



写真 2-23 なんじょう♥わらびんちゃー体験プロジェクト（出典：らしいね南城 HP）



写真 2-24 南城市ガイド養成講座（出典：南城市観光協会 HP）

【観察会、学習会における活用】

小学生を対象に開催されている自然観察会や歴史・文化遺産の学習会の場として、斎場御嶽や周辺の文化財が活用されている。



写真 2-25 自然観察会（出典：南城市 HP）



写真 2-26 南城市の自然、文化遺産の学習会「南城市探検隊」（出典：南城市 HP）

【清掃活動における活用】

地域の方々からの「地域の人みんなで草刈り・環境整備をやって交流・絆を深めたい」という声を受け、斎場御嶽周辺において草刈等の清掃活動が行われている。



写真 2-27 斎場御嶽周辺の清掃活動
(出典：南城市 HP)

【地域イベントにおける活用】

斎場御嶽を舞台とする聞得大君の御新下りは、地域イベント等においてもそのストーリーが活用されている。これまで、地域のお祭りに合わせ、市民参加の創作歌舞劇「聞得大君の御新下り」が開催されたり、御新下りの再現イベント等が開催されたりしている。



写真 2-28 聞得大君の御新下り行列の再現イベント
(第2回南城市まつり 出典：南城市 HP)

【健康増進事業等における活用】

御新下りや、東御廻りといった、斎場御嶽を含む南城の聖地を巡礼する風習は、健康増進のためのウォーキングやスポーツイベント等のルートとしても活用されている。



写真 2-29 エコスピリットライド
アンドウォーク
(出典：ECOスピリット
ライド&ウォーク in
南城市 Face book)



写真 2-30 聖地を巡るサイクリングイベントでの
斎場御嶽の解説
(出典：沖縄タイムス 2016年2月2日
朝刊)

(8) 保存活用の体制

斎場御嶽の文化財保護法に基づく保存管理は、南城市教育委員会文化課が担っている。発掘調査や整備については、斎場御嶽周辺整備委員会の指導・助言を受けながら適切な手法等を検討し、現状変更等にあたっては、沖縄県教育庁文化財課との協議、調整のもと、文化庁長官の許可を受けた上で実施している。

斎場御嶽内の清掃等の日常的な維持管理は、南城市観光協会が委託する「守り人」により行われている。

周辺の環境や景観の保全・形成、歩道等の社会基盤整備については、都市建設課との連携のもと実施している。

活用に関しては、観光商工課が南城市観光協会、「南城市ガイド・アマミキヨの会」と連携し、主に観光に関する取組みを実施している。

世界遺産の構成資産としての包括的な保存管理と活用に関しては、「沖縄県世界文化遺産保存活用推進協議会」に参加し、国、県、6市村と協力し取り組んでいる。

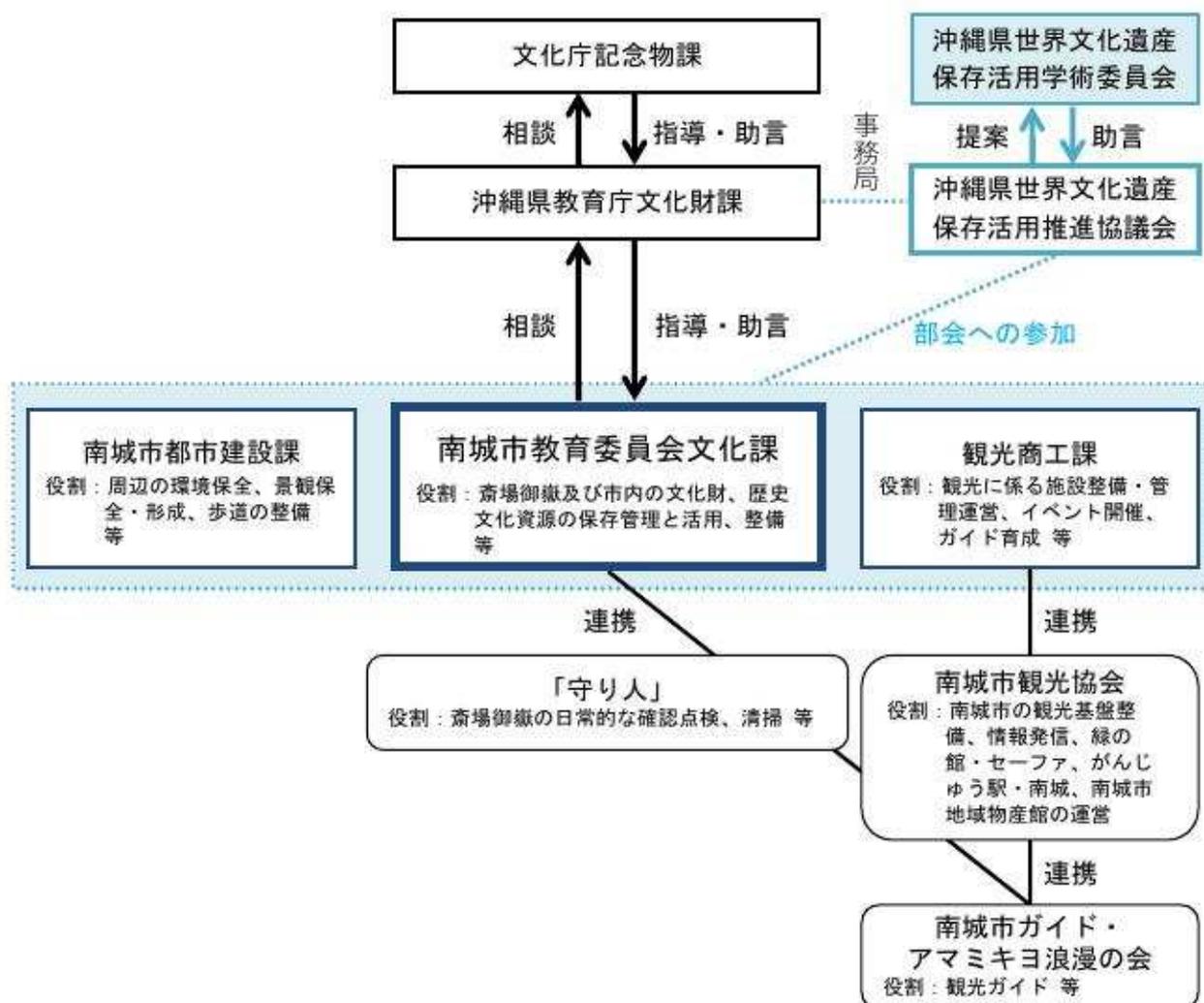


図 2-29 斎場御嶽及びその周辺の保存活用の体制

(9) 齋場御嶽の保存活用上の課題

齋場御嶽の保存活用上の課題について、これまでの整備事業報告書等に示された課題及び提言を整理するとともに、策定委員会からの指摘等を踏まえ、現在の齋場御嶽の保存活用上の課題について以下のとおり整理した。

①調査研究に関する課題

- ・ 琉球王国前の齋場御嶽の位置づけが定まっていない。
- ・ 齋場御嶽と近隣の集落との過去と現在の関わりがよくわかっていない。
- ・ 齋場御嶽の本来の聖域範囲が不明である。
 - 最高の聖地となる以前の齋場御嶽の姿、具体的な聖域の範囲、近隣集落との歴史的、現在の関わりを検討し整理する必要がある。
- ・ 植生に関しては一般的な森林の調査ではなく、神事に必要な植物が今の齋場御嶽にどれくらいあるのか、それを昔の人はどう利用していたのかを中心とした調査、検討が望ましい。
 - 神事に使用された植物の特定やその利用方法の調査の実施について検討する必要がある。
- ・ 琉球王国時代に使用されていたと考えられている、待垣泊（マチガキドウマイ）→ウローカー
 - 御門口の旧参道は遺構が確認されておらず、ルートの確定が難しい。
 - 旧参道の正確な位置の特定を目的とした遺構調査の必要性について検討する必要がある。

②保存(保存管理)に関する課題

- ・ 自然地形については、意識されない速度での風化、劣化が進行する自然岩盤の保存についても考慮が必要であり、複雑な地質、地形、岩盤の把握と記録が課題である。
 - 徐々に進行する岩盤の風化・劣化の度合いの現状把握と記録の方法について検討が必要である。
- ・ 本質的価値に関係ない、指定地内にある戦争遺跡の将来的な取り扱いをどうしていくのか。
 - 保存活用の目標像における戦争遺跡の位置づけと、将来的な取り扱いの方向性を検討する必要がある。
- ・ 保存活用の目標像を踏まえた管理条例の制定についての検討、保存活用の目標像と現在史跡の清掃等を行っている市の担当者・ボランティアの活動との整合性を図る必要がある。
 - 現場の管理担当者に向けた、維持管理の水準の周知等の必要性について検討する。
- ・ ウローカー及び周辺追加指定により、新たな来訪者動線の整理と有料区域との調整が必要となる。
 - 調査研究による旧参道の特定の結果や整備方針を踏まえて、検討が必要である。

③活用に関する課題

- ・ 「あまりにも来場者が多過ぎて聖域としての雰囲気損なわれている」、「本来は祈りの場所である所で、携帯電話やデジカメで写真を撮ることに夢中になり、拝所へは見向きもしない人がある。」等々の意見がある。
 - ・ 拝所への立入制限の徹底が不十分である。
 - ・ 三庫理の三角岩の奥も拝所であり、観光客の立入りについて制限等の検討が必要と考えられる。
- 来訪者をどう管理するのか、特定の場所への立入制限や、御嶽全体での入場制限、適切な見学方法等も含めた将来の方向性の検討が必要である。
- ・ 小・中学校における社会科学習・総合学習のみならず、他教科や、地域行事、学校行事への積極的な活用が望まれている。
 - ・ 積極的な活用を通し、歴史への興味関心と文化財への愛護心をより高め、未来の文化財保護を担う人材を育てることにもつながる。
- 積極的な活用の具体的な方法を検討する必要がある。

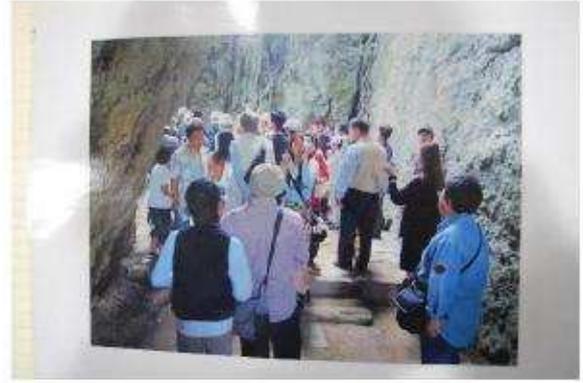


写真 2-31 混雑時の三庫理（前城委員撮影の写真）

④整備に関する課題

【保存のための整備】

- ・ 現在、拝所の人為的な破損を防ぐための措置をしている。
- 拝所等が破損する理由の特定と、聖地としての風致という観点から、妥当な応急処置の方向性を検討する必要がある。
- ・ 表土、特に参道沿いの雨や清掃により 10 cm程の土砂が流出しており、応急処置として土嚢を設置している。
- 土砂流出を防ぐ解決案の策定と、聖地としての風致という観点から、土嚢設置という処置の妥当性や処置の方向性を検討する必要がある。
- ・ ウローカー及び周辺の追加指定後に、ウローカー及び待垣泊（マチガキドゥマイ）～ウローカー～御門口を通る旧参道等の周辺の整備を行う必要がある。
- 調査研究による旧参道の位置の特定などを通し、ウローカー周辺の整備の基本的な方針を保存活用の目標像を踏まえて検討する必要がある。



写真 2-32 土壌が削られた大庫理前



写真 2-33 緑の館セーフアから御門口に至る前の参道

- ・ 整備事業で齋場御嶽入り口からの参道まで敷き詰められた海砂利が減少している。また、海砂利を扱う業者がなくなり、同じものを用意することが困難な状態になっている。
- 遺構からはサンゴバラスが敷き詰められた土層が確認されている。どのような材料を使用するのかを、最高の聖地としての齋場御嶽という視点から検討する必要がある。

【活用のための整備】

- ・ 石畳の表面摩耗によるスリップは、事故につながる危険性が高いことから注意喚起や事故防止対応策を講じているが、十分であるとは言い難い。
- 来訪者の利便性・安全性の確保と、史跡の本質的価値に基づいた整備のバランスをどうとっていくのかについて検討が必要である。
- ・ 解説板や注意・啓発看板の設置による、齋場御嶽の本質的価値についての訪問者の理解と御嶽内での適切な行動の周知を図る。
- 聖地としての風致を阻害しない情報提供の設備の検討が必要である。



写真 2-34 解説板と中・韓表記の仮設の注意看板

⑤運営・体制(維持管理)に関する課題

- ・ 地域ボランティアによる清掃管理の組織づくり、小中学校関係の連携による取り組みなどが急務である。
- ・ 行政の担当課が齋場御嶽の管理についての情報を共有し、意見を出し合える場の創出が重要である。
- 庁内協議会の設立や、その位置づけの検討が必要である。

⑥周辺との一体的な保全・活用に関する課題

- ・ がんじゅう駅・南城から齋場御嶽に至るまでの道路の景観、車両の通行の改善が望まれる。
→聖域に至るまでの道路としての適切な景観の設定、道路沿いの店舗の進出状況の確認と今後の活用方針の方向性を検討する必要がある。
- ・ 齋場御嶽に集中する観光客への対応として、周辺への分散が考えられ、そのための周辺の歴史文化資源との一体的な活用の検討が望まれる。
→上位観光関連計画における齋場御嶽の位置づけの確認や、齋場御嶽周辺の歴史文化資産を繋げるストーリーや枠組み等を検討する必要がある。

⑦世界遺産の保存管理に関する課題

- ・ ウローカー及びその周辺の追加指定による、史跡範囲の緩衝地帯内への拡張。
→追加指定範囲の拡張を受けて、将来的な世界遺産の構成資産範囲の拡張についての方向性を検討する必要がある。また、世界遺産・国指定史跡それぞれの価値を整理する必要がある。

⑧経過観察に関する課題

- ・ 風化・劣化が進んでいる岩盤。
- ・ 土壌浸食を起こしている流水の流れの特定。
→自然に起こる風化・劣化現象の定期的な記録を通じた現状の把握と、将来の対策について検討する必要がある。

参考：過去の事業報告書等で指摘された斎場御嶽保存活用上の課題及び提言

① 調査研究について

- ・斎場御嶽の琉球王国時代以前の位置付け、集落との関係の解明が必要である。
- ・斎場御嶽の領域の意味、関係を含めた幅広い研究の蓄積が必要である。

② 保存、整備の考え方について

- ・斎場御嶽の特徴は、聖と俗の混在がない純粋な御嶽領域であることである。物理的自然地形と儀礼的しつらえ・営みが共存する沖縄固有の宗教空間であり、これらが現在まで生き続けながら維持されているという意味合いが大きい。
- ・空間としては、特異な自然地形的要因が支配的である。この自然地形を如何に改ざんせず修復し、後世に引き継いでいくかが整備の第一義である。
- ・儀礼的しつらえとしては、儀礼の行われる時に集中して整備、修復するという仮設的性格を有している。空間がどのように利用されたかを前提とする整備が求められる。
- ・人工的に付加された造形（基壇石積、石敷、参道、階段等）が水平面と立ち上がり部分に限られており、自然地形に順応しながら控えめに配置されているという関係が重要である。
- ・斎場御嶽の参道は、石の敷き方や寸法に幅がみられる。このことこそが、斎場御嶽の聖域としての複雑性と時間経過における様々な行為の積層を示すものであり、過去の痕跡に対して真摯な整備が求められる。

- ・斎場御嶽は琉球王府による祭祀が途絶えて久しいため「祭祀遺跡」と言えるが、民間人による拝みが続いているため、ドライな整備は難しいという特徴がある。
- ・遺跡は周りの環境と一体となってそれぞれ個性を持っている。その個性をどれくらい理解しているかで整備の成果が量られる。
- ・平成6～14年の整備では、①参拝者や見学者の歩行を助ける石畳道の損壊部の修理、②祭壇や御門口の損壊部の修理、③排水状況の改良、④戦時の石塊除去という最小限の内容の整備とし、標識や説明板も控えた。
- ・「拝み」の場所では、自然に敬虔な気持ちにさせられる「雰囲気」が必要。この「雰囲気」に最も役に立つのが樹木や草である。樹木の変化を観察しながらの息の長い管理が必要である。
- ・現在は、元々「御仮屋」としての場所に車を止め御門口から入っているが、これでは敬虔な気持ちを熟成できない。理想的には下の旧舟着場から歩いてウロカーを経て石階段を登り、御門口に達しなければならない。
- ・平成6年～14年の整備では、琉球王朝の伝統的な儀礼の場としての形態をある程度残していた太平洋戦争前の状況を一つの規範とし、基本的には現況保全的手法を採用した。

③ 遺構等の維持管理について

- ・特に石畳の表面摩耗によるスリップは、事故につながる危険性が高いことから注意喚起や事故防止対応策を講じているが、十分であるとは言い難い。
- ・管理条例などの制定が必要であると同時に、地域ボランティアによる清掃管理の組織づくり、小中学校関係の連携による取り組みなどが急務である。

④ 植生の維持管理について

- ・斎場御嶽の社は順調に回復し、このまま行けばやがては琉球王朝時代の社に近いものになるかもしれないが、かなりの時間を要する。その間、以下のような保護策も重要である。
 - 1) 御嶽林とそれにかこまれた拝所の空間との境界を明確にする。
 - 2) 御嶽林には一切手を加えず、自然の植生回復を待つ。御嶽林の中の植栽樹も外来種であったも刈らずに元来の植生への自然な回復を待つ。
 - 3) 御嶽林への入林を制限する。
 - 4) 拝所の空間が守られるよう、除草などを行って積極的に管理する。
 - 5) 拝所の広場の植栽樹はモクマオウなど外来種でも刈らずに元の植生への自然な回復を待つ。ただし、広場の空間を維持するのに障害となる場合は伐採する。
 - 6) 拝所や拝所前の広場に帰化雑草が入り込まないように珊瑚パラスを敷くなどの処置をする。

- 7) やむを得ず植栽する場合は、御嶽内あるいは周辺で育苗したものを植え、自然個体群の遺伝子組成を損なわないよう十分に配慮する。
- ・以上の調査に基づく見解を踏まえ、整備事業においては次の点に注意しながら植栽を行った。
 - －参道・基壇周辺にある、明らかに遺構を損なうおそれのある樹木（モクマオウなどの外来種や、遺構の上に繁茂している植物）は撤去する。しかし、それ以外については、個々に検討したうえで決定する。
 - －植樹に関しては、御嶽内または隣接地域からの苗の植え付け、御嶽内の自然個体群の遺伝子組成を損なわない配慮をする。
 - －石畳道の両側および各拝所前には、帰化植物の流入を防ぐ目的と同時に、入場客の出入りで少なからず人の滞留があると思われるため、サンゴバラスを敷く。なお、これは遺構調査で、その存在が確認されたものである。
- ⑤ 動物調査のまとめと提言
- 動物の生息地としての齋場御嶽
- (1) 沖縄島南部の自然環境の特徴を残した数少ない場所の一つである。
 - (2) 小さい面積の割には豊かな動物相を備えている場所である。
- 提言
- (1) 自然環境の保全
 - ・下草刈りや落葉の除去などをしないで人為的影響を極力さける。
 - ・整備事業による影響を極力小さくする。
 - (2) 御嶽を取り囲む周辺の保全
 - ・御嶽の周辺をバッファゾーンとして保全する。
 - (3) 動物の密漁や遺宝な最終の取り締まり
 - ・監視体制の確立
 - ・夜間の入域制限
 - (4) 移入動物の除去
 - ・マンガースやノネコの除去
 - ・新たな移入動物の侵入の防止
- ⑥ 周辺環境の保全について
- ・がんじゅう駅・南城から齋場御嶽に至るまでの道路の景観、車両の通行の改善。
 - ・海から齋場御嶽へのアクセスである待垣泊→ウローカー→齋場御嶽のルートの保全等が課題である。
- ⑦ 整備の手法について
- ・齋場御嶽は、石材、岩盤、地盤、土、植物が一体となった複雑な領域である。
 - ・自然地形については、意識されない速度での風化、劣化が進行する自然岩盤の保存についても考慮が必要であり、まずは複雑な地質、地形、岩盤の把握と記録が重要である。
 - ・人工的に付加された造形については、様々な寸法、工法の石材が混在することの意味を確認し、安易に均一化、均質化しないようにすべき。
 - ・環境整備のための石材の備蓄、他から持ち込む石材量の抑制が必要である。
 - ・表土の流出が課題。浸透水と表流水による適切な排水と植生のための適度な保水環境の維持という矛盾を含む修復整備を進めるにあたり、日常的、定期的環境管理といった視点が必要である。
 - ・雨や清掃による参道の土砂流出の改善が必要である。
 - ・県内からの海砂利の供給が難しい状況である。
- ⑧ 活用の考え方について
- 観光に関する事項
- ・整備の成果を観光資源として活かしていくためには、適正な維持管理と情報提供が必要である。
 - ・観光形態としては個人型が望ましく、その点で、インターネットや旅行誌等によるきめ細やかな情報提供が望まれる。また、齋場御嶽を中心に、周辺の文化観光資源を有機的に結ぶ配慮、ビーチや宿泊施設等の観光施設に関する情報も求められる。
 - ・「あまりにも来場者が多過ぎて聖域としての雰囲気損なわれている」等々の意見がある。
 - ・御嶽（うたき）や拝所がパワースポットと呼称されて久しいが、本来の意味が「神聖な場所」であることを考えると、活かす取り組みはその地を尊敬することから始めたい。

- ・まるでスタンプラリーのように、パワースポット巡りをするに対する疑問もある。本来は祈りの場所である所で、携帯電話やデジカメで写真を撮ることに夢中になり、拝所へは見向きもしない人がある。
- ・琉球の歴史は全国的にも特色があり、説明がないと解りづらいと言う側面もある。そこを訪れる方々へ正確で丁寧な情報発信をすることから始め、守り活かし受け継がれる仕組み作りを考えたい。
- ・斎場御嶽内での立入禁止範囲等の徹底
- ・観光客の周辺への分散、周辺の歴史文化資源との一体的な活用等

学校教育・地域振興に関する事項

- ・学校教育の中で歴史の学習をする小・中学生は、最大の文化財活用者といえる。社会科学習（特に歴史的な内容に関する単元学習）で、児童生徒が興味関心を持って意欲的・主体的に学習活動を展開させていくためにも、身近な郷土の歴史を取り上げていくことが有効である。このことは、未来の文化財保護を担う人材を育てることにもつながる。
- ・平成14年度から始まる義務教育課程の総合学習において、地域に存在する歴史教材ともいうべき文化財の果たす役割は極めて大きい。教育委員会・小・中学校・地域との連携を密にし、社会科学習のみならず、他教科・地域や学校行事への位置づけについても検討されるべきであろう。そのことが、児童生徒の歴史への興味関心と文化財への愛護心を、より高めることにつながるものと考えられる。
- ・現実を複製あるいは再編成したビデオ・CDなど、視覚による教材づくりが必要。特に、発掘調査や工事の状況など、見ることでできない事物事象を提示することで、いっそうの学習理解の手助けをしてくれる。文化財の普及啓発につながるビデオやCD教材は、今後積極的に活用すべき。

参考資料：

- ・『斎場御嶽整備事業報告書（発掘調査・資料編）』（平成11年、知念村教育委員会）
第III章 関連書学調査の成果
1. 斎場御嶽の植物調査（立石庸一氏、当時琉球大学教育学部、新城和治氏、当時沖縄県文化財保護審議会）
- ・『斎場御嶽整備事業報告書』（平成14年、知念村教育委員会）
第II章 斎場御嶽の調査
斎場御嶽の動物調査のまとめと提言（当山昌直、沖縄県文化振興会史料編集室）
第V章 活用状況と今後の課題
第2節 今後の課題
- 第VI章 整備についての一考察
第1節 聖域としての空間整備の方向—石灰岩文化の継承—（福島駿介氏、当時琉球大学工学部教授）
第2節 祭祀遺跡の整備について（安原啓示氏、当時京都造形短期大学客員教授）
第4節 観光資源としての斎場御嶽（小野健吉氏、当時奈良文化財研究所主任研究官）
- ・斎場御嶽の休日に関する記者発表について（2011年）

第3章 保存活用の目標・将来像と基本方針

1. 斎場御嶽の本質的価値と目標・将来像

斎場御嶽の国史跡指定理由及び世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産としての価値、さらに現代の地域住民にとっての歴史文化的価値を踏まえて、斎場御嶽の本質的価値を整理し、斎場御嶽の保存活用目標・将来像を以下のように定める。

【国による史跡指定】

<指定理由>

斎場御嶽(せいふあうたき)は、沖縄の南東部、知念間切(ちねんまぎり)に設けられた御嶽(うたき)で、沖縄第一の霊場として知られる。沖縄開闢の神「あまみきよ」の創成なるとの伝承があり、「おもろ」には「さやはたけ」としてしばしば歌われ、間得大君の天降りを内容とするものが多い。

尚王朝においては知念城(ちねんぐすく)・玉城(たまぐすく)・久高島とともに「あまみきよ」の霊地として、毎年、国王が巡幸拜礼する習わしがあり、また間得大君の「あらおり」の儀式には、大君みずからが君、祝をひきいて参詣する風習があった。

聖域内は鬱蒼たる樹林で、巨岩がそびえ立ち、各々「いべ」が設けられ、また東方海上を通して久高島を遥拝するための拜所がある。

今回指定するところは、御嶽の旧域内約4.5ヘクタールである。

【世界遺産登録】

<顕著な普遍的価値の言明>

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を構成する一群の遺跡及び記念工作物は、12世紀から17世紀にかけての500年間にも及ぶ琉球王国の歴史を示している。

9つの構成資産は、2つの石造記念工作物及び5つの城跡の考古学的遺跡群、及び2つの文化的景観を含む。それらは沖縄島に分布し、総計54.9ヘクタールに及び、緩衝地帯は総計559.7ヘクタールである。

壮大で標高の高い丘陵地に築かれた城(グスク)跡群は長期間にわたる琉球王国の社会構造の証であり、神聖なる遺跡は現代にまで継承された宗教の古来の形態を残す希有な無言の証拠であることを示している。この時代における琉球諸島の広域にわたる経済的、文化的接触は独特の文化形成の起源となった。

<斎場御嶽の説明>

第二尚氏王統の第三代王の尚真(在位1477~1526年)は、琉球地方に古くから伝わる祖先信仰や自然崇拝の信仰に根ざす神女たちを再編成し、国王の近親女性が就任する間得大君を頂点として、国家的な宗教組織を整備した。斎場御嶽は間得大君との関係が深い格式の高い御嶽で、中央集権的な王権を信仰面、精神面から支える国家的な祭祀の場として重要な役割を果たした。

斎場御嶽の正確な創設年代は不明であるが、琉球王府の正史である「中山世鑑」には、琉球の開闢神「アマミク」が創設した御嶽の一つとされている。15世紀前半にはすでに国王が斎場御嶽へ巡幸しており、国王最高位の女神官である間得大君の「御新下り」の儀式も行われるなど、王国にとって重要な聖域となっていた。現在でも、亜熱帯林で覆われ、様々な形をした岩塊群の景観が、格式の高い御嶽の神々しい雰囲気を醸成している。

御嶽内には、大庫理、寄満、三庫理及びチョウノハナと称される拜所があり、前三者は石畳の参道で結ばれている。古くは男子禁制の聖地であったが、現在では毎年旧暦の八月頃に各門族の人々が隊をなして祖先の足跡を訪ねて巡礼する「東御廻り」の行事等によって、男女を問わず多くの人々が参拝に訪れている。

斎場御嶽は琉球地方に確立された独自の自然観に基づく信仰形態を表し、『作業指針』第39項(iii)(1999年作業指針)に示す「関連する文化的景観」に該当する顕著な事例である。

【地域とのつながり】

<久手堅集落>

・現在では、久手堅集落の拝みはみられないが、久手堅集落は、廃藩置県後、斎場御嶽を所有していた集落であり、知念村に所有が移って以降もノロ家が主体となって管理を行ってきた。また、久手堅集落と斎場御嶽を結ぶ「久手堅里道」は、「御新下り」のルートでもあり、斎場御嶽とは深い関わりを持った集落である。

<安座真集落>

・現在でも御門口での拝みが残る集落であり、斎場御嶽は地域の信仰の拠り所となっている。

【周辺の丘陵地や樹林と一体となって形成された斎場御嶽の神聖な風致景観】

・斎場御嶽周辺の丘陵地や樹林は、史跡指定地内と位置的、空間的に一体性を有しており、これらの自然環境が斎場御嶽の神聖な風致景観を形成している。

斎場御嶽の本質的価値

- ・ 琉球の開闢神「アマミキヨ」が創設したとされる御嶽の一つであり、琉球王国時代には国王の巡幸や、聞得大君の御新下りといった国家的な祭祀が行われた、琉球王国を信仰面、精神面から支えた琉球王国第一の聖地。
- ・ 民間による東御廻り等の行事によって、現在では、地域のみならず広く県民の信仰の対象（“祈りの場”）として沖縄第一の聖地。
- ・ 琉球地方独自の自然観に基づく信仰形態を表す拝所と樹林や巨岩等の自然環境が、今なお信仰の継続により聖地として継承されている稀有な物証。

斎場御嶽の保存活用の目標・将来像

- ・ 地域住民、市民、県民及び国内外からの来訪者から、琉球王国及び現在の沖縄の最高の聖地として認識され、琉球地方独自の信仰形態を表す拝所及び自然環境と一体となった神聖な景観が、沖縄の精神文化を表徴する“生きた文化的景観”として、“信仰・祈りの場”として継承されている。

2. 斎場御嶽の保存管理と活用に関わる構成要素の整理

斎場御嶽の保存管理と活用に関わる要素の整理の考え方は以下のとおりである。要素の分類については、『包括的保存管理計画』に示された「包括的保存管理の理念」および「包括的保存管理の対象」を踏まえ、史跡指定範囲外である緩衝地帯及び周辺地域についても、斎場御嶽と密接な関係を有する歴史文化資産等について下記の考え方に基づき整理を行った。

斎場御嶽の保存管理と活用に関わる要素の分類を表3-1、それらの分布を図3-1～3-2に示す。

表3-1 斎場御嶽の保存管理と活用に関わる要素の整理の考え方と該当要素

A 斎場御嶽を構成する諸要素（史跡指定範囲）		
ア 本質的価値を構成する諸要素	斎場御嶽の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行う必要があるもの。	①地上に表出している要素 ・大庫理 ・三庫理 ・寄満 ・チョウノハナ ・シキヨダユルアマガスビー ・アマダユルアシカヌビー ・御門口 ・参道（御門口～大庫理～寄満～三庫理を結ぶ石畳道等） ・貴婦人お休み処 ・海砂利（珊瑚パラス）
		②地下に埋蔵されている要素 ・遺構：旧道遺構 ・遺物：青磁、勾玉、銭貨状金銀製品 等
		③自然的要素 ・石灰岩台地 ・植物（御嶽林、樹木）等
イ 本質的価値を構成する要素と密接に関わる諸要素	斎場御嶽の本質的価値との関係性を踏まえ、適切な保守、更新を行う必要があるもの。来訪者に本質的価値を効果的に伝えるために必要な要素。史跡指定後に整備（復元等）されたものを基本とする。	①解説等活用のための要素 ・復元遺構（御門口石垣部、大庫理基壇、シキヨダユルアマガスビー・アマダユルアシカヌビーの台石及び壺、貴婦人お休み処基壇周囲、三庫理配水遺構等） ・遺構表示、解説ツール（名称板、説明板、案内板等） 等
		②保存のための施設・設備 ・排水施設（開渠、暗渠、集水樹） ・御門口仮設階段 等
		③来訪者の安全性・快適性のための施設・設備 ・法面保護ネット ・手摺 等
		④自然的要素 ・整備事業で植栽された樹木、草本類
ウ 本質的価値と直接的な関係性のない諸要素	斎場御嶽の歴史の変遷と直接関係しないものだが、地域の歴史等を表徴する要素	①地上に表出している要素 ・艦砲穴 ・寄満のクスノキ ・赤瓦葺建物基礎 ・その他の樹林 等 ②地下に埋蔵されている要素 ・遺物：土器、白磁、獣魚骨 等

B 緩衝地帯に位置する諸要素		
ア 斎場御嶽と密接な関係を有する諸要素	斎場御嶽の歴史の変遷と密接に関係し、一体的な保全により斎場御嶽の本質的価値の発揮に資するもので、指定範囲の追加・拡張も含めて適切な保全が求められるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ウローカー及び参道 ・御仮屋跡 ・久手堅里道 ・樹林 等
イ 斎場御嶽と直接的な関係性のない諸要素	斎場御嶽の歴史の変遷と直接関係しない、あるいは直接的な関係が明らかでないものだが、地域の歴史等を表徴する要素、または、資産への物理的影響、景観・眺望への影響を与えないよう規制・誘導が必要なもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ナーワンダーグスク ・ウフジチャーの墓 ・砲台跡 ・緑の館・セーフア ・管理用駐車場 等
C 周辺地域に位置する諸要素		
ア 斎場御嶽と密接な関係を有する諸要素	斎場御嶽の歴史の変遷と密接に関係し、一体的な保全により斎場御嶽の本質的価値の発揮に資するもので、適切な保全が求められるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・久手堅里道 ・久手堅集落（ボーザー石、當間殿、當間のヒヤー、當間ガー、久手堅の大アカギ等） ・安座真グスク ・旧船着場（マチガキドゥマイ） ・ウフグスク 等
イ 斎場御嶽と直接的な関係性のない諸要素	斎場御嶽の歴史の変遷と直接関係しないもので、周辺地域として相応しい景観の形成が求められるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・がんじゅう駅・南城 ・南城市地域物産館 ・土産物、飲食店等建造物 ・歩行者専用道路 ・特別養護老人ホーム ・国道 331 号 等
D 無形の要素		
斎場御嶽の歴史の変遷と密接に関連する伝承や信仰等の行為で、継続を阻害しないよう配慮が必要なもの。		<ul style="list-style-type: none"> ・久高島信仰 ・東御廻り ・安座真集落の拝み 等

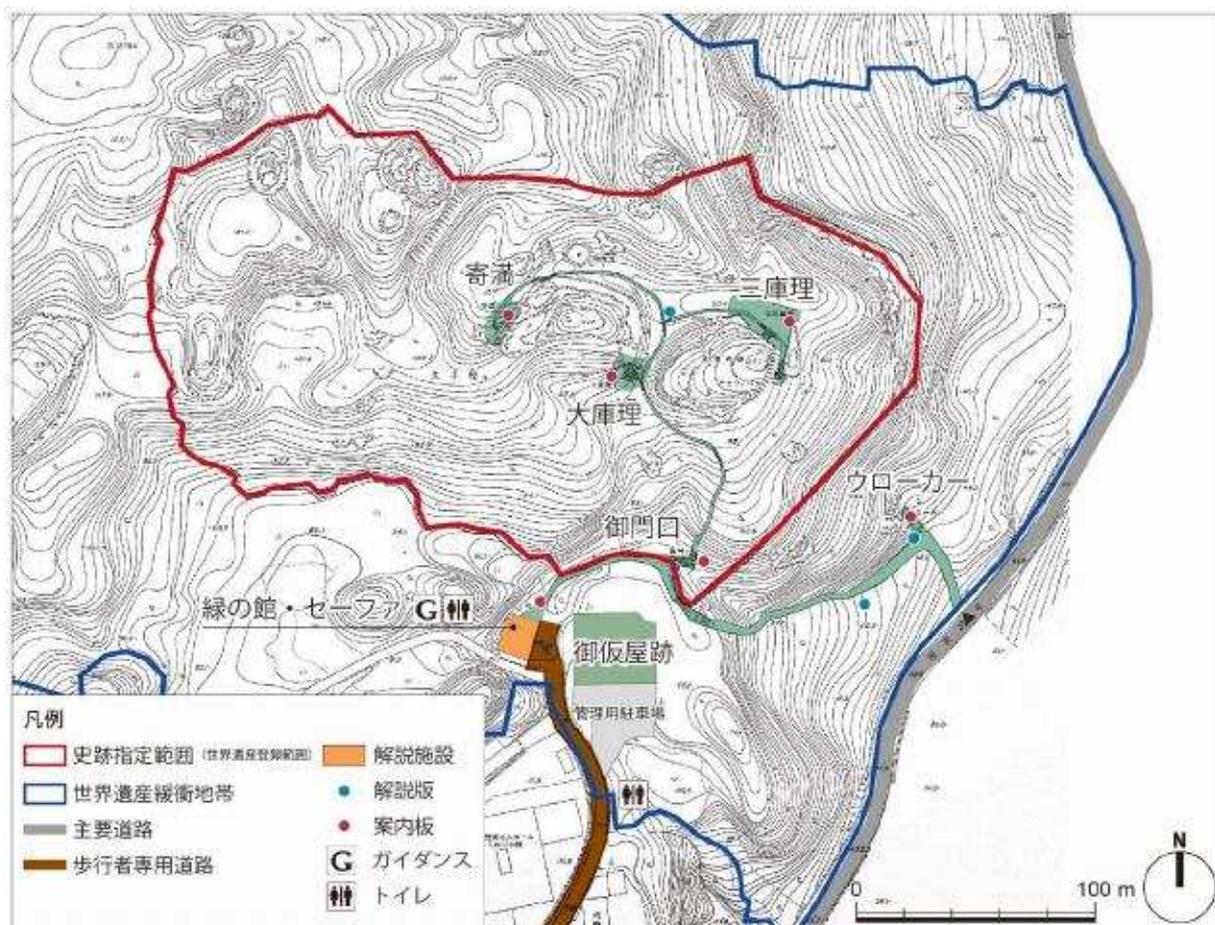


図3-1 齋場御嶽の保存管理と活用に関する主要要素（史跡指定範囲付近拡大図）

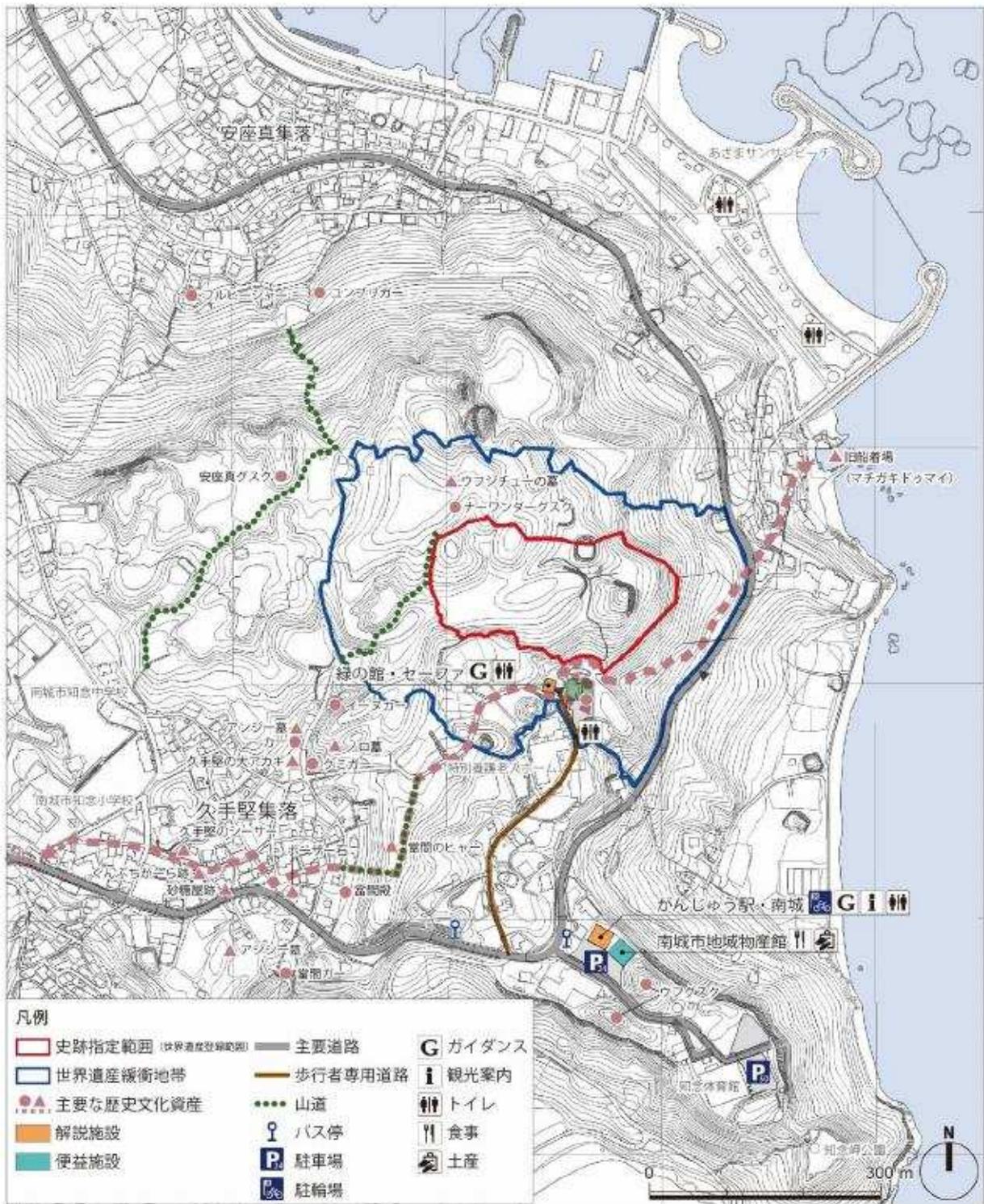


図3-2 斎場御嶽の保存管理と活用に関する主要要素（緩衝地帯及び周辺地域等広域図）

3. 斎場御嶽の保存管理・活用・整備の基本方針

斎場御嶽は、国指定史跡であるとともに世界遺産「琉球王国のグスク及び関連資産群」の構成資産の一つである。日本国民、特に斎場御嶽を有する南城市民は、斎場御嶽を世界に誇る人類の遺産として、その価値をより一層高め、将来の世代に継承していく責務を有している。

このことを踏まえ、目標・将来像を達成するための保存管理・活用・整備の基本方針を、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の包括的保存管理計画の理念³も踏まえ以下のように定める。

(1) 保存管理の基本方針

基本方針1: 琉球地方独自の自然観に基づく信仰形態を表す、自然環境と一体となった拝所を保存する。

- 斎場御嶽の信仰空間は、樹林、巨岩等の自然環境を基盤に、儀礼のための仮設的な性格を持つ拝所等が控えめにしつらえられることで構成されている。
このことを踏まえ、自然環境と拝所等のそれぞれの特性に応じた保存管理を行う。

基本方針2: 斎場御嶽周辺の自然環境を、斎場御嶽として一体的に保全する。

- 斎場御嶽周辺の丘陵地及び樹林は、指定地内と位置的、空間的に一体性を有しており、斎場御嶽の神聖な風致景観を形成している。
このことを踏まえ、斎場御嶽周辺に広がる丘陵地及び樹林についても、可能な限り指定地内の自然環境と同様に保全する。

基本方針3: 琉球王国時代の国家的祭祀、民間による東御廻りを伝える歴史文化資産を保全する。

- 琉球王国時代の国王の巡幸、聞得大君の御新下り、民間による東御廻りの聖地や旧道、旧舟着場(マチガキドゥマイ)といった史跡等の歴史文化資産が数多く伝えられている。
これらを積極的に保全する。

基本方針4: 本来の聖域の範囲の調査研究を推進し、必要に応じて追加指定を行う。

- 史跡指定範囲の周辺には、御仮屋跡、ウローカーやウフジチャーの墓、安座真グスク、ナーワンダーグスクなど、斎場御嶽の聖地としての形成、発展に関わる歴史文化資産が点在しており、本来聖域として認識されていた範囲は指定地外に広がると考えられる。
このことを踏まえ、斎場御嶽本来の聖域の範囲に関する調査研究を推進し、必要に応じて史跡指定範囲の追加指定を行う。

³ <世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の包括的保存管理計画の理念>

・世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を保存し活用することで、その顕著な普遍的価値を次世代へと確実に継承することを基本とする。
・また、本遺産が琉球地方の歴史文化の象徴的存在であるということを踏まえ、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」と、遺産の立地環境の特徴を表わす周辺地域の景観や関連性する歴史文化資源等とが一体となって表す本遺産の特質をも、適切に継承することを理念とする。

(2) 活用の基本方針

基本方針1:聖地としての風致の保全を第一義とし、信仰の継続を妨げないための来訪者管理を行う。

- 信仰の継続によって聖地として継承されてきたことは、斎場御嶽の本質的価値のひとつである。来訪者増加による物理的な劣化や風致の悪化に対し、ルールづくりを行い、適切な来訪者管理を強化する。

基本方針2:周辺の歴史文化資源との一体的な活用を行うことで、斎場御嶽の同時集中利用を分散するとともに、地域全体の活性化に寄与する。

- 斎場御嶽での来訪者管理の徹底が必要な一方で、地域づくり、特に文化・歴史教育、観光振興への貢献も望まれる。したがって、斎場周辺に分布する歴史文化資産との一体的な活用による来訪者を周辺に分散することで、斎場御嶽の同時集中利用等を防ぐとともに、地域全体の活性化につなげる。

基本方針3:斎場御嶽と密接に関連する文化財との連携ネットワークを構築する。

- 世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産、「琉球の国造り」や「東御廻り」の関連文化財群を構成する文化財として、関連する構成資産、文化財との連携ネットワークを構築する。

基本方針4:沖縄の精神文化を表徴する“生きた文化的景観”を持続的に活用するため、多様な主体と連携する。

- 沖縄の精神文化を表徴する“生きた文化的景観”を将来にわたって持続的に活用（ワイズユース）するために、行政、地域住民、関係団体が連携するとともに、日常的な管理のための人材や周辺環境も含めた来訪者に対するインタープリテーションの担い手の育成を図る。

(3) 保存のための整備、活用のための整備の基本方針

基本方針1:真実性を担保しつつ、自然現象による影響を低減するため必要な整備を行う。

- 雨水による表土流出等、自然現象による影響を低減するための整備（排水設備の適切な維持管理、改善等）を行うとともに、真実性を最大限尊重した参道の維持管理（海砂利または珊瑚パラスの散布等）を徹底する。

基本方針2:観光等人為による影響を防止するため必要な整備を行う。

- 無秩序な拝所への立ち入りや表出遺物の踏付け等、人為による影響を防止するための必要な整備（案内サイン、柵等）を行う。

基本方針3:神聖な空間の性格を尊重し、必要最低限の活用のための整備を行う。

- 聖域であることを踏まえ、活用のための整備は最低限とする。なお、各種サインや注意喚起サイン、安全性の確保のための施設（手すり、滑り止めシート、仮設階段等）は、聖地としての風致に十分配慮しつつ、危険個所に限定し、景観上影響の少ない色彩を用いるなどの配慮をしたうえで行う。

第4章 保存管理

本章では、保存管理の4つの基本方針「基本方針1：琉球地方独自の自然観に基づく信仰形態を表す、自然環境と一体となった拝所を保存する」、「基本方針2：斎場御嶽周辺の自然環境を、斎場御嶽として一体的に保全する」、「基本方針3：琉球王国時代の国家的祭祀、民間による東御廻りを伝える歴史文化資源を保全する」、「基本方針4：本来の聖域の範囲の調査研究を推進し、必要に応じて追加指定を行う」を踏まえ、斎場御嶽（史跡指定範囲）の保存管理方法及び、周辺環境（緩衝地帯及びその周辺）の保全方法を定める。

1. 保存管理の方向性

斎場御嶽（史跡指定範囲）は、御嶽としての特徴、環境整備、公開・活用状況等によって現況の取扱いが異なる。そこで、本計画では、斎場御嶽の史跡指定範囲を、「イビ（神域）ゾーン（大庫理、三庫理、寄満、チョウノハナ、シキヨダユルアマガスビー、アマダユルアシカヌビー、御門口及びこれらを結ぶ参道並びに隣接する樹林）」、「樹林ゾーン（イビゾーンを除く樹林）」の2地区に区分し、保存管理の方向性及び方法を定める。

また、今後、斎場御嶽のより良い周辺環境を保全・形成し、史跡の本質的価値を高める活用・整備等を目指すことを踏まえると、史跡指定範囲の周辺、特に斎場御嶽と強い立地上の関係性や歴史的文化的連続性を有すると考えられる範囲については、斎場御嶽と一体的な保全を図ることが求められる。そこで、史跡指定範囲の周辺については、御仮屋跡やウローカー等、斎場御嶽の本質的価値と密接な関わりのある歴史文化資産が集積する「世界遺産緩衝地帯」、その他の周辺一帯（南城市歴史文化基本構想に基づく斎場御嶽周辺保存活用区域及び安座真集落、旧船着場（マチガキドゥマイ）、がんじゅう駅・南城）を「周辺地域」として区分し、各地区についての保全の方向性及び方法の提言を行うこととする。

保存管理の地区区分を図4-1、4-2に、各地区の保存管理の方向性等は、表4-1に示した。

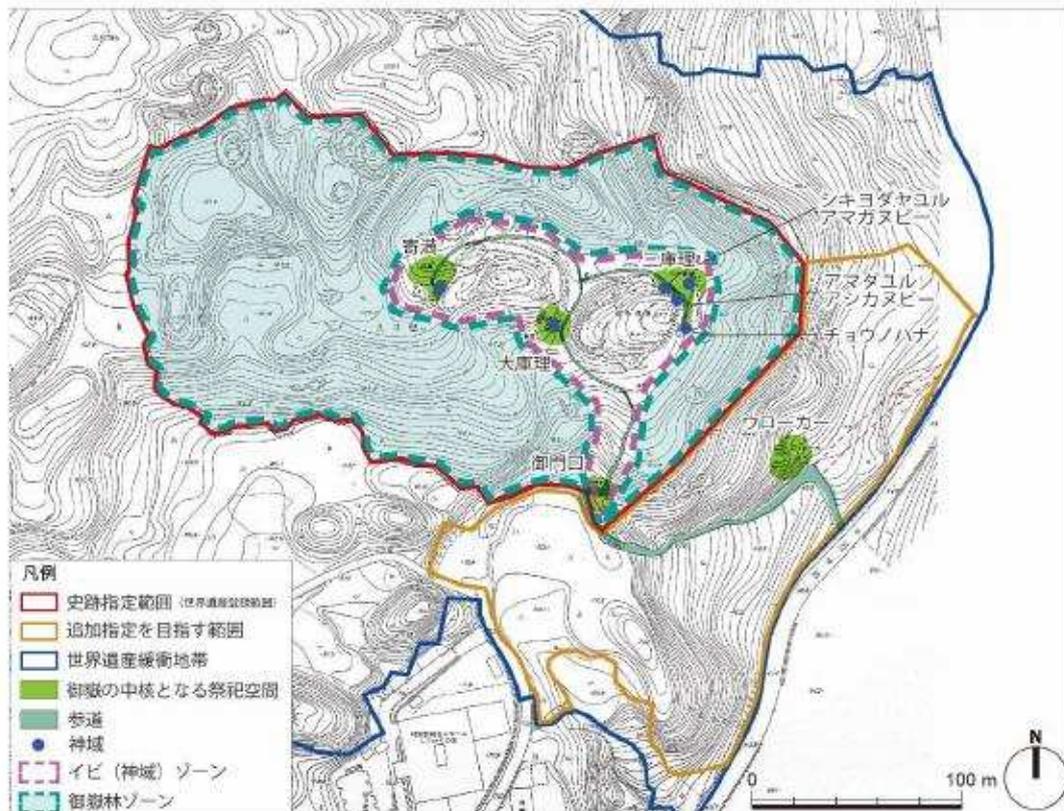


図4-1 保存管理の地区区分（史跡指定範囲付近拡大図）

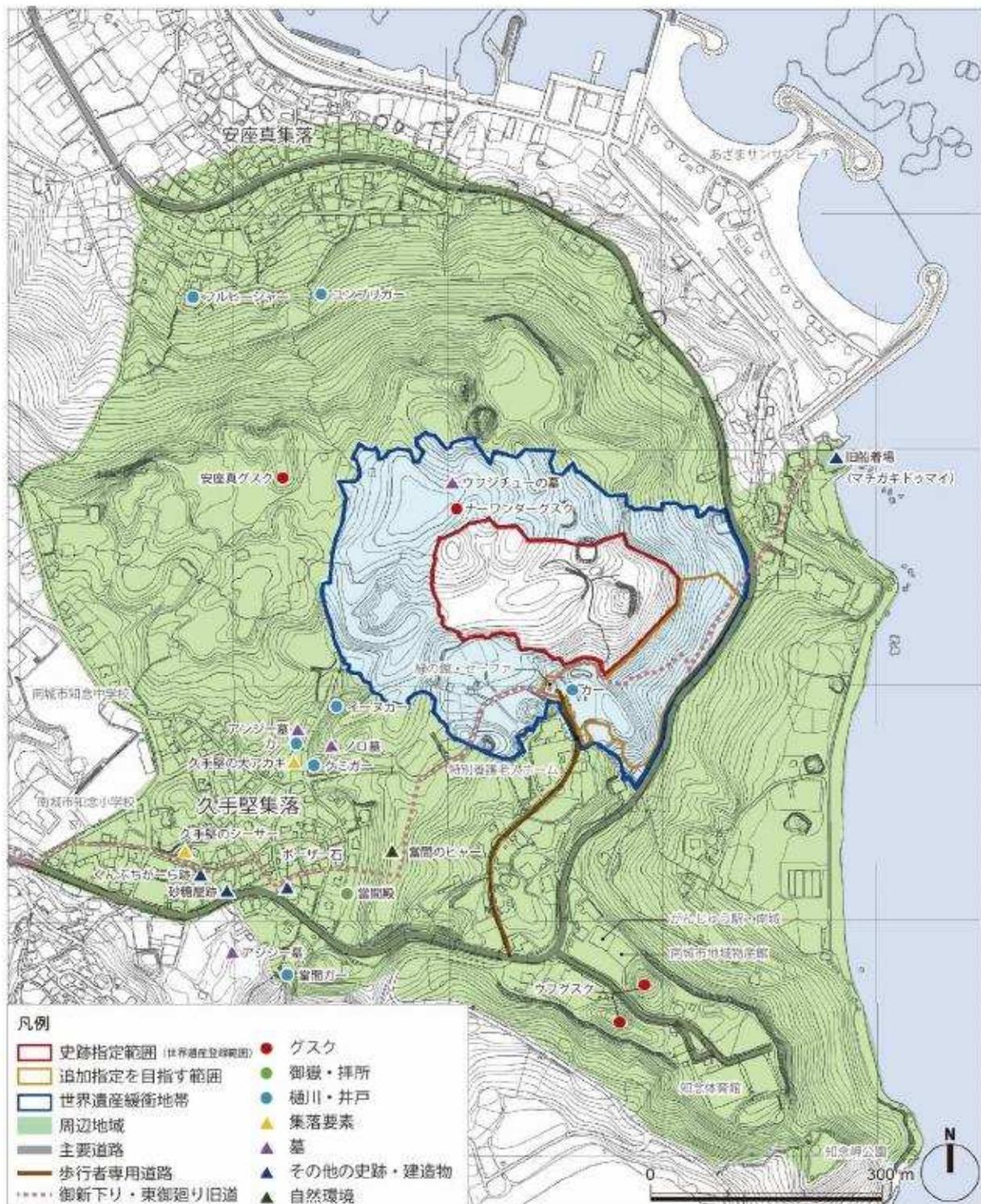


図4-2 保存管理の地区区分（緩衝地帯及び周辺地域等広域図）

表 4-1 保存管理の地区区分と保存管理の方向性

地区区分	範囲	保存管理に係る特徴	保存管理の方向性 ／保全の方向性	
史跡指定範囲	イビ（神域）ゾーン 【保存の基本方針 1】	御門口、大庫理、三庫理、寄満及びこれらをつなぐ参道	<ul style="list-style-type: none"> ・信仰の対象、祈りの場として齋場御嶽の中核をなす「イビ（神域）」が位置する。 ・概ねの全体像が明らかになっており、主要な遺構について復元、遺構表示等が行われている。 ・現在でも地域住民のみならず、広く県民の祈りの場として利用されている。 ・御門口から久高島への眺望は、ニライカナイ伝説を想起させる景観である。 ・全範囲が公有化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・齋場御嶽の中核として、本質的価値を構成する要素を確実に保存する。 ・遺構の毀損、衰亡が確認される箇所については、各種調査に基づき復旧を行う。 ・信仰の場としての利用や伝承に考慮しつつ、科学的知見に基づき整備を行う。
	御嶽林ゾーン 【保存の基本方針 2】	イビ（神域）ゾーン以外の史跡指定範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全域が樹林で覆われており、様々な形態の岩石群が聖地としての神聖な風致景観を形成している。 ・全範囲が公有化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・齋場御嶽の基盤として、遺構と一体となった地形、植生の保全を行う。 ・往時の動線や重要な遺構等の存在する可能性が高い箇所については、各種調査・研究を推進する。 ・遺構調査等から、齋場御嶽に相応しくない樹木等については、撤去する。 <p>（原則として平成 14 年の整備事業報告書にまとめられた保護策を踏襲するが、改めて植生調査・植物相調査を行った上で、植生・植物管理を適切に行う）</p>
史跡指定範囲外	世界遺産緩衝地帯 【保存の基本方針 3, 4】	齋場御嶽の本質的価値と密接な関わりのある資源が集積する範囲（世界遺産の緩衝地帯）	<ul style="list-style-type: none"> ・琉球王国時代、齋場御嶽へ至る参道として使われたと考えられる参道やウローカー、御新下りの祭事等の場であった御仮屋跡や久手堅里道、ナーワンダーグスク等が位置する。 ・一部（ウローカーや御仮屋跡等）が公有地化されているが、ほとんどは民有地である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・齋場御嶽の本質的価値に影響を与える開発行為を回避する。 ・齋場御嶽と密接な関係を有する歴史文化資源の保全を図る。 ・ウローカーや御仮屋跡等（管理駐車場、緑の館・セーファを含む）については、史跡指定の追加指定を進める。 ・齋場御嶽と密接に関わるナーワンダーグスクへの道は、科学的知見に基づき復旧、整備を検討する。

	地区区分	範囲	保存管理に係る特徴	保存管理の方向性 ／保全の方向性
史跡指定範囲外	<p>周辺地域 【保存の基本方針2、3】</p>	<p>周辺一帯 (南城市歴史文化基本構想に基づく齋場御嶽周辺保存活用区域及び安座真集落、旧船着場(マチガキドゥマイ)、がんじゅう駅・南城、知念岬等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・久手堅集落は、廃藩置県後、齋場御嶽を所有していた集落であり、知念村に所有が移って以降もノロ家を主体に管理を行ってきた。また、久手堅集落と齋場御嶽を結ぶ「久手堅里道」は、「御新下り」のルートでもあり、齋場御嶽とは深い関わりを持った集落である。 ・安座真集落は、現在でも御門口での拝みが残る集落である。 ・東御廻り時に使われたと考えられる船着場(マチガキドゥマイ)があったとされる。 ・がんじゅう駅・南城及び知念岬公園からは、齋場御嶽と久高島が同時に眺望できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住時の齋場御嶽をとりまく環境や人々の暮らしとの関わりを今に伝える要素が現存するとともに、歴史を想起させる景観や眺望が得られる周辺環境として、齋場御嶽と一体的な保全、整備を図る。 ・特に、御門口から久高島への眺望等の保全、低減等を図るため、阻害要因となる可能性が高い開発行為は抑制する。 ・齋場御嶽へのアプローチ空間は、神聖な風致景観との調和に配慮した景観形成に務める。

2. 史跡指定範囲の保存管理の方法

(1) 保存管理の方法

①保存管理の方法の設定の考え方

史跡の本質的価値を構成する要素の保存管理の方法は、『史跡等整備のてびき』（史跡等整備の在り方に関する調査研究会、平成16年）によると「維持管理」「防災」「遺構保存」「修復」の4つに分類される。

また、いまだ全貌が解明されていない遺構も存在するため、それらの全貌把握のための調査研究も望まれる。特に、本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素については、その効果を発揮させるための維持管理及びより効果的かつ遺構や景観への影響が少ない手法への改善が求められる。加えて、保存管理上支障となる要素については、長期的な視野を持ちつつ、可能となった時点で必要に応じて撤去を行うことが望ましい。

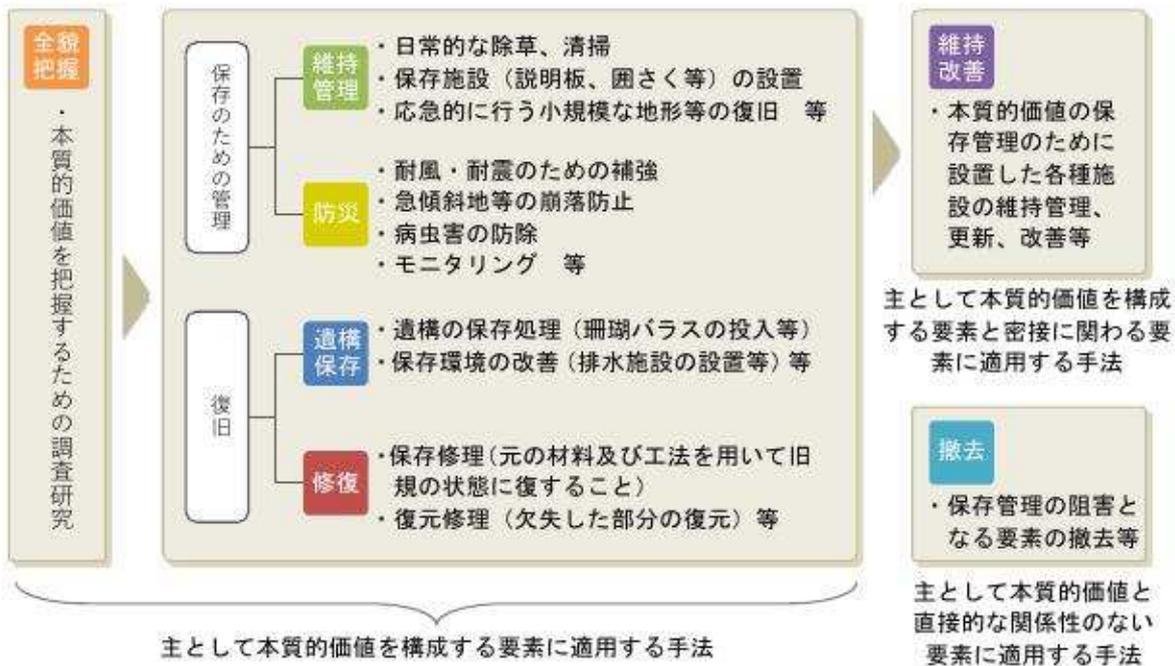


図4-3 保存管理の方法の分類（『史跡等整備の手引き』を参考に作成）

②保存管理の方法

【イビ（神域）ゾーン】

要素		保存管理の方法
ア 本質的価値を構成する諸要素	①地上に表出している要素	<p>維持管理 保存状況の悪化が見られないよう維持管理、経過観察を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経過観察により毀損、劣化が確認された場合は、保存処理等の適切な保存措置を講じる。 ウナ一部面が雨水等によりエロージョンが発生した場合は、珊瑚バラス（海砂利）等により適切に復旧を行う。 沖縄県最高の聖地としての環境整備の在り方を継続的に検討する。 日常管理の方法やレベルにバラツキが生じないように、管理マニュアルに従った適切な管理を行う。
	参道	<p>維持管理 保存状況の悪化が見られないよう維持管理、経過観察を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経過観察により、毀損、劣化が確認された場合は、保存処理や盛土等の適切な保存措置を講じる。 雨水等によるエロージョンが生じた場合は、可能な限り珊瑚バラス（海砂利）による復旧を行う。 日常管理の方法やレベルにバラツキが生じないように、管理マニュアルに従った適切な管理を行う。
	②地下に埋蔵されている要素	<p>維持管理 調査研究等の成果を踏まえ、適切な厚さの保護層の維持を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査によって取り上げられた場合は、必要に応じて保存処理等を行い、保管する。
③自然的要素	<p>防災 経過観察を行い、崩落防止、倒木・枯損防止等の保存措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備を実施する場合は、景観に与える影響を十分に考慮し、周辺と調和した工法を採用する。 	

	要素	保存管理の方法	
イ 本質的価値を構成する要素と密接に関わる諸要素	①解説のための要素	復元遺構 ・御門口石垣部 ・大庫理基壇 ・シキヨダユルアマガヌビー、アマダユルアシカヌビーの台石及び壺 ・貴婦人お休み処基壇周囲 ・三庫理配水遺構	維持管理 保存状況の悪化が見られないよう維持管理、経過観察を行う。 ・経過観察により毀損、劣化が確認された場合は、保存処理等の適切な保存措置を講じる。 ・ウナ一部分が雨水等によりエロージョンが発生した場合は、珊瑚バラス（海砂利）等により適切に復旧を行う。 ・沖縄県最高の聖地としての環境整備の在り方を継続的に検討する。 ・日常管理の方法やレベルにバラツキが生じないように、管理マニュアルに従った適切な管理を行う。
		遺構表示解説ツール （案内板、名称板、解説板）	維持改善 本質的価値の解説の観点から、適切な維持管理、改善を行う。 ・修理、更新等が必要となった場合は、解説内容の情報更新の必要性、より効果的な配置等の検討を行った上で実施する。 ・上記整備の実施の際は、遺構、遺物に影響を与えない工法、景観に配慮した規模、意匠を採用する。
	②保存のための施設・設備	雨水処理施設 （開渠、暗渠、集水樹等）	維持改善 参道（石畳道等）や地下遺構の保存の観点から、適切な維持管理、改善を行う。 ・更新等が必要となった場合は、より遺構への影響を抑える工法の検討を行った上で実施する。
		御門口仮設階段	維持改善 石階段の保存の観点から、当面は適切な維持管理、改善を行う。 ・更新等が必要となった場合は、より遺構への影響を抑える工法、景観と調和する規模、意匠の検討を行った上で実施する。 ・石階段の保存環境が改善された場合は、撤去等を含めた取扱いの検討を行う。
	③来訪者の安全・快適性のための施設・設備	法面保護ネット	維持改善 表土流出の抑制、法面の安定、良好な景観の形成の観点から、適切な維持管理、改善を行う。 ・毀損等が確認された場合は、適切に修復を行う。
		手摺	維持改善 来訪者の安全確保の観点から、適切な維持管理、改善を行う。 ・修理、更新等が必要となった場合は、適切に修復を行う。

要素		保存管理の方法
ウ 本質的価値と直接的な関係性のない諸要素	艦砲穴 寄溝のクスノキ 赤瓦葺建物基礎	<p>維持管理 保存状況の悪化が見られないよう維持管理、経過観察を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経過観察により堆砂、枯損、摩耗等が確認された場合は、浚渫、保存処理等の適切な保存措置を講じる。
	土器、白磁、獣魚骨等の埋蔵物	<p>維持管理 調査研究等の成果を踏まえ、適切な厚さの保護層の維持を継続する。</p> <p>発掘調査によって取り上げられた場合は、必要に応じて保存処理等を行い、保管する。</p>
	その他の樹林	<p>維持改善 遺構の保存の観点から、段階的な伐採、除根等を行うことを基本に、適切な緑量を保つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地形保護の観点から、現状維持を基本とする。 伐採、除根を実施する場合は、傾斜地の崩壊等の危険性についても十分に考慮し、段階的な間伐を行う等遺構への影響を確認しつつ実施する。 動物分布調査等の成果を踏まえ、動物の生息環境保全の観点から維持管理を行う。

【御嶽林ゾーン】

要素		保存管理の方法
ア 本質的価値を構成する諸要素	②地下に埋蔵されている要素 遺構 遺物	<p>全貌把握 発掘調査等の調査研究を実施し、全体像の把握を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査によって取り上げられた場合は、必要に応じて保存処理等を行い、保管する。
	③自然的要素 石灰岩台地 植物（御嶽林、樹木）	<p>防災 経過観察を行い、崩落防止、倒木・枯損防止等の保存措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備を実施する場合は、景観に与える影響を十分に考慮し、周辺と調和した工法を採用する。
ウ 本質的価値と直接的な関係性のない諸要素	その他の樹林	<p>維持改善 遺構の保存の観点から、段階的な伐採、除根等を行うことを基本に、適切な緑量を保つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地形保護の観点から、現状維持を基本とする。 伐採、除根を実施する場合は、傾斜地の崩壊等の危険性についても十分に考慮し、段階的な間伐を行う等遺構への影響を確認しつつ実施する。 動物分布調査等の成果を踏まえ、動物の生息環境保全の観点から維持管理を行う。

(2) 現状変更等の取扱方針

文化財保護法第 125 条の規定により、国指定の史跡において、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を行おうとする際は、文化庁長官の許可を受けなければならない。文化財保護法及び同法施行令に記載されている現状変更等の内容は表 4-2 のとおりである。

また、現状変更等を行うにあたっては、史跡の本質的価値等を十分に踏まえたうえで検討、実施しなければならない。事業主体者は、事前に南城市教育委員会に相談し、必要に応じて文化庁、沖縄県と協議を行うこととする。

表 4-2 現状変更等の内容と許可権限

根拠法令と現状変更に係る行為	許可権限を有するもの	現状変更等の取扱基準
1. 文化財保護法 第 125 条（現状変更等の制限及び原状回復の命令） i) 下記 2 及び 3 以外で、史跡等の保存に影響を及ぼす行為	文化庁長官	→ p.115 現状変更等の許可が必要な行為を参照
2. 文化財保護法施行令 第 5 条 第 4 項 i) 小規模建築物 ⁴ で 2 年以内の期限を限って設置されるものの新築、増築、または改築 ii) 小規模建築物の新築、増築又は改築であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの iii) 工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修 ⁵ 又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） iv) 文化財保護法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設 ⁶ の設置、改修又は除却 v) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 vi) 建築物等の除却 ⁷ vii) 木竹の伐採（危険防止のための必要な伐採に限る）	南城市教育委員会	—
3. 文化財保護法第 125 条 i) 維持の措置 ii) 非常災害のために必要な応急措置 iii) 保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微なもの	許可が不要	→ p.116 現状変更等の許可を必要としない行為を参照

⁴ 階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m²以下のもの

⁵ 改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。

⁶ 史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設

⁷ 除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。

(3) 現状変更等の取扱基準

① 現状変更等を認めない行為

史跡指定範囲において行う下記の行為は現状変更を認めない。

- ・ 史跡の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある行為
- ・ 史跡の本質的価値、景観又は眺望を著しく減じると認められる行為
- ・ 石碑、記念碑、歌碑等の建立（史跡指定を示す標識は除く）
- ・ 本計画に定められた基準に反する行為

なお、斎場御嶽は、現在も県民の信仰の場としての機能が継続していることを踏まえ、信仰上日常的に実施する維持管理行為は認める。しかし、拝所の移動や祠の新設等、斎場御嶽の本質的価値を構成する要素の毀損や、歴史的変遷の理解を妨げる改変行為については認めない。上記の行為が実施された場合、原状回復を行う。

② 文化庁長官による現状変更等の許可が必要な行為

下記のア～ケに該当する行為に対しては、文化庁長官による現状変更の許可が必要である。各行為の取扱基準は以下のとおりである。

また、現状変更等を認める場合には、事前の発掘調査（史跡の保存に影響を及ぼさない軽易な建築物、工作物等の場合は立合い等）を行い、重要な遺構が確認された場合にはその保存を図る。

ア. 地形の変更

- ・ 原則として認めない。
- ・ 遺構の復元や復旧を目的とした変更は、方法等について十分に検討したものについて認める。

イ. 建築物の新築、増築、改築、移転又は除去

- ・ 新築、増築、改築、又は史跡指定範囲内での移転は原則として認めない。
- ・ 除去は、遺構への影響を検討した上で認める。

ウ. 道路の新設、移転等

- ・ 道路の新設、史跡指定範囲内での移転、拡幅、土地の形状変更を伴う改修は、原則として認めない。
- ・ 色彩の変更は、遺構、景観及び眺望に与える影響を十分に検討し軽減したものについて認める。
- ・ 除去は、遺構への影響を検討した上で認める。

エ. 地下埋設物の新設、移転等

- ・ 地下埋設物の新設、史跡指定範囲内での移転、土地の形状変更を伴う改修は、原則として認めない。ただし、斎場御嶽の本質的価値を保存するために必要な施設（参道等の表土流亡防止のための配水施設等）や史跡指定範囲外での設置では意義を失うものについては、遺構に与える影響に応じて判断をする。
- ・ 除去は、遺構への影響を検討した上で認める。

オ. 防災上必要な施設の設置・改修

- ・ 人命・財産の安全にかかわる施設の設置、改修については、史跡指定範囲以外での設置では意義を失うものについては、遺構、景観及び眺望に与える影響を十分に検討し軽減したものについて認める。

カ. 発掘調査等

- ・斎場御嶽の全貌を明らかにするための発掘調査や、遺構の保存状況等の把握にかかる調査等の実施は、明確な目的および適切な範囲において行うものについて認める。

キ. 保存管理のための整備

- ・学術調査の成果を踏まえた遺構の復旧・修理、保存のための施設・設備の設置等は、方法等について十分に検討をしたものについて認める。

ク. 公開活用のための整備

- ・既存の施設・設備等を維持管理する行為は認める。
- ・復元構造物、遺構表示、解説ツール、園路といった、解説のための施設・設備の新設については、設置の目的及び必要性を明確にし、設置場所や遺構、景観および眺望に与える影響、設置後の維持管理主体、方法等を十分に検討したものについて認める。

ケ. 樹木の伐採、抜根、植樹

- ・原則として認めない。
- ・遺構に影響を及ぼす樹木、景観の阻害となる樹木等の伐採、抜根等は、傾斜地の崩壊等の危険性、遺構への影響を確認したものについて認める。
- ・植樹は、原則として認めない。ただし法面保護や史跡の本質的価値の保全、遺構の復元や復旧を目的としたものについては、方法や樹種を十分に検討したものについて認める。

③ 現状変更等の許可を必要としない行為

ア. 維持の措置

文化財保護委員会規則第10号（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝と天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則）第4条に規定される「維持の措置」の範囲は下記のとおりである。

- ・史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき。
- ・史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、毀損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき
- ・史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

イ. 非常災害等のために必要な応急的措置

- ・現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される窮迫の事態において執られる応急的措置
- ・事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為

ウ. 保存に及ぼす行為が軽微である場合

- ・道路、工作物等行為の対象の形状、色彩等原状を変えない行為で、かつ次のいずれかに該当する行為
 - (i) 舗装の維持修復工事（ただし、路盤（砕石）、擁壁等の基礎等そのものを改築する行為を除く）
 - (ii) 未舗装道路の維持補修工事（ただし、土地の形状の変更を伴うものを除く）
 - (iii) 水路および地下に埋設された管路にあっては、その内空で行われる維持管理行為
 - (iv) 未整備の水路の維持補修工事。ただし、土地の形状の変更を伴うものを除く。
 - (v) 上記の他、道路管理者・交通管理者等が地上及び舗装において実施する工作物の補修等の通常の維持管理行為
- ・植生の維持管理行為（剪定、枝払い、下草刈り、病害虫の防除措置等維持管理行為等〔抜根を除く〕で、土地の形状の変更を伴わないもの）
- ・工作物の損壊等を復旧するまでの間に応急的に行われる措置（土地の形状の変更を伴わないもの）

(4) 追加指定

世界遺産緩衝地帯については、史跡指定範囲への追加指定を検討する。

ウローカー及び参道については、調査研究の成果に基づき、史跡指定範囲への早期の追加指定を行う。

御飯屋跡（緑の館・セーフア並びに管理用駐車場を含む）についても、斎場御嶽の本質的価値を構成する重要な範囲であることから、調査研究を継続し、その成果に基づき史跡指定範囲への追加指定に向けた取り組みを推進する。

3. 周辺環境の保全方法

(1) 世界遺産緩衝地帯の保全方法

要素		保全方法
ア 齋場御嶽と密接な関係を有する諸要素	・ ウローカー及び参道 ・ 御仮屋跡	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウローカー及び参道については、調査研究の成果に基づき、史跡指定範囲への早期の追加指定に向けた取り組みを推進する。 ・ 追加指定の実現までの間は、既存の法規制（都市計画法風致地区等）や世界遺産緩衝地帯の理念等に基づき、保全に努める。 ・ 御仮屋跡については、休憩スペースとして整備されているが、調査研究を継続し、往時の姿への復元と史跡指定範囲への追加指定を目指す。
	・ ナーワンダーグスク ・ ウフジチューの墓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 齋場御嶽の歴史に関連のある要素として保全を図るとともに、齋場御嶽との一体的な活用を推進する。 ・ 必要に応じて、所有者の協力のもと調査・研究を行い、その成果によっては、県もしくは市指定文化財への指定、歴史文化資源の保存と活用を計画的に推進するための構想・計画の策定等を検討する。
	・ 久手堅里道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御新下りのルートであり、また、かつての久手堅集落との密接な関連のある要素として保全を図るとともに、齋場御嶽との一体的な活用を推進する。
	・ 地形・樹林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の法規制（都市計画法風致地区等）や世界遺産緩衝地帯の理念等に基づき、保全に努める。 ・ 齋場御嶽を取り巻く緑のベルトとして、地形的・植生的な連続性の保全を図る。
イ 齋場御嶽と直接的な関係性のない諸要素	・ 緑の館・セーフア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の拠点となる施設として、当面の間はガイダンス機能の充実を図るが、将来的にはがんじゅう駅・南城に機能移管を目指す。 ・ 建築物としての耐用年数が経過した時点、あるいはがんじゅう駅・南城に機能移管が完了した段階で撤去し、往時の姿に復元の上、史跡指定範囲への追加指定を目指す。
	・ 管理用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間は緊急用車両、維持管理用車両の駐車場として利用する。 ・ 運用実績を踏まえて適宜規模の見直しを行う。 ・ 調査研究を継続し、利用者の安全管理及び史跡の維持管理に最小限必要な範囲を除き往時の姿への復元と史跡指定範囲への追加指定を目指す。
	・ 砲台跡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦争遺跡として重要な要素であり、戦争遺跡指定に向けた取り組みを推進する。

(2) 周辺地域の保全方法

要素		保全方法
イ 齋場御嶽と直接的な 関係性のない諸要素	・ がんじゅう駅・南城	・ がんじゅう駅・南城は、緑の館の機能を移管し、来訪者の利用拠点となる施設として、ガイダンス機能、遺物等の展示機能の充実を図る。
	・ 南城市地域物産館	・ 改修等を行う際は、関係部局との連携のもと、景観及び眺望に与える影響を十分に検討し、齋場御嶽への玄関口として相応しい整備を行う。
	・ 特別養護老人ホーム、土産物、飲食店等建造物	・ 齋場御嶽を訪れる来訪者の玄関口にあたり、いわば「齋場御嶽の門前町」ともいえることから、所有者や事業者の理解と協力のもと「門前町」として相応しい景観形成（形態、意匠、色彩等）に取り組む。

第5章 活用

本章では、活用の4つの基本方針「基本方針1：聖地としての風致の保全を第一義とし、信仰の継続を妨げないための来訪者管理を行う」、「基本方針2：周辺の歴史文化資産との一体的な活用を行うことで、斎場御嶽の同時集中利用を分散するとともに、地域全体の活性化に寄与する」、「基本方針3：斎場御嶽と密接に関連する文化財との連携ネットワークを構築する」、「基本方針4：沖縄の精神文化を表徴する“生きた文化的景観”を持続的に活用するため、多様な主体と連携する」を踏まえ、活用の方法を示す。

1. 活用の方向性

斎場御嶽は、国指定史跡、世界遺産であるとともに、南城市における重要な観光拠点である。このため、斎場御嶽の本質的価値の保存を大前提とした持続的な活用を図る必要がある。

また、今後、斎場御嶽の本質的価値をさらに高める活用を目指すことを踏まえると、史跡指定範囲の周辺、特に斎場御嶽と強い立地上の関係性や歴史的文化的連続性を有すると考えられる範囲についても、斎場御嶽と一体的な活用を図ることが求められる。

2. 活用の方法

(1) 活用の基本方針1に関する方法

方法案①：繁忙期における総量的な入場者数のコントロール

- ・現状では、一日平均約1,100人が訪れるが、ゴールデンウィークや年末年始には、その倍近い一日平均約2,150人が訪れている。このため、来訪者が集中する時期においては一般来訪者の総量的な入場者数管理を行う。

方法案②：拝所の立ち入り制限

- ・大庫理、寄満、三庫理等、“祈りの場”として多くの祈り人が礼拝する斎場御嶽の重要な拝所の核心部分については、一般観光客の立ち入りを制限する。特に、三庫理は、観光情報紙やホームページ等でも広く紹介されており、最も有名かつ人気の高い拝所として、多くの観光客が訪れることから、礼拝者の祈りが妨げられることが問題となっている。このため、他の拝所と同様に核心部分（三角岩より先の拝所（サングーイ、チョウノハナ））への立入りは禁止する。なお、教育目的等一定の利用に関しては、予約制やガイド同伴の義務付け等の立入り制限を行う。

方法案③：利用ルール・マナーの周知の徹底

- ・現在、一般の来訪者は緑の館・セーファにおいて、利用ルールやマナーに関するビデオを各自鑑賞後入城することとなっているが任意であり、適正な利用を促進するためには必ずしも十分とはいえない。このため、来訪者に対して入城前の利用ルールやマナーの周知を徹底する。
- ・将来的には、要件を整えた上で、ガイダンス施設（がんにゅう駅・南城）において利用ルール・マナーに関するレクチャーを受けた上で入場する仕組み等を構築する。

(3) 活用の基本方針 3 に関する方法

方法案①:世界遺産の構成資産としての活用

- 平成 24 年度に策定された「世界遺産『琉球王国のグスク及び関連遺産群』包括的保存管理計画」では、観光客等が、世界遺産をより楽しく、親しみ、学ぶことができるように、世界遺産のストーリーを活かしたモデルコースとして、「三山時代から統一王朝へ」を辿るコース:14 世紀後半の琉球三山時代後半から、15 世紀中頃の琉球王国統一までの歴史的な変遷を辿るストーリー。」

と「第二尚氏による琉球王国の誕生と琉球文化の成熟を辿るコース:1469 年の政変勃発により誕生した第二尚氏による琉球王国で成熟化された交流、信仰等の琉球文化を辿るストーリー。」の 2 案が提案されている。斎場御嶽では、“琉球王国で成熟化された信仰”をメインテーマとして首里城跡、識名園との連携を図り、「第二尚氏による琉球王国の誕生と琉球文化の成熟を辿るコース」の一部としての活用を推進する。



図 5-2 観光モデルコースの設定イメージ
(『包括的保存管理計画』より抜粋) に加筆

方法案②:「琉球の国造り」、「東御廻り」の関連文化財群との連携

- 斎場御嶽とともに「琉球開びやく神話」や「東御廻り」と縁が深い関連文化財群を巡る広域的なモデルコースの設定や「東御廻り」や「御新下り」の再現イベントを開催する。
- 「琉球の国造り」、「東御廻り」の関連文化財群と斎場御嶽との関連をまとめたリーフレットやホームページ等を作成し、その歴史的・文化的価値等の情報発信・普及啓発を行う。

(4) 活用の基本方針4に関する方法

方法案①:地域住民への齋場御嶽の価値の普及啓発

- ・ 国指定史跡や世界遺産としての価値や、基礎情報（関連する歴史文化資産、自然環境、利用ルール等）、保護や活用の取り組み、関係団体連絡先等、齋場御嶽の保存管理と活用に関する必要事項を掲載した手引き書等を作成し、特に周辺の歴史文化資産（指定文化財含む）の所有者や隣接地の住民に対して、齋場御嶽の価値の周知を図る。

方法案②:地域住民を中心とした集落ガイドの育成

- ・ 久手堅集落や安座真集落など、齋場御嶽の周辺集落の住民と「南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会」、「南城市観光協会」等との連携を図り、それぞれの集落と齋場御嶽の関連等を解説する集落ガイドを育成する。

方法案③:齋場御嶽保全・活用・管理協議会(仮称)の設立

- ・ 現在、齋場御嶽の保全・活用・管理に関しては、南城市の関連部署をはじめとして、観光協会や南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会、守り人等様々な関係者が連携して行っている。この連携を更に強化するとともに、地域住民や専門家も構成員とする「齋場御嶽保全・活用・管理協議会(仮称)」を設立し、齋場御嶽の保全のみならず、周辺環境も含めた持続的な活用や維持管理に関する取り組みを推進する。

第6章 整備

本章では、保存のための整備・活用のための整備の3つの基本方針「基本方針1：真実性を担保しつつ、自然現象による影響を低減するため必要な整備を行う」、「基本方針2：観光等人為による影響を防止するため必要な整備を行う」、「基本方針3：神聖な空間の性格を尊重し、必要最低限の活用のための整備を行う」を踏まえ、整備にあたっての基本的な考え方と整備の内容を示す。なお、具体的・詳細な整備内容・方法等については、整備基本計画を策定し定めることとする。

1. 整備の方向性

斎場御嶽の整備にあたっては、斎場御嶽の本質的価値の保存及び世界遺産としての顕著な普遍的価値の保存、“祈りの場”としての神聖な空間の保護を第一義に、適切な活用のための整備を図る必要がある。

2. 整備にあたっての基本的な考え方と整備の内容

(1) 保存整備に関する基本的な考え方と整備の内容

【基本的な考え方】：斎場御嶽の歴史的・文化的価値等を確実に保護・継承する

(保存のための整備・活用のための整備の基本方針：1, 2)

- ・ 国指定史跡であり、世界遺産の構成資産である斎場御嶽の毀損を防ぎ、歴史的・文化的価値等、斎場御嶽の価値を後世にわたって永続的に保護・継承するため、学術調査等から得られた科学的知見に基づく真実性の確保に留意しながら、必要な保存整備を行う。
- ・ “祈り場”として継承されており、人々の信仰の場（聖地）として、適切な保存整備を行う。
- ・ 斎場御嶽と密接な関わり有する周辺の歴史文化的資産についても、斎場御嶽の歴史的・文化的価値を形成する重要な役割を担うことから、適切な保存整備を行う。

【基本的な考え方に関する整備の内容】

- ・ 往時の姿を復元するために、参道やウナー部に海砂利（または珊瑚パラス）による被覆を行う。
- ・ 表土流出を低減するための整備（例：排水設備の適切な維持管理と改修等）を行う。
- ・ 観光客による拝所への立ち入りや表出遺物の踏みつけ等を防止するための整備（例：多言語表示やピクトグラムを活用した適切なデザイン・大きさのサインの効果的配置等）を行う。
- ・ 特に立ち入り制限を行う拝所については、侵入防止対策を検討する。
- ・ 御嶽林については、平成14年の整備事業報告書においてまとめられた保護策を適切に実施する。ただし、明らかに遺構等を損なう恐れのある樹木については、撤去等適切な対応を図る。

【平成14年の整備事業報告書においてまとめられた保護策】

1. 御嶽林とそれに囲まれた拝所の空間との境界を明確にする。
2. 御嶽林には一切手を加えず、自然の回復を待つ。御嶽林の中の植栽樹も外来種であっても伐らずに、元来の植生への自然な回復を待つ。
3. 御嶽林への入林を制限する。
4. 拝所の空間が守られるよう、除草などを行って積極的に管理する。
5. 拝所前の広場の植栽は、モクマオウなど外来種でも伐らずに元の植生への自然な回復を待つ。ただし、広場の空間を維持するのに障害となる場合は伐採する。
6. 拝所や拝所前の広場に帰化植物が入り込まないようにサンゴパラス（サンゴ砂）を敷くなどの処置をする。
7. やむを得ず植栽する場合は、御嶽内あるいは周辺で育苗したものを植え、自然個体群の遺伝子組成を損なわないよう十分に配慮する。

- ・ 齋場御嶽と密接な関わり有する周辺の歴史文化的資産については、学術的調査を進めるとともに、必要に応じて文化財指定を行うなどの保護措置を講じる。

(2) 活用整備に関する基本的な考え方と整備の内容

【基本的な考え方】：地域振興の拠点資源として公開と活用を適切に行う

(保存のための整備・活用のための整備の基本方針：3)

- ・ 齋場御嶽の歴史的・文化的価値並びに“祈りの場”としての神聖な空間を確実に保護しつつ、その歴史的・文化的価値等の理解を深めるための適切な活用整備を行う。
- ・ 観光振興や地域振興の拠点資源としての魅力の向上や、来訪者の利便性や安全性を高めるための、周辺地域も含めた適切な活用整備を行う。

【基本的な考え方に関する整備の内容】

- ・ 地域住民に、“地域の宝”である齋場御嶽の歴史的・文化的価値を普及・啓発するための整備（例：国指定史跡や世界遺産としての価値や、関連する歴史文化資源、自然環境等、保存管理と活用に関する必要事項を掲載した冊子（「齋場御嶽と私たちのつながり（仮称）」の作成等）を行う。
- ・ 観光客等に、齋場御嶽の歴史的・文化的価値や地域の“祈りの場”としての重要性を周知・啓発するための整備（例：パンフレットの作成、案内解説板の設置、多言語対応のガイドンスアプリの開発等）を行う。
- ・ 来訪者の利便性や安全性を高めるための整備（例：ICTを導入した解説板やピクトグラムを用いた案内サインの設置、安全確保のための最小限の施設設置等）を行う。
- ・ 齋場御嶽への利用の集中を分散するために、齋場御嶽と関わりが深い周辺の歴史文化資産を効果的に活用するための整備（周遊ルートの設定、集落ガイドの養成等）を行う。
- ・ 齋場御嶽及び周辺観光の起終点を明確にするとともに、利用の集中への対応やハンデキャップをもつ方に対する齋場御嶽の案内・解説にも対応した整備（例：がんにゅう駅・南城と緑の館・セーフアのガイドンス機能の集約、コンテンツの充実、パーチャル拝所の設置等）を行う。

第7章 運営・体制の整備

1. 運営・体制の方法

活用の基本方針「4：沖縄の精神文化を表徴する“生きた文化的景観”を持続的に活用するため、多様な主体と連携する」に示したように、斎場御嶽の本質的な価値の一つである「沖縄の精神文化を表徴する“生きた文化的景観”」を将来にわたって持続的に活用（ワイズユース）するためには、行政、地域住民、関係団体並びに専門家が連携して、斎場御嶽及び周辺環境の保存・活用・管理を行っていくことが極めて重要である。

今後、斎場御嶽とともに、斎場御嶽と歴史的・文化的に密接な関わりをもつ周辺環境についても適切に保全し、地域振興等に活用していくためには、その管理も含めて地域住民等の理解と協力に基づく連携が欠かせない。

そこで、現在の管理運営体制の枠組み（P.90 図 2-29 参照）を基本としつつ、地域住民等が参画できる斎場御嶽及び周辺地域における協働型管理運営体制（「斎場御嶽保存・活用・管理協議会（仮称）」）を構築する。

斎場御嶽保存・活用・管理協議会（仮称）では、日常的な保全・活用・管理や課題の改善等の取り組みとともに、保存活用計画の改定や整備基本計画の策定等を担うこととする。

表 7-1 斎場御嶽保存・活用・管理・協議会（仮称）の構成員の役割（案）

構成員		主な役割
南城市	教育委員会文化課	・ 協議会事務局 ・ 斎場御嶽及び市内の文化財、歴史文化資源の保存管理と活用、整備 等
	観光商工課	・ 観光に係る施設整備・管理運営、イベント開催、ガイド育成 等
	都市建設課	・ 周辺の環境保全、景観保全・形成、歩道の整備 等
関係団体等	南城市観光協会	・ 南城市の観光基盤整備、情報発信、緑の館・セーフア、がんじゅう駅・南城、南城市地域物産館の運営、観光ガイドの育成 等
	南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会	・ 歴史・観光ガイドの実施、ガイドの育成 等
	守り人	・ 斎場御嶽の日常的な確認点検、清掃
地域住民等	土地管理者・所有者	・ 管理地、所有地内の歴史文化的資源の日常管理（清掃等）、利用環境の整備 等
	地域住民	・ 地域内の歴史文化的資源の日常管理（清掃等）、来訪者への対応（ガイド、おもてなし、イベントへの参加等） 等
	祈り人（地域住民以外の市民等を含む）	・ 拝所等の清掃（守り人との協働）
専門家（学識者・研究者等）		・ 斎場御嶽及び周辺の歴史文化的資源の保存、活用、整備に関する科学的知見に基づく指導、助言 等

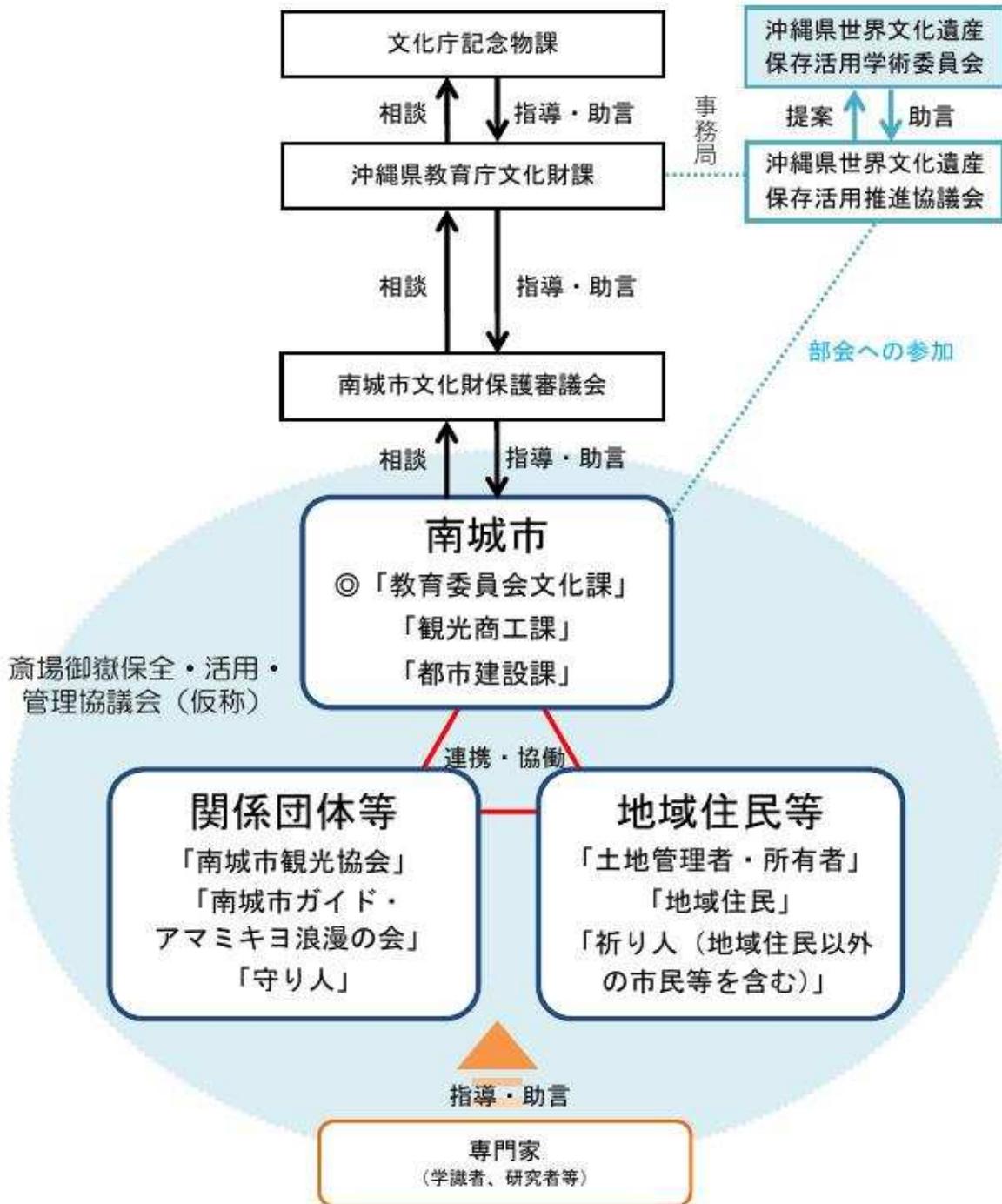


図 7-1 斎場御嶽保存・活用・管理・協議会 (仮称) の体制

第8章 経過観察及び今後の課題

1. 経過観察

(1) 経過観察の方向性

斎場御嶽の本質的価値を守り、保存活用の目標・将来像の実現に向けて、「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営・体制の整備」の各項目で示した事項の推進を図るため、それぞれの取り組みの状況や斎場御嶽に影響を与える各種要因に関して、定期的・継続的な経過観察によるモニタリングを行う。

(2) 経過観察の方法

①保存管理

斎場御嶽の損傷等を未然に防止するため、史跡指定範囲においては下記のような継続的な経過観察を計画し、必要に応じて影響を与える要因の除去等の対応を検討する。

表 8-1 史跡指定範囲の保存管理に関する事項（影響要因）⁶の把握方法

区分	想定される要因	想定される影響	観察指標	測定の内容・方法	周期	記録組織
開発	1. 開発	・歴史的風土、風致景観の阻害	・阻害要素の有無	・視点場からの定点観測（写真撮影）により、阻害要因の状況を把握	半年	南城市教育委員会
環境	1. 酸性雨	・石灰岩岩盤等の風化、浸食	・酸性雨の状況	・沖縄県衛生環境研究所大里局のデータを確認	毎年	南城市教育委員会
	2. 気候変動	・植生及び生物相の変化	・植生の状況 ・生物の生息状況	・植生の樹種や生育状況、生物の生息状況の観察、写真撮影等により測定	毎年	南城市教育委員会
自然災害	1. 台風・大雨	・ウナー部、参道等の表土流亡 ・基壇、仮設工作物等の崩壊 ・地形の崩落・崩壊 ・倒木	・ウナー部、参道、基壇、仮設工作物、地形、植物等の状況	・毀損状況、崩壊の有無の観察、写真撮影による記録	発生直後	南城市教育委員会
	2. 地震					
	3. 病虫害	・遺構の損壊 ・樹木等の枯損、倒木	・樹木の生育状況	・遺構等の毀損の有無、病虫害の発生状況等の観察、写真撮影等による記録	日常	南城市教育委員会
観光	1. 観光客の利用	・本質的価値を構成する要素等の毀損及び劣化	・本質的価値を構成する要素等の状況	・拝所等への無秩序な侵入、毀損、盗難、物品の設置、不法投棄、石畳の摩耗等の観察、写真撮影による記録	毎年	南城市教育委員会
		・祈りの場としての利用の阻害	・祈りの場としての雰囲気状況	・祈りの場としての利用状況、利用者の意向把握	毎年	南城市教育委員会

⁶区分及び影響が想定される要因については『包括的保存管理計画』に示された内容を基本に設定している。

また、世界遺産緩衝地帯、周辺地域における保全の取り組み事項の進捗については、以下の方法で把握する。

表 8-2 世界遺産緩衝地帯、周辺地域の保全に関する事項の把握方法

把握事項	方法	実施主体
1.史跡指定範囲の追加指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウローカー、参道の追加指定手続の実施状況の確認 ・ 御仮屋跡等の調査研究の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市教育委員会
2.関連する歴史文化資産等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の実施状況の確認 ・ 指定文化財への指定状況の確認 ・ 保存や活用のための計画策定状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市教育委員会
3.景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ アプローチ道路沿道の景観形成に関する計画等の策定状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市教育委員会 ・ 南城市観光商工課 ・ 南城市都市建設課

②活用

斎場御嶽の適切な活用に関する取り組み事項の進捗について、以下の方法で把握する。

表 8-3 活用に関する事項の把握方法

把握事項	方法	実施主体
1.適正な来訪者管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者数の把握 ・ 適正入場者数の設定状況の確認 ・ 入場者数コントロール方法の確立及び実施記録の確認 ・ 効果的な利用ルール・マナーの周知方法の確立及び実施記録の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市教育委員会 ・ 南城市観光商工課
2.地域の活性化等への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場御嶽及び関連歴史文化資産を活用した歴史文化学習プログラム等の作成状況の把握 ・ 地域住民に対する普及啓発のための情報提供の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市教育委員会 ・ 南城市観光商工課
3.同時集中利用の分散	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同時集中利用回避のための観光プログラム等の立案・実施状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市教育委員会 ・ 南城市観光商工課
4.多様な主体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民による「集落ガイド」の育成方法の確立及び実施記録の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市教育委員会 ・ 南城市観光商工課 ・ 南城市都市建設課

③整備

保存整備、活用整備に関する取り組み事項の進捗について、以下の方法で把握する。

表 8-4 整備に関する事項の把握方法

把握事項	方法	実施主体
1.適切な保存整備方法の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学的知見に基づいた整備方法の実施記録の確認 ・ 遺構等の適切かつ効果的な保護対策の実施記録の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市教育委員会
2.効果的な活用整備方法の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット、案内解説板等の作成状況の確認 ・ 来訪者の安全性・利便性確保のための施設等整備の実施記録の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市教育委員会 ・ 南城市観光商工課

④運営・体制の整備

運営・体制の整備に関する取り組み事項の進捗について、以下の方法で把握する。

表 8-4 整備に関する事項の把握方法

把握事項	方法	実施主体
1.運営・体制組織の構築	・構成員となる関係者との調整・協議の実施状況の確認	・南城市教育委員会 ・南城市観光商工課
2.運営・体制の具体的な運用	・地域住民等の参加状況の確認 ・活動記録の確認	・南城市教育委員会 (事務局)

(3) 点検及び維持管理

経過観察とともに、以下に示す点検及び維持管理を実施する。なお、点検及び維持管理については、チェックリスト及びマニュアルを作成する。

表 8-5 点検及び維持管理的措置一覧

区分	手法	内容	実施主体
日常的な点検及び維持的措置 主に日々の公開・活用業務において、斎場御嶽の本質的な価値を構成する要素や関連が深い周辺の歴史文化的資源の保存管理と活用に支障がないかを把握し、軽微な作業によりこれを良好な状態に保つ。	見回り	・遺構等の滅失、毀損、衰亡、盗難等の発見、予防 ・活用状況の把握 等	・南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会 ・守り人 ・南城市教育委員会
	清掃、除草	・御嶽内の美化・清掃 ・関連する歴史文化的資源の美化・清掃 ・不要な植物の除草 等	・守り人 ・地域住民(主に関連する歴史文化的資源の美化・清掃) ・祈り人(主に拝所の美化・清掃)
	軽微な補修等	・仮設階段、手すり等安全施設の応急的な補修 ・応急的な小規模の地形の復旧 等	・南城市教育委員会
定期的な点検及び維持的措置 史跡指定範囲の状況の確認および保存のための軽微な予防的措置により、斎場御嶽の保存と活用に支障がないかを総合的に把握するとともに、問題が生じないように適宜軽微な措置を講じる。	仮設工作物等の維持管理	・仮設階段等の木造工作物の防錆処理、定期交換 ・配水施設の保守点検 等	・南城市教育委員会
	植物の維持管理	・樹木の剪定、病虫害防除処理 等	
	緑の館等施設の維持管理	・展示内容の見直し ・設備(水道、電気、消防等)の定期交換 等	・南城市教育委員会 ・南城市観光協会
経常的な点検及び維持的措置 斎場御嶽の本質的な価値を構成する要素に対する保存科学的処理及び保存工学的措置の効果並びに、保存施設及びその他の諸施設の機能の状況等について、一定の指標に基づいて経常的にデータを蓄積するとともに、保存と活用のための経常的な措置を実施す。	ウナー部、参道、基壇、石畳、石灰岩岩石、香炉等のモニタリング	・チェックリスト等の作成と継続的な記録(目視観察、3Dレーザ計測等による把握)。 ・モニタリング結果分析による適切な補修、対策の実施 等	・南城市教育委員会
	適正利用モニタリング	・利用者数の把握 ・利用者意向の把握 ・利用者の増加等による影響の把握 ・モニタリング結果分析による適切な補修、対策の実施 等	・南城市教育委員会 ・南城市観光商工課 ・南城市観光協会 ・南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会 ・守り人

(4) 基礎情報の継続的更新

基礎情報の継続的更新にあたっては、6年毎に行われるユネスコ世界遺産センターへの定期報告を考慮し、下記の内容について準備を進めることを計画する。なお、ユネスコ世界遺産センターへの定期報告の内容については変更されることも考えられるため、随時、国、県との確認、調整の上で実施することとする。

表 8-6 定期的な情報更新を行う基礎情報

項目	概要
① 地理情報	● 遺産及び緩衝地帯に関する基礎的な地理情報を整理。
遺産の所在位置	・基本的に不変だが、市町村合併等をした場合に「行政区域名」を変更。
遺産及び緩衝地帯の面積	・(基本的に不変)
遺産及び緩衝地帯の範囲図	・範囲は基本的に不変だが、ベースとなる地形図の更新。
② 包括的保存管理の対象となる各種要素の状況	● 「第3章-2. 包括的保存管理の対象」で示した各種要素の状況を、『位置図』と『一覧表』で整理。 ＜留意事項＞ ・「遺産と密接な関連性を有する歴史文化資源」「自然的要素」「その他の人文的要素」については、緩衝地帯と周辺地域までを対象として、必要な要素を整理。 ・公開・活用に係る施設でガイダンス施設等の拠点施設の場合には、あわせて諸施設の内容、規模、収容力等がわかる資料を整理。
③ 法令等による保護・保全の状況	● 遺産、緩衝地帯、周辺地域における適用法令に基づく指定区域等の『範囲図』と『制度の概要』を整理。
④ 関連計画の状況	● 本遺産の保存と活用に係る『計画の策定状況』と『計画の概要』を整理。
保存管理計画	・構成資産としての保存管理計画を策定もしくは見直しをした際に、その時期・主体と計画の概要を整理。
整備、公開・活用に関する計画	・本遺産の整備、公開・活用に関する計画について、その策定期間・策定主体と計画の概要を整理。
遺産が所在する自治体における関係諸計画	・沖縄県、構成資産が所在する自治体における各種計画について、策定期間・策定主体と本遺産に係る事項を整理。
⑤ 管理・活用等の状況	● 本遺産の管理・活用に係る状況を整理。
来訪者数(入込客数)	・各構成資産における来訪者数を整理。また、イベント実施時の来訪者数を整理。(→「第8章-2-(4) 遺産を活かした観光プログラムの立案と推進」を参照)
居住人口	・各構成資産における遺産、緩衝地帯範囲の居住人口を整理。
遺産の所有者・管理者	・各構成資産における遺産の所有者・管理者を整理。
財源	・本遺産の保存・活用に係る年度毎の予算を整理。
専門技術者数等	・登録技術者の人数を整理。(→「第8章-2-(2) 遺構・歴史的建造物等の修復に係る技術の維持・向上と継承」を参照) ・ボランティアガイド、調査研究員の人数を整理(→「第8章-2-(5) 遺産への来訪者を受け入れるホストとなる人材・組織の育成」を参照)等
専門技術の実施機会	・専門技術者登録制度を用いた公共工事発注システムの実施状況(回数、工事内容)を整理。
⑥ 現状変更等の記録	● 本遺産で実施された現状変更等の記録を整理。 ・遺構・歴史的建造物等の修復、活用のための施設等の整備、発掘調査等、本遺産で実施された現状変更等の内容を記録として整理。
⑦ 文献資料一覧	● 本遺産に係る各種の文献資料を一覧表で整理。(資料目録として)

(出典：『包括的保存管理計画』)

2. 今後の課題

本計画に示した、斎場御嶽の保存・活用・整備を的確に実行していくための今後の課題としては、以下のように整理される。

項目	今後の課題
1.調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の館・セーフアを含む、御仮屋跡等に関する調査研究の推進 ・ 神事等、斎場御嶽の歴史と密接に関わる植物等の特定や利用方法の調査の推進 ・ マチガキドゥマイから御門口に至る旧参道のルートに関する調査研究の推進 ・ 史跡指定範囲周辺の歴史文化資産に関する調査の推進 等
2.保存管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の成果を踏まえ、保存上重要な箇所の史跡指定を進める。 ・ 石畳や岩盤等の風化・劣化、摩耗等の度合いの現状把握と記録方法（モニタリング）の確立 ・ 観光等人為的な影響に対する現状把握と記録方法（モニタリング）の確立 ・ 日常的な維持管理水準の周知（草刈りの範囲等） 等
3.活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーバーユースを防止するための入場者数のコントロール方法の確立 ・ 三庫理等、必要な箇所への立ち入り制限方法の確立 ・ 観光客等に対する利用ルールやマナーに関する講習の受講を義務付ける仕組みの構築 ・ 礼拝者と一般来訪者の差別化を図るための具体的方策の確立 ・ 地域住民への啓発や学校教育等への活用のための資料・教材等の開発 ・ 同時集中利用分散のための方策（周遊ルート等）の確立 等
4.保存整備 ・活用整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海砂利（または珊瑚バラス）等、真正性を担保するための資材等の確保 ・ 表土流亡を防止する効果的な手法の確立 ・ 解説・案内施設への ICT の導入 ・ ハンデキャップをもつ来訪者への対応 等
5.運営・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民等と連携・協力した、具体的な運営・体制の確立 ・ 多様な主体の適切な役割分担による効果的な管理・運営の展開 等

【巻末資料】

久手堅集落住民ワークショップの概要

1. 日時
平成 30 年 1 月 21 日 午後 1 時～4 時
2. 場所
久手堅公民館
3. 参加人数
10 名
4. ワークショップ開催目的
久手堅集落と斎場御嶽のこれからの関わり方について、住民の思いや考え方を把握する。
5. ワークショップ実施内容

(1) テーマ

これからの久手堅集落と斎場御嶽の関わり方を考える

(2) プログラム

1	◆本日の WS について
2	◆保存活用計画について
3	◆ワークショップ ①斎場御嶽に対する思いや関わりについて
4	②斎場御嶽の保存や活用に関して、久手堅集落または住民としてできることについて
5	③発表
6	◆閉会

6. 主な意見等

【Aグループ】

- ・地域（集落）と齋場御嶽との関わりは、現在は、実際にあまりない状況。
- ・以前は、集落として美化や道路清掃を行っていたが、現在は観光協会や一号線の通り会が関わっている状況である。集落として、農道の清掃等は今も行っているが…。
- ・集落の中で、齋場御嶽のガイドを行っていた方がいたが、今はやっていない。

- ・地域として齋場御嶽に関心が無いわけではないのだが、置いてきぼりにされたまま長い時間が経ってしまっている状況でもある。
- ・齋場御嶽に観光客が来るが、地元には経済的メリットが無い状況である。地域にもお金が落ちる仕組みが必要である。

- ・地元の無関心であったり、接点のない状況が課題としてあるので、部落として関わっていく状況を作っていきたい。
- ・ガイドをしたり、山の道の散策ができるようにしていきたい。遊歩道も作りたい。
- ・観光という側面から地域を高めていきたい。

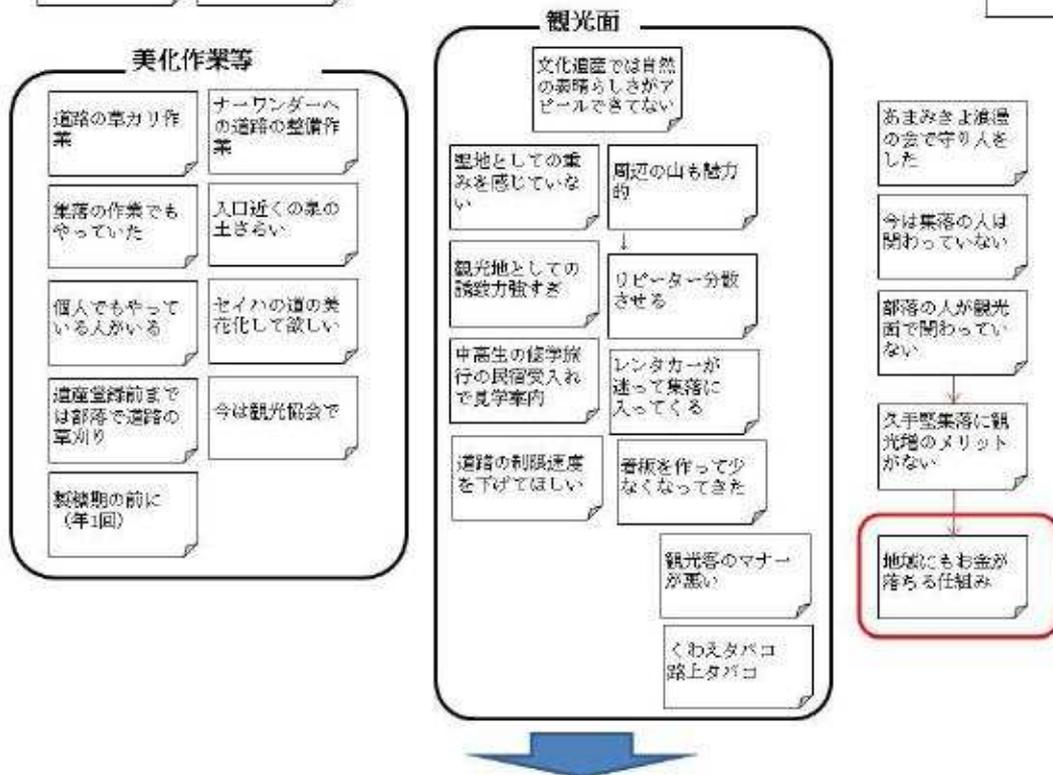
- ・通り会も、なかなかまとまりきれない状況にあるようだ。
- ・一号線の道路を石畳にしたいという希望も出ているようだ。

<発表に対する意見等>

- ・門中の住民については“うがみまーい”でたびたび齋場御嶽を訪れており、関わりがある。若い人は参加しなくなってきている。また、生活とのかかわりが薄くなってきている。

Aグループ

久手堅集落や住民個人と齋場御嶽の関わり

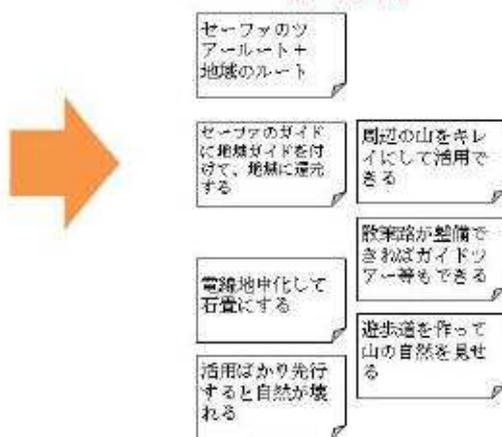


久手堅集落や住民としてできること

【課題】



【アイデア】

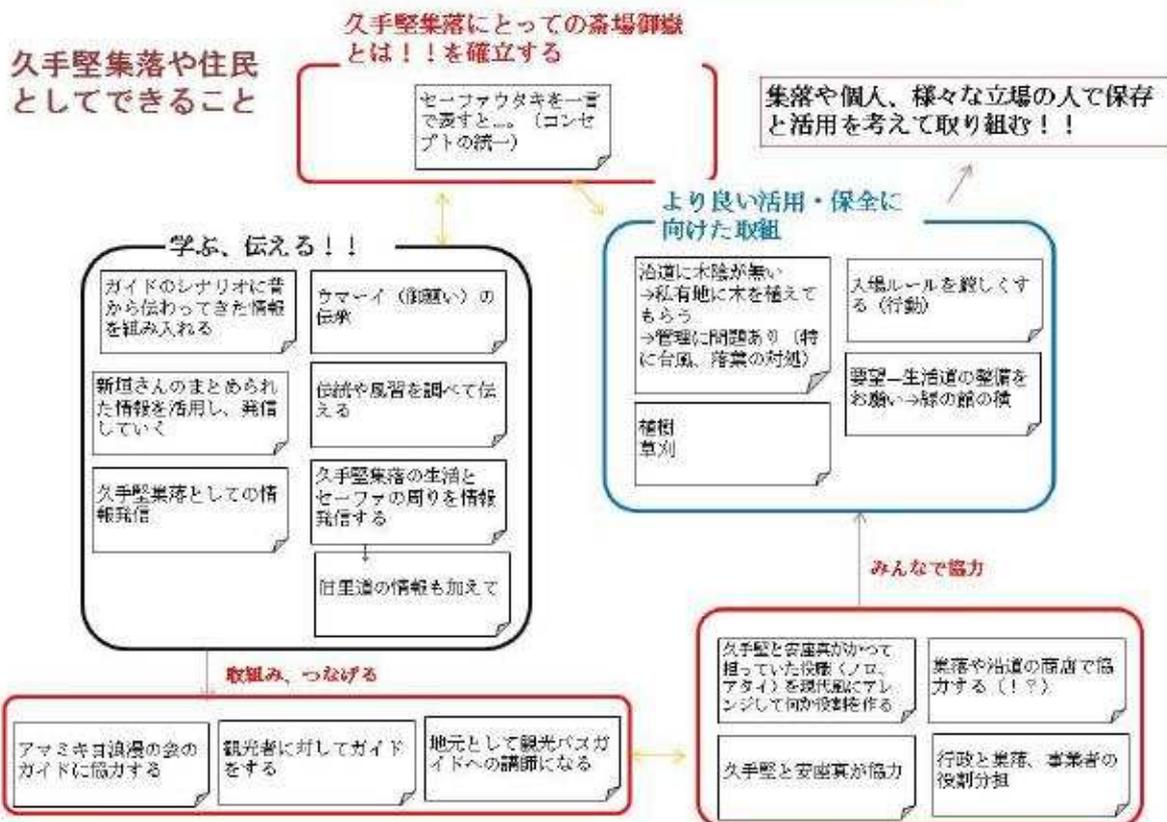
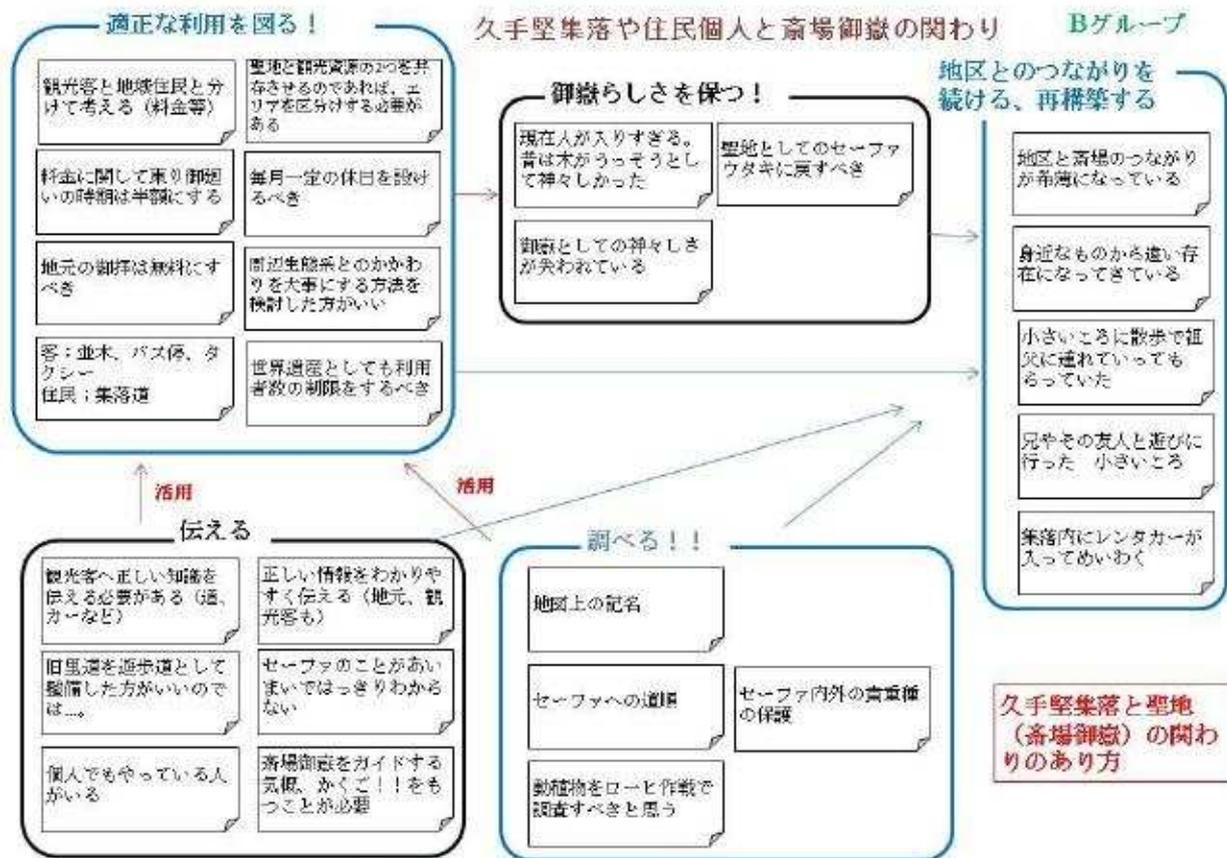


【Bグループ】

- ・斎場御嶽との関わりについては、あがりまーいで行ったり、小さい頃祖父と散歩に訪れたり、などがある。レンタカーが集落に入ってくるなどのネガティブな関わりもある。
- ・斎場御嶽への思いとしては、観光客に正しい知識を伝える必要があると思う。集落の人自身でも正しく説明できない人もいるので、正しい知識の必要性がある。
- ・集落の中の、斎場御嶽へ続く里道は、重要なポイントである。
- ・植物等の希少種の保護に動く必要性もある。
- ・入場料を取っているが、地元の人を入れるような仕組みにする必要がある。人が多すぎることへの懸念、昔の神々しさが失われているという思い、休息日を増やす必要性を感じる。
- ・集落としてできることとしては、まず、斎場御嶽はそもそも聖地である、ということをもっと明確にしていきたい。
- ・そのうえで、様々な立場で保全と活用に取り組む必要がある。具体的には、観光客に対し、学術的な説明だけではなく、地域密着の情報（地域で伝わってきたような内容、集落での生活とつながった内容）も発信していきたい。
- ・住民の持っている関連資料から、伝統や風習を調べ、里道の事も含め、集落から発信したり、ガイドへのレクチャーをしたい。
- ・保全と活用という相反するものを、バランスを取ってやっていく必要がある。
- ・植樹や緑の館の道路も課題である。
- ・観光客には、ルールをしっかりと知ったうえで入ってもらいたい。また、現在は観光協会が指定管理をやっているが、久手堅、安座真の集落も管理に携わる形になって一歩進んでいきたい。

<発表に対する意見等>

- ・「学ぶ・伝える」というのは誰が？
→ガイドを通じて、観光客に学んでもらいたい。伝える面については、浪漫の会のガイドに加えて、地元もガイドになって伝えていったり、浪漫の会のガイドから伝えていきたい。
- ・集落をガイドするときは、吸引器を持っていくなど、ハブ対策をしっかりとやる必要がある。



国指定史跡
齋場御嶽保存活用計画

平成 30 年 3 月

発 行 南城市教育委員会
沖繩県南城市大里字仲間 807 番地
TEL 098-946-8990

編 集 株式会社ブレック研究所 沖繩事務所
沖繩県那覇市泉崎 2-3-3
TEL 098-833-9170

国指定史跡
齋場御嶽保存活用計画

平成 30 年 3 月

南城市教育委員会